

**南海トラフ地震における
具体的な応急対策活動に関する計画**

**平成29年6月23日
中央防災会議幹事会**

平成 27 年 3 月 30 日中央防災会議幹事会決定
平成 29 年 6 月 23 日改定

目 次

第1章 具体計画の適用について

1. 具体計画の位置づけ	1
2. 具体計画に基づく初動対応と活動体制の確立	1
(1) 具体計画に基づく初動対応を行う判断基準	1
(2) 災害緊急事態の布告と緊急災害対策本部の設置	2
(3) 緊急災害現地対策本部の設置と都道府県災害対策本部等の 関係機関との密接な連携	3
3. タイムラインに応じた目標行動	3
4. 用語の定義	4

第2章 緊急輸送ルート計画

1. 趣旨	6
2. 緊急輸送ルートに対する発災時の措置	6
(1) 緊急輸送ルート計画	6
(2) 関係機関による連携と国民への協力要請	7
(3) 緊急輸送ルートの点検、啓開	7
(4) 必要な交通規制の実施	8
(5) 港湾等及び河川の活用	8

第3章 救助・救急、消火活動等に係る計画

1. 趣旨	10
2. 救助・救急、消火等に必要な部隊の動員の考え方	10
(1) 被災地域内の救助・救急、消火等要員の最大限の動員	10
(2) 広域応援部隊の派遣	10
3. 広域応援部隊の派遣先	11
(1) 被害想定を踏まえた派遣	11
(2) 発災後の情報収集に基づく計画の修正	12
(3) 広域応援部隊の派遣手順	12
(4) 発災時の情報共有	13
4. 広域応援部隊の活動に必要な拠点	14
(1) 部隊の進出のための拠点	14
(2) 部隊の活動のための拠点	17
5. 警察、消防、自衛隊及び国土交通省の部隊間の活動調整と活動支援	17
(1) 部隊間の活動調整	17
(2) 部隊の活動支援	17
6. 災害応急対策に活用する航空機及び艦船・船舶並びに災害対策用機械	17
(1) 従事する活動及び規模	17
(2) 航空機の運用の考え方	18

（3）艦船・船舶の運用の考え方.....	19
（4）災害対策用機械の運用の考え方.....	19
7. 警察庁、消防庁、防衛省及び国土交通省の部隊派遣の方針	20
（1）警察庁.....	20
（2）消防庁.....	22
（3）防衛省.....	25
（4）国土交通省.....	27

第4章 医療活動に係る計画

1. 趣旨	29
2. 国、都道府県の役割	29
（1）都道府県の役割.....	29
（2）国の役割.....	29
3. 発災直後のDMA T派遣	29
（1）DMA Tの派遣要請.....	29
（2）DMA Tの参集.....	30
（3）DMA Tへの任務付与及び指揮.....	31
4. 被災した災害拠点病院等の医療機能の継続・回復	32
5. 重症患者の医療搬送（広域医療搬送・地域医療搬送）	32
（1）広域医療搬送・地域医療搬送の定義.....	32
（2）患者搬送の考え方.....	33
（3）航空搬送拠点.....	33
（4）広域医療搬送.....	35
（5）地域医療搬送.....	35
6. DMA T以外の医療チームの活動	36

第5章 物資調達に係る計画

1. 趣旨	37
2. プッシュ型支援による物資調達の対象品目、対象府県	37
（1）対象品目.....	37
（2）対象となる被災府県.....	37
3. プッシュ型支援の実施手順	37
4. 広域物資輸送拠点等	39
（1）広域物資輸送拠点等.....	39
（2）広域物資輸送拠点等の施設基準及び代替拠点の確保.....	39
5. 飲料水の調達計画	40
（1）飲料水の必要量.....	40
（2）被災府県別調達計画.....	40
6. プッシュ型支援の実施計画	42

(1) 必要量	42
(2) 被災府県別調達・供給計画	43
7. プル型支援の実施	69
8. 全国的な物資不足等への対応	69
9. 平時の生産・流通体制への早期回復	69

第6章 燃料供給及び電力・ガスの臨時供給に係る計画

I 燃料供給	
1. 趣旨	70
2. 石油業界における基本的な燃料供給体制	70
(1) 「系列B C P」に基づく石油供給の早期構築	70
(2) 「災害時石油供給連携計画」及び「災害時石油ガス供給連携計画」に基づく相互連携	70
3. 防災拠点等に存する給油施設への「重点継続供給」	70
(1) 重点継続供給	70
(2) 重点継続供給を行う給油施設に関する情報収集・共有	71
4. 業務継続が必要な重要施設への「優先供給」	71
(1) 重要施設への優先供給体制	71
(2) 優先供給要請の手順	72
(3) 費用の国庫負担	72
5. 臨時の給油施設に対する供給手順	72
6. 燃料輸送・供給体制の確保	73
(1) 陸上輸送路の通行確保・輸送手段の確保	73
(2) 海上輸送路の航行確保・海上輸送手段の確保	73
7. 全国的な燃料不足への対応	74
II 電力・ガスの臨時供給	
1. 趣旨	75
2. 電力業界における広域での需給調整体制	75
3. 電力業界、ガス業界における広域での支援体制	75
(1) 電力業界	75
(2) ガス業界	76
4. 重要施設への臨時供給	76
(1) 電力業界	76
(2) ガス業界	77
5. 緊急通行車両等の通行体制の確保	77

第7章 防災拠点

1. 防災拠点の種類及び機能	78
2. 海上輸送拠点	79

3. 大規模な広域防災拠点とその役割	79
別表 2－1 緊急輸送ルートの路線及び区間	82
別表 3－1 都道府県別の被害規模と警察及び消防機関の体制	108
別表 3－2 「広域進出拠点（◎）」、重点受援県内の「進出拠点（○）」、「D M A T 陸路参集拠点（○）」（候補地）の一覧	109
別表 3－3 航空機用救助活動拠点（候補地）	112
別表 4－1 被災地内の航空搬送拠点候補地	114
別表 4－2 被災地外の航空搬送拠点候補地	116
別表 5－1 広域物資輸送拠点	118
別表 6－1 製油所・油槽所	121
別表 7－1 海上輸送拠点	125
 別図 2－1 緊急輸送ルート、各種防災拠点 一覧図	126
別図 2－2 緊急輸送ルート、各種防災拠点 一覧図（詳細版）	135
別図 4－1 D M A T 陸路参集のイメージ	178
別図 4－2 各航空搬送拠点と災害拠点病院等の位置関係	182

第1章 具体計画の適用について

1. 具体計画の位置づけ

- (1) この南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画（以下「具体計画」という。）は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「特措法」という。）第4条に規定する「南海トラフ地震防災対策推進基本計画（平成26年3月中央防災会議）」第4章において作成するとされた災害応急対策活動の具体的な内容を定める計画であり、南海トラフ地震発生時に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）及びこれに基づく防災計画等と相まって、主に緊急災害対策本部並びに指定行政機関及び指定地方行政機関が行うべき地方公共団体に対する応援に関する事項を中心に、当該事項に関連して地方公共団体等が実施すべき役割等も含めて定めるものである。
- (2) 具体計画は、内閣府に平成23年8月に設置された「南海トラフの巨大地震モデル検討会（座長：阿部勝征東京大学名誉教授。以下「モデル検討会」という。）」において最新の科学的知見に基づき想定した最大クラスの地震・津波の震度分布及び津波高の推計結果並びに中央防災会議防災対策推進検討会議の下に平成24年4月に設置された「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ（主査：河田惠昭関西大学教授。以下「対策検討WG」という。）」が報告した被害想定に基づき、国が実施する災害応急対策に係る緊急輸送ルート、救助・消火活動等、医療活動、物資調達、燃料供給、電力・ガスの臨時供給及び防災拠点に関する活動内容を具体的に定めている。
- (3) 具体計画は、南海トラフ地震がいつ発災しても対処できるよう、現時点において保有している部隊、利用可能な資機材、施設、防災拠点等を前提に活動内容を定めている。したがって、南海トラフ地震を想定した各種訓練を通じて、具体計画の内容を評価し、定期的に改善していくことで、実効性を高めていくこととする。また、インフラ、施設、資機材等の整備の進捗に応じて隨時必要な見直しを行う。
- (4) また、東海地震、東南海・南海地震その他の東海地方、東南海地方、南海地方いずれかの南海トラフ沿い及びその周辺の地域で起こり得る地震災害への対応についても、南海トラフ巨大地震の被害想定に基づく活動内容を基本として今後検討する。

2. 具体計画に基づく初動対応と活動体制の確立

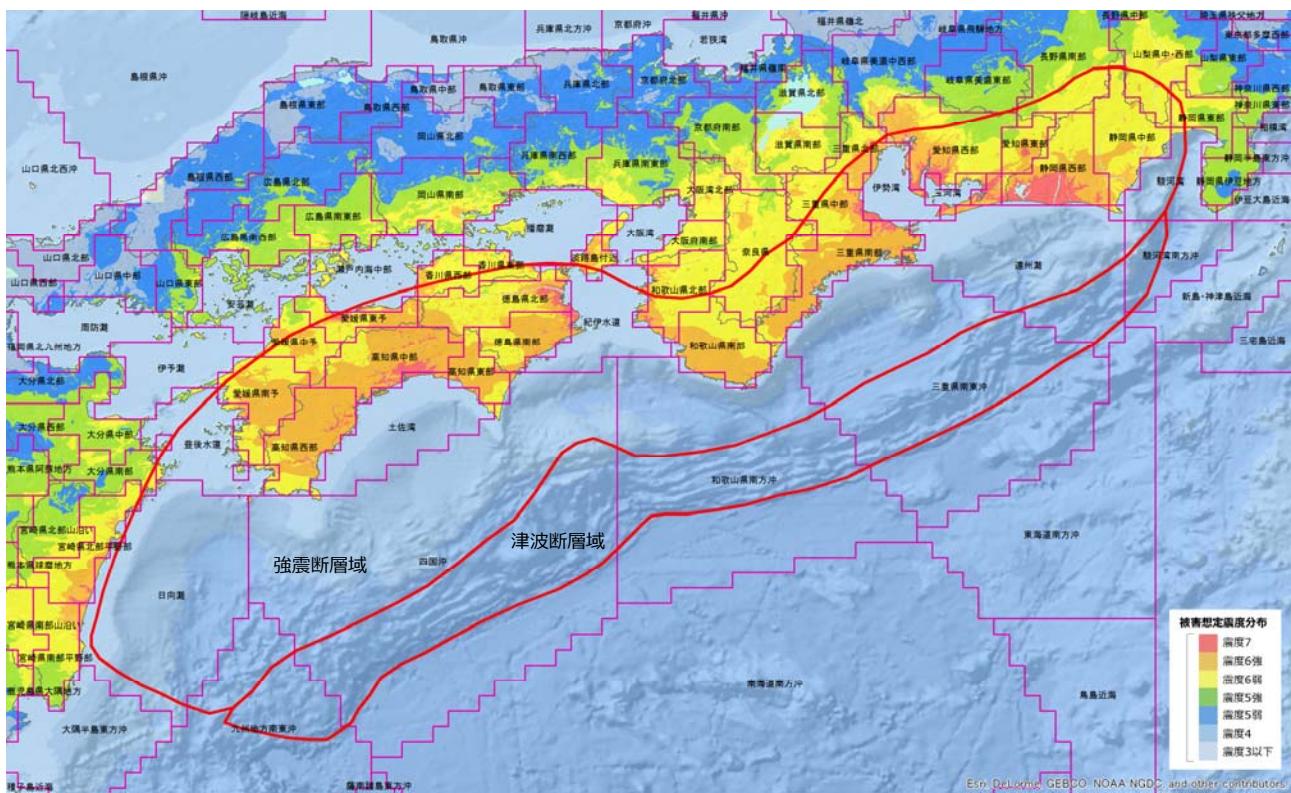
(1) 具体計画に基づく初動対応を行う判断基準

- ① 指定行政機関、指定地方行政機関、地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下これらを総称して「防災関係機関」という。）は、
・ 地震発生時の震央地名の区域が、モデル検討会において設定された想定震源断層域

と重なる区域であり、

- ・ 中部地方、近畿地方及び四国・九州地方のいずれの地域においても、震度6強以上の震度の観測又は大津波警報の発表のいずれかがあった場合には、被害全容の把握を待つことなく、具体計画に基づく災害応急対策活動を直ちに開始する。
- ② 上記①の基準に相当する地震が発生後、「緊急事態に対する政府の初動対処体制について（平成15年11月21日閣議決定）」に基づき内閣危機管理監が参集させる緊急参集チームにおいて、防災関係機関が具体計画に基づく行動を開始していることを確認する。

南海トラフ巨大地震の想定震源断層域¹⁾と震央地名図²⁾



1) 南海トラフ巨大地震に関する津波高・震度分布等（平成24年8月29日公表資料1-1）

2) 気象庁「地震情報で用いる震央地名」<http://www.data.jma.go.jp/svd/eqev/data/joho/region/>

(2) 災害緊急事態の布告と緊急災害対策本部の設置

- ① 政府は、速やかに災害緊急事態の布告及び緊急災害対策本部の設置を閣議にて決定し、速やかに法第108条に基づく災害緊急事態への対処基本方針を定める。
- ② 対処基本方針には、次に掲げる事項を定め、広く国民及び企業に対して協力を要請する。
 - ・ 災害応急対策に必要な部隊、物資等を被災地に投入するための緊急輸送ルートを確保し、緊急通行車両等の通行の確保に全力を挙げること

- ・ 国防、社会秩序の維持及び消防のために不可欠な部隊を除く警察、消防、自衛隊及び海上保安庁の部隊、災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）、国土交通省緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）その他の応援部隊を被災地に迅速に最大限投入し、人命救助を第一とした災害応急対策活動に全力を尽くすこと
 - ・ 被害が特に甚大と見込まれる地域に対して、応援部隊を重点的に投入すること
 - ・ 被災地域以外の警察、消防が被災地への対応に全力を挙げなければならないことを踏まえ、広く国民及び企業に対して、防犯、防災、防火、救急等に関し、自助・共助の意識をもって各地域で取り組むよう、積極的な理解と協力を求めること
 - ・ 食料、飲料水、医療物資、燃料及び生活必需品を被災地向けに全国からできる限り確保し、遅滞なく供給するとともにこれらの物資の買いだめ、買い急ぎを防止すること
 - ・ 被災地住民の生活の復旧等のため、電気、ガス、水道、通信等のライフラインの復旧に全力を挙げるとともに、道路、空港、港湾、鉄道等の交通インフラの早期復旧を目指すこと
 - ・ 被災地の住民をはじめ、国民や地方公共団体、関係機関が適切に判断し行動できるよう、的確に情報を提供すること、特に帰宅困難者に対して「むやみに移動を開始しない」という一斉帰宅抑制の協力を求めるこ
- ③ 緊急災害対策本部は、災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため、応援部隊の災害現場への投入を迅速化するための輸送手段の確保、交通規制や道路啓開等を通じた緊急通行車両等の通行の確保などについての総合調整を行う。

- (3) 緊急災害現地対策本部の設置と都道府県災害対策本部等の関係機関との密接な連携
- ① 政府は、南海トラフ地震が発生した場合には、被害状況に応じて、速やかに中部地方、近畿地方、四国地方、九州地方のうち被害が甚大な地域に、緊急災害現地対策本部（以下「政府現地対策本部」という。）を設置する。
 - ② 政府現地対策本部は、被災府県の災害対策本部との合同会議等を通じて、情報の共有と状況認識の統一を図るとともに、救助・救急活動、消火活動、医療活動等の実施機関と密接に連携し、災害応急対策の実施を推進する。

3. タイムラインに応じた目標行動

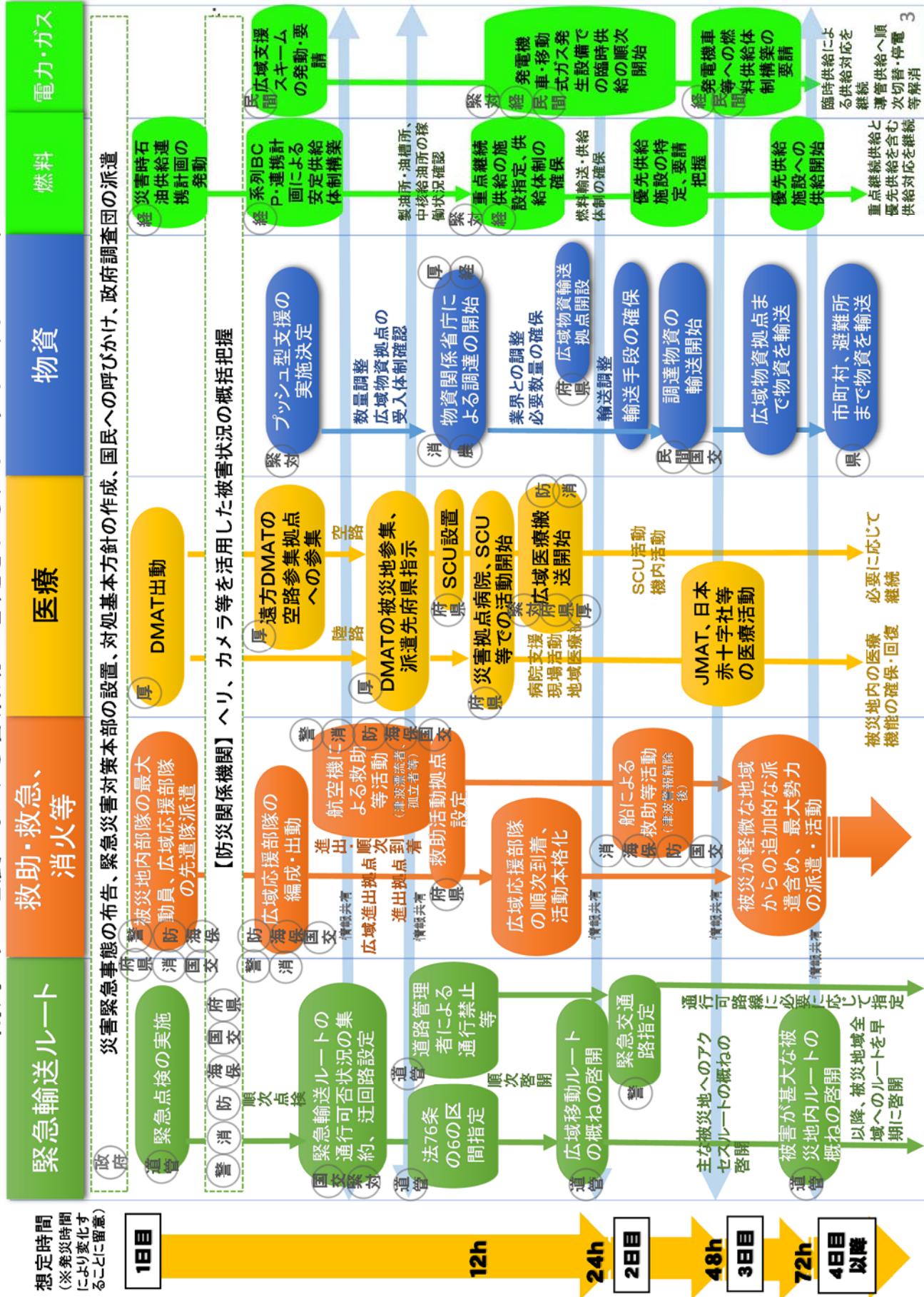
- (1) 具体計画では、発災時からの経過時間に応じた5頁に示すタイムラインを目安に、防災関係機関は緊急災害対策本部の総合調整の下、相互に連携して迅速な行動を行う。
- (2) このタイムラインに定めた内容は、国及び地方公共団体の複数の防災関係機関が人命救助のために重要な72時間を意識しつつ、緊急輸送ルートの通行確保、救助・救急活動、消火活動、医療活動、物資供給、燃料供給、電力・ガスの臨時供給等の活動を整合的かつ調和的に行うための目安である。実際には地震の発生時間や被災状況、各防災関係機関の実情に応じて相違があることに留意が必要である。

4. 用語の定義

具体計画の各章を通じて使用される次に掲げる用語は、次の定義に従うものとする。

- ・ 南海トラフ地震：特措法第2条第2項に規定する南海トラフ地震をいう。
 - ・ 南海トラフ巨大地震：モデル検討会で想定された南海トラフ地震として科学的に想定し得る最大規模のものをいう。
 - ・ 被災都府県：特措法第3条の南海トラフ地震防災対策推進地域をその区域に含む都府県をいう。
 - ・ 被災府県：被災都府県のうち、東京都を除くものをいう。
- 防災拠点：第7章1.（3）の表に従い分類、整理された広域進出拠点、進出拠点、救助活動拠点、航空搬送拠点、広域物資輸送拠点及び海上輸送拠点をいい、それぞれの防災拠点の定義は、各章ごとにその詳細を定める。

南海トラフ地震における各活動の想定されるタイムライン(イメージ)



想定時間
(※発災時間
により変化す
ることに留意)

1日目

第2章 緊急輸送ルート計画

1. 趣旨

- (1) 緊急輸送ルート計画は、被害が甚大な被災地域へ到達するためのアクセス確保が全ての災害応急対策活動の基礎であることに鑑み、発災直後から、部隊等の広域的な移動など人命の安全確保を主眼とした全国からの人員・物資・燃料の輸送が迅速かつ円滑に行われるよう、あらかじめ通行を確保すべき道路を定めるものである。
- (2) 緊急輸送ルートは、都道府県地域防災計画で定める緊急輸送道路を踏まえ、国土の骨格をなす幹線道路である高速道路、直轄国道を中心に全国から広域応援部隊や緊急物資輸送車両の広域的な移動を確保するとともに、甚大な地震・津波被害が見込まれる区域及び防災拠点に到達し、活動を確保するために、必要に応じて都道府県等が管理する道路も含め、選定したネットワークである。
- (3) 発災時には、被害の全容把握に時間を要することが予想される中にあっても、あらかじめ必要最低限に絞って選定した緊急輸送ルートについては、他の道路に優先して通行可否情報（通行不可の場合における迂回ルート情報を含む。）を遅滞なく集約し、防災関係機関間で情報共有を速やかに行うとともに、早期に通行確保を行うことが必要である。このための備えとして、あらかじめ地図情報も含めて防災関係機関の間で広く情報共有を図るとともに、発災時の情報共有のための具体的な手順も含めて明らかにする。
- (4) なお、発災時に実際に活動を展開するにあたっては、刻々と変化する、道路管理者や各施設管理者からの被災情報・通行可否情報等を踏まえ、ルートの見直しなど、柔軟に対応することが必要となる。

2. 緊急輸送ルートに対する発災時の措置

(1) 緊急輸送ルート計画

- ① 緊急輸送ルート計画に緊急輸送ルートとして定める道路は、全国の都道府県から被害が甚大な地域に到達し、活動するための必要最低限のルートとして選定¹したものである。（別表2－1 緊急輸送ルートの路線及び区間、別図2－1 緊急輸送ルートマップ）

¹ 緊急輸送ルートは、この計画において以下の4種類の考え方で整理している。

- ・ 広域移動ルート：部隊等の広域的な移動のためのルート。主に高速道路又は直轄国道により構成される。高速道路と直轄国道等の幹線道路としての機能が重複している場合には、高速道路を優先している。また、都市部においては、発災時の混雑等による通行困難等も加味し、環状的なネットワークも考慮している。
- ・ 被災地内ルート：甚大な地震・津波被害が想定される地域内のルート。
- ・ 代替ルート：被災地内ルートのうち、想定津波浸水域を通過し、津波浸水により通行できない可能性が高い場合に考慮するルート。
- ・ 拠点接続ルート：人命の安全確保のために特に重要で代替拠点を確保することが困難と見込まれる航空搬送拠点及び製油所・油槽所と上記のルートの間を接続するルート。

ト、各種防災拠点一覧図（広域版）

- ② 関係機関は、発災後、緊急輸送ルート計画に定められた道路に対して、通行可否情報の共有、必要に応じた啓開活動・応急復旧、交通規制等の通行の確保のための活動を最優先で実施する。
- ③ 緊急輸送ルートから各防災拠点、災害拠点病院など重要な拠点へのアクセスについては、各道路管理者、港湾管理者及び漁港管理者（以下「道路管理者等」という。）が、被災状況等を踏まえ、必要な啓開を速やかに行う。

（2）関係機関による連携と国民への協力要請

- ① 関係機関は、発災後、第1章 3. に掲げるタイムラインを目安に、緊急輸送ルートの確保に関する活動を連携して実施する。
- ② 南海トラフ地震発生時には、都市部において道路交通麻痺が想定されることから、被害が大きい地域の都市部における緊急輸送ルートの確保に際しては、自動車利用の制限、放置車両の移動など国民の理解・協力が必要不可欠である。
そのため、政府、被災府県は、一般車両の通行禁止等について、広く国民に協力を要請する。

（国民への協力要請の例）

- ・ 通行禁止等の交通規制が行われた区域又は道路の区間を通行中の車両の運転者は、速やかに他の場所へ移動してください。
- ・ 通行禁止等の交通規制が行われている道路以外の場所への移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車し、緊急通行車両等の通行や災害応急対策の実施の妨げとならないよう駐車してください。
- ・ 道路上に駐車する際には、道路啓開作業時に車両の移動を行えるようエンジンキーは付けたまま又は分かりやすい場所に置き、ドアはロックしないようにしてください。
- ・ 滋滞の発生を防ぐため、避難や家族の迎えなどに自動車は使用しないでください。

（3）緊急輸送ルートの点検、啓開

- ① 国土交通省は、このタイムラインに応じて、緊急輸送ルートについて、他の道路管理者が管理するものも含め、
 - ・ 通行可能区間（緊急通行車両等のみか否かを含む。）
 - ・ 通行止め区間（通行止めの要因及び解除の見通し並びにその間の迂回ルート情報を含む。）
 - ・ 点検中区間（点検完了の見通しを含む。）
 - ・ 未点検区間（未点検の要因を含む。）

を明らかにして、緊急災害対策本部に対して定期的に報告するものとする。また、警察庁においてはプローブ情報処理システム、国土交通省においては災害通行実績データシステムによって官民ビッグデータを活用し、相互に連携を図りつつ、緊急

輸送ルート等の通行可否情報、被災による通行不能区間にに対する迂回ルート等の情報を緊急災害対策本部に提供する。政府現地対策本部は、その所管区域内の国土交通省地方整備局及び都道府県と協力して上記情報を収集し、速やかに緊急災害対策本部に報告するものとする。

- ② 緊急災害対策本部及び政府現地対策本部は、国土交通省と連携し、これらの情報をもとにした緊急輸送ルートの通行可否情報、被災による通行不能区間にに対する迂回ルート等の情報を防災関係機関に共有する。
- ③ 道路管理者等は、必要に応じて、自らの管理する道路について、法第76条の6の規定に基づき、区間の指定を行い、車両の移動など緊急通行車両等の通行を確保するために必要な措置を行う。
また、道路啓開の実施と併せ、啓開の支障とならないよう立ち往生車両を誘導し、滞留車両を円滑に移動させ、緊急通行車両等の通行を確保する。
- ④ なお、道路管理者は、早期の道路啓開のため、カメラ等の活用のほか民間が保有する情報の活用による迅速な情報収集力の向上に努めるとともに、啓開用資機材を融通できるよう、民間も含めた資機材保有者間の情報共有及び資機材共有の仕組みを事前に構築しておく。

(4) 必要な交通規制の実施

- ① 被災都府県警察は、緊急通行車両等の通行を確保するため、直ちに被害が甚大な地域への車両の流入禁止規制や一般車両の通行を禁止するなどの必要な交通規制を行い、緊急交通路指定予定路線からの一般車両の排除等を行う。
また、都府県公安委員会は、緊急交通路を指定するために必要があると認めるときは、法第76条の4第1項に基づき、道路管理者等に対し、法第76条の6の規定に基づく車両の移動等の措置をとるべきことを要請する。
- ② 警察庁は、緊急輸送ルートについて、道路管理者による道路啓開状況を踏まえ、都府県公安委員会が必要な緊急交通路を迅速かつ的確に指定するよう指導・調整を行い、緊急通行車両等の円滑な通行を確保する。
- ③ 緊急災害対策本部は、警察庁及び都道府県に対して、緊急自動車以外の災害応急対策に従事する車両や緊急物資輸送車両等の緊急交通路の通行のため、都道府県公安委員会及び都道府県知事が緊急通行車両確認標章の発行を円滑に行うことができるよう必要な情報提供を行う。

(5) 港湾等及び河川の活用

- ① 緊急災害対策本部及び国土交通省並びに被災都府県は、地震被害により道路が寸断されるなど、陸路による移動や輸送が困難な場合、海上輸送拠点に指定された港湾や地域防災計画に位置づけられた漁港、緊急用河川敷道路、緊急用船着場²など河川

² 國土交通省は、防災業務計画において、災害時の緊急復旧活動等のための緊急用河川敷道路、緊急用船着場の整備を推進しており、例えば、淀川では緊急用河川敷道路を65.5km、緊急用船着場を9箇所整備するなど、災害が発生した場合の河川の活用に備えている。

の活用を検討する。

- ② 上記①の活用に備えて、発災後港湾管理者や漁港管理者、河川管理者は、津波の状況等を踏まえ、必要に応じて、海上輸送拠点に指定された港湾や地域防災計画に位置づけられた漁港、緊急用河川敷道路、緊急用船着場の点検を行う。

第3章 救助・救急、消火活動等に係る計画

1. 趣旨

- (1) 南海トラフ地震による甚大な被害に対して、人命救助のために重要な72時間を考慮しつつ、被災府県内の警察・消防機関は、発災直後から救助・救急、消火等に必要な部隊を最大限動員するとともに、これらの活動の支援等のため、国土交通省は被災管内のTEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）を最大限動員するものとする。さらに、国は、被害が甚大と見込まれる地域に対して、全国から最大勢力の応援部隊を可能な限り早く的確に投入する必要がある。
- (2) このため、被災地域内で動員する警察・消防・国土交通省TEC-FORCEの部隊（以下「域内部隊」という。）に加えて、全国からの「警察災害派遣隊」、「緊急消防援助隊」、「自衛隊の災害派遣部隊」及び「国土交通省TEC-FORCE」（以下「広域応援部隊」という。）の初動期における派遣の方針と具体的な手順等を明らかにする。
- (3) 域内部隊と広域応援部隊は、次に掲げる事項に関し、緊急災害対策本部による総合調整の下、緊密な連携を図りながら、救助・救急活動、消火活動のほか、緊急輸送ルート確保のための活動（啓閉・排水等）、医療活動、交通規制、避難生活支援等、国民の生命に直結する多岐にわたる災害応急対策活動に従事する。
- 被害情報
 - 広域応援部隊の迅速な進出のための緊急輸送ルートの確保と必要に応じた交通規制の実施及びその情報共有
 - 交通途絶を想定した部隊投入方法の多重化、特に航空機を活用した投入
 - 部隊に対する優先的な燃料供給体制の確保、必要に応じた部隊間での相互協力
 - その後の地震活動や降雨による二次災害防止対策

2. 救助・救急、消火等に必要な部隊の動員の考え方

- (1) 被災地域内の救助・救急、消火等要員の最大限の動員
- ・ 被災地域に所在する警察・消防機関は、発災直後から、管内の被災地域に対して域内部隊を最大限動員して救助・救急、消火活動等に従事する（各県の職員数は別表3-1のとおり）。また、これらの活動の支援等のため国土交通省TEC-FORCEは管内部隊を最大限動員して、災害応急対策活動に従事する。
- (2) 広域応援部隊の派遣
- ・ 一方、被災地域内の警察・消防機関の勢力に比して甚大な被害が想定される県（以下「重点受援県」という。）に対しては、全国からの広域応援部隊を迅速に投入する必要がある³。

³ 国土交通省TEC-FORCEは、各地方ブロックの津波浸水面積、全壊棟数を踏まえ、重点受援県以外の地域にも投入する。

- このため、具体計画では、対策検討WGが平成24年8月に報告した被害想定（死者及び自力脱出困難者数）を踏まえ、静岡県、愛知県、三重県、和歌山県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、大分県及び宮崎県の10県を重点受援県として計画する。上記（1）記載の警察・消防機関のうち、重点受援県の10県における勢力（別表3-1に掲げる当該10県の職員数の合計）及び受援地方整備局等⁴管内の国土交通省TEC-FORCEの活動規模は以下のとおりであるが、これらに加え、全国からの広域応援部隊を派遣する。

警察 約36,200人
 消防機関： 消防職員 約 24,700人
 消防団員 約146,300人
 国土交通省 TEC-FORCE： 約890人

3. 広域応援部隊の派遣先

（1）被害想定を踏まえた派遣

- 警察庁、消防庁及び防衛省は、被害想定（死者数及び自力脱出困難者数）を踏まえ、各地域ブロックの被害規模⁵に応じて広域応援部隊を派遣することを想定する。
- この際、それぞれの省庁において、部隊の役割や被災地域内に所在する勢力も考慮して、部隊の所在する地域ブロックを越えて派遣することも含め、広域応援部隊の派遣先、派遣規模等を計画する。

地方		対象府県	被害規模の目安
中部地方	重点受援県	静岡県、愛知県、三重県	概ね4割
	それ以外	山梨県、長野県、岐阜県	
近畿地方	重点受援県	和歌山県	概ね2割
	それ以外	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県	
四国地方	重点受援県	徳島県、香川県、愛媛県、高知県	概ね3割
九州地方	重点受援県	大分県、宮崎県	概ね1割
	それ以外	福岡県、熊本県、鹿児島県、沖縄県	

- 国土交通省は、被害想定（津波浸水面積、全壊棟数）を踏まえ、各地域ブロックの被害規模⁶に応じて国土交通省TEC-FORCEを派遣することを想定し、深刻な被害

⁴ 中部・近畿・四国・九州の各整備局及び各運輸局、神戸運輸監理部、大阪航空局をいう。

⁵ 被害規模は、平成24年8月29日の対策検討WGによる南海トラフ巨大地震の被害想定（第一次報告）の死者数及び自力脱出困難者数について、都道府県毎に各ケースの中央値を抽出して合算し、地方毎に割合を算出したもの。

⁶ 被害規模は、平成24年8月29日の対策検討WGによる南海トラフ巨大地震の被害想定（第一次報告）のうち、TEC-FORCE活動量に大きな影響を及ぼす各被害地域ブロックの津波浸水面積、道路閉塞の要因

が想定されるケースについて、国土交通省 TEC-FORCE 等の広域派遣先、派遣規模を計画する。

地方	被害規模の目安	
	中部地方の被害想定が最大となるケース ^{注1}	四国地方の被害想定が最大となるケース ^{注2}
中部地方	概ね 4 割	概ね 3 割
近畿地方	概ね 2 割	概ね 2 割
四国地方	概ね 3 割	概ね 4 割
九州地方	概ね 1 割	概ね 1 割

(注 1) 中部地方の被害想定が最大となるケースは、揺れによる被害が最大となると想定される強震動生成域が最も陸域側の場所で発生するとともに、駿河湾から紀伊半島沖で大きなすべり（大すべり域・超大すべり域）が発生し、中部地方の津波高が他の地域に比べ高くなり、大きな被害が想定されるケース。

(注 2) 四国地方の被害想定が最大となるケースは、揺れによる被害が最大となると想定される強震動生成域が最も陸域側の場所で発生するとともに、四国沖で大きなすべり（大すべり域・超大すべり域）が発生し、四国地方の津波高が他の地域に比べ高くなり、大きな被害が想定されるケース。

(2) 発災後の情報収集に基づく計画の修正

- 南海トラフ地震の場合、重点受援県が甚大な被害を受ける可能性が高いと見込まれているが、発災時には、本計画を基礎としつつ、警察庁、消防庁、防衛省及び国土交通省は、実際の被害状況を踏まえ、緊急災害対策本部の調整の下、柔軟に対応する。

(3) 広域応援部隊の派遣手順

① 迅速な出動決定

- 南海トラフ巨大地震によっても被害が想定されない地域に所在する警察災害派遣隊、緊急消防援助隊及び国土交通省 TEC-FORCE 並びに北海道・東北地方等に所在する自衛隊の災害派遣部隊は、直ちに出動する。
- 南海トラフ巨大地震の場合には被害が想定されている地域の広域応援部隊については、発災後、被害が軽微である場合には早期に出動する。

② 進出の手順

- 出動する広域応援部隊は、被災地域に向かう一次的な進出目標である広域進出拠点に向けて進出を開始し、被災状況に応じて、重点受援県に進出するための進出拠点にできる限り速やかに進出する。
- 警察庁、消防庁、防衛省及び国土交通省は、できる限り速やかに広域応援部隊を被災地に到達させるため、緊急災害対策本部の調整の下、進出経路や距離等を考慮して派遣先を決定する。
- 緊急災害対策本部は、発災後、広域応援部隊が進出するために使用する広域進出

となる全壊棟数（津波による被害は除く。）について、地方毎に割合を算出したもの。

拠点及び進出拠点の情報を警察庁、消防庁、防衛省及び国土交通省から速やかに収集し、これらの拠点の所管省庁を通じて、使用に関する管理者の承諾を包括的に得るものとする。

③ 広域応援部隊の派遣規模⁷

- ・ 重点受援県以外の警察、消防の広域応援部隊がすべて出動可能な場合における派遣規模は以下のとおりである。

　　警察災害派遣隊　　：約 16, 000人⁸

　　緊急消防援助隊　　：約 18, 900人／4, 700隊^{9, 10}

- ・ 自衛隊の災害派遣部隊（重点受援県に所在する部隊も含む。）の最大限の派遣規模は以下のとおりである。

　　自衛隊の災害派遣部隊　：約 110, 000人

- ・ 応援地方整備局等¹¹管内の国土交通省 TEC-FORCE の最大限の派遣規模は以下のとおりである。

　　国土交通省 TEC-FORCE　：約 1, 360 人

（4）発災時の情報共有

- ① 警察庁、消防庁、防衛省及び国土交通省は、発災後、第1章 3. に掲げるタイムラインに応じた目標行動を踏まえ、以下の項目について、派遣部隊等の進出・活動状況をとりまとめ、緊急災害対策本部に集約する。
 - ・ 出動部隊名、所在地
 - ・ 人員数
 - ・ 出動時間
 - ・ 派遣先
 - ・ 進出・活動状況（広域進出拠点、進出拠点、救助活動拠点への到達状況）
- ② 緊急災害対策本部は、発災後その時点で判明している被害状況に基づき、警察庁、消防庁、防衛省及び国土交通省に対して、緊急輸送ルートの通行可否情報、燃料補給に関する情報その他広域応援部隊の派遣に必要な情報の提供を定期的に行い、必要に応じてそれぞれの派遣方針を集約・調整する。
- ③ 政府現地対策本部は、緊急災害対策本部が集約した所管区域への広域応援部隊の進出・活動状況を踏まえ、所管区域の都道府県災害対策本部と連携しつつ、警察庁、消防庁、防衛省及び国土交通省に対して、部隊活動に必要な情報（被害状況、緊急

⁷ 派遣規模とは、被災地である重点受援県への派遣を予定している部隊の総数であり、ある特定の時点における活動規模を示すものではない。

⁸ 域内の警察も含め、約 52, 000 人態勢。

⁹ 域内の消防職員も含め、約 43, 600 人態勢。このほか、域内では消防団員約 146, 300 人も対応。

¹⁰ 緊急消防援助隊の数値は重点受援県を除く 37 都道府県の緊急消防援助隊登録隊数（平成 29 年 4 月時点）の合計

¹¹ 北海道開発局、東北地方整備局、関東地方整備局、北陸地方整備局、中国地方整備局、北海道・東北・関東・北陸信越・中国運輸局、東京航空局をいう。

輸送ルートの確保状況、航空機用救助活動拠点（4.（2）参照）及び海上輸送拠点の利用可否情報等）の提供を行い、必要に応じてそれぞれの派遣方針を集約・調整する。

4. 広域応援部隊の活動に必要な拠点

（1）部隊の進出のための拠点

① 広域進出拠点・進出拠点

- ・ 発災後、各部隊が、3. に掲げる手順により重点受援県が属する被災地域に向かう一次的な進出目標を「広域進出拠点」、各部隊が受援都道府県に向かって移動する際の目標となる場所を「進出拠点」という。
- ・ 具体計画では、「広域進出拠点」及び重点受援県内の「進出拠点」を別表3-2のとおり定める。
- ・ 広域進出拠点及び進出拠点の管理者は、広域応援部隊による車両の駐車及び給油、隊員の休憩等の支援に特段の配慮を行う。
- ・ 広域応援部隊は、発災時には、進出する広域進出拠点及び進出拠点について、その被災状況、利用状況に応じて柔軟に決定する。

② 陸路での進出が難航すると見込まれる地域へのアクセス

- ・ 南海トラフ巨大地震による津波により、発災後しばらくの間は、陸路による到達が難航すると見込まれる以下の市町村については、空路、海路によるアクセスも想定する。
- ・ なお、発災後しばらくの間は津波警報が解除されないこと、港湾や漁港内の漂流物・障害物の処理に時間を要することが想定されることから、ヘリ・航空機を活用した空からの救出救助・消火活動（部隊投入を含む。）を想定する。
- ・ 下表は、モデル検討会が想定した津波浸水地域をもとに、陸路到達が難航すると見込まれる市町村を抽出したものであるが、落橋、液状化、土砂災害等による陸路到達難航地域については、地方公共団体において、そのアクセス方法を具体的に検討しておくべきである。

津波浸水により陸路到達が難航すると見込まれる市町村		陸路以外のアクセス方法 (例)	周辺の航空機用救助活動拠点 (例)
高知県	土佐清水市	海路：大岐海岸（砂浜） 空路：土佐清水総合公園	宿毛市総合運動公園
高知県	安田町、馬路村	海路：安田川河口部（砂浜） 空路：大野台地ヘリポート	室戸広域公園
高知県	奈半利町、田野町、北川村	海路：奈半利港 空路：奈半利港緑地	室戸広域公園
高知県	室戸市	海路：室戸岬漁港 空路：室戸広域公園	室戸広域公園
高知県	東洋町	海路：白浜（砂浜） 空路：東洋町防災ヘリポート	野外交流の郷まぜのおか
和歌山県	太地町	空路：太地町町民グラウンド	新宮市民運動競技場
徳島県	海陽町	空路：野外交流の郷まぜのおか	野外交流の郷まぜのおか
愛媛県	愛南町	空路：第3号南予レクリエーション都市公園	第3号南予レクリエーション都市公園

(注) 上記地域は、被害想定による津波浸水深（各パターンのうち最大となるもの）に対して、緊急輸送ルートとして計画する道路の概ねの路面の高さや規格に加え、代替ルートの有無を考慮し、都道府県等の意見を踏まえ、内閣府において暫定的に抽出したもの。

③ 民間フェリーを活用した進出

- ・ 広域応援部隊進出のために民間フェリーの利用を想定する区間は以下のとおりである。

省庁名	区間		規模	
	起点	終点	人員	車両
防衛省	苫小牧港	八戸港	約 12,000 人	約 3,000 台
	苫小牧港	仙台塩釜港		
	苫小牧港	茨城港		
	苫小牧港	新潟港		
	苫小牧港	敦賀港		
	小樽港	新潟港		
	小樽港	舞鶴港		
	函館港	大間港		
	函館港	青森港		
警察庁	苫小牧港	仙台塩釜港	約 790 人	約 200 台
	苫小牧港	茨城港		
	苫小牧港	敦賀港		
	小樽港	舞鶴港		
	函館港	青森港		
	那覇港	鹿児島港		
消防庁 ¹²	苫小牧港	茨城港	約 1,280 人	約 310 台
	苫小牧港	舞鶴港		
	小樽港	敦賀港		
	小樽港	舞鶴港		
	函館港	青森港		
	那覇港	鹿児島港		

- ・ 警察庁、消防庁又は防衛省から緊急災害対策本部に要請があった場合には、国土交通省を通じて、速やかに広域応援部隊を輸送できるよう、海上運送事業者と調整を行う。

④ 民間航空機を活用した隊員の輸送

- ・ 広域応援部隊は、隊員の迅速な派遣のため、必要に応じて民間航空機を利用する可能性を想定する。
- ・ 緊急災害対策本部は、警察庁、消防庁又は防衛省からの要請があった場合、必要に応じ、国土交通省を通じて、民間航空会社への協力要請を行う。

¹² 消防庁の数値は、平成 29 年 4 月時点の緊急消防援助隊登録隊数。

(2) 部隊の活動のための拠点

- ① 域内部隊及び広域応援部隊が、被災地において部隊の指揮、宿営、資機材集積、燃料補給等を行う拠点を「救助活動拠点」という。被災地方公共団体は、「救助活動拠点」をあらかじめ想定し、発災後には速やかに確保するものとする。
- ② 救助活動拠点のうち、
 - (ア) 災害応急対策に活用する航空機が駐機、給油できる拠点
 - (イ) 甚大な津波被害が想定される地域にて、大規模な空からの救助活動のために活用することが想定される拠点については、航空機用救助活動拠点として、発災後速やかに利用できるよう別表3-3のとおり候補地を明確化する。

5. 警察、消防、自衛隊及び国土交通省の部隊間の活動調整と活動支援

(1) 部隊間の活動調整

- ・ 警察庁、消防庁、防衛省及び国土交通省は、部隊がそれぞれ連携を図りながら円滑かつ効果的に救助・救急、消火活動等を行えるよう、緊急災害対策本部、政府現地対策本部のほか、被災都府県及び被災市町村の災害対策本部において、活動調整会議等により、効果的な救助・救急、消火活動等に資する情報（要救助者の発見場所、行方不明者の特定に資する情報、燃料補給の確保状況等）の共有及び調整を行う。
- ・ 災害現場で活動する警察、消防、自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力をを行う。また、災害現場で活動する国土交通省 TEC-FORCE 及び災害派遣医療チーム（D M A T）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

(2) 部隊の活動支援

- ・ 緊急災害対策本部及び政府現地対策本部は、関係省庁等の協力を得て、部隊活動の安全確保のための専門的な助言等を行う体制を構築する。
- ・ 國土交通省 TEC-FORCE は、部隊の円滑かつ迅速な進出、活動を支援するため、排水ポンプ車、照明車、衛星通信車等の派遣、土砂災害その他の所管領域に関する部隊活動の安全確保のための助言等を行う。

6. 災害応急対策に活用する航空機及び艦船・船舶並びに災害対策用機械

(1) 従事する活動及び規模

- ・ 警察庁、消防庁、海上保安庁、防衛省及び国土交通省の調整により運用する航空機（回転翼機を含む。）は、それぞれの任務に応じて、情報収集活動、救助・救急、消火活動、輸送活動、医療活動等に従事する。
- ・ 警察庁、消防庁、海上保安庁、防衛省及び国土交通省の調整により運用する艦船・船舶は、それぞれの任務に応じて、情報収集活動、救助活動、消火活動、航路啓開活動、輸送活動、船舶交通の規制等に従事する。

- これらの活動における航空機、艦船・船舶の規模は、以下のとおりである。

(単位：艦船・船舶は隻、航空機は機)

調整主体	航空機		艦船・船舶
	回転翼機	固定翼機	
警察庁	約40	-	約60
消防庁	75	-	19
海上保安庁	40	19	329
防衛省	約280	約120	約65
(うち、大型回転翼)	約35		
国土交通省	8	-	43
合計	約440	約140	約520

- 国土交通省の排水ポンプ車、照明車、衛星通信車、衛星小型画像伝送装置（Ku-SAT）、対策本部車、待機支援車等の災害対策用機械は、それぞれの任務に応じて、情報収集活動、道路啓開活動、排水活動等の応急対策活動に従事する。
- これらの活動における災害対策用機械の規模は、以下のとおりである。
災害対策用機械　： 約565台（最大派遣規模）
うち排水ポンプ車約220台

（2）航空機の運用の考え方

① 重視する航空機の運用

（ア）情報収集、人命救助のための航空機の運用

- 被害状況が確認されていない地域（情報空白域）に対する情報収集
- 陸路到達困難地域での空からの救出救助・消火活動のための航空機の配分
- 人命救助のための部隊の輸送及びDMA参集のための航空機の活用を重視する。

（イ）医療搬送のための航空機の運用

- 広域医療搬送のための航空機の活用（傷病者の発生状況やSCUへの患者の搬送状況を踏まえた航空機の追加配分を含む。）を重視する。

② 航空機の運用調整

- 都道府県は、航空機を最も有効適切に活用するため、上記①に掲げる運用その他各種活動支援のための航空機の運用に関し、災害対策本部内に航空運用調整班を設置し、政府現地対策本部と連携して必要な調整を行う。
- 広域医療搬送や陸路到達困難地域での大規模な空からの救出救助・消火活動など、都道府県域を超えて国レベルでの航空機の運用を行う必要がある場合には、緊急災害対策本部又は政府現地対策本部が主体となって調整を行う。

(3) 艦船・船舶の運用の考え方

① 重視する艦船・船舶の運用

(ア) 津波による漂流者の救助のための艦船・船舶の運用

- ・漂流者の多数発生が予想される海域及び漂流者の状況が確認されていない海域（情報空白域）における海上搜索を重視する。
- ・救助した漂流者のうちで、重傷等により早期に医療機関へ搬送し治療する必要がある患者に対応するため、D M A T をはじめとする医療チームを要請・乗船させることについて考慮する。

(イ) 陸路での到達が困難な地域における艦船・船舶の運用

- ・津波被害等により陸路での到達が困難な地域への海上からの人員、物資、資機材等の輸送を重視する。

(ウ) 消火活動のための艦船・船舶の運用

- ・船舶火災及び沿岸で発生した火災で艦船・船舶からの消火が効果的なものを重視する。

(エ) 航路啓開活動のための船舶の運用

- ・海上輸送拠点へアクセスする航路の啓開に係る活動を重視する。

(オ) 沿岸部の航空搬送拠点・S C Uの補完

- ・沿岸部の航空搬送拠点・S C Uなどの至近に政府艦船を着岸又は洋上に停泊させ、D M A T 等と連携して当該拠点の補完として活用することを考慮する。

② 艦船・船舶の運用調整

- ・都道府県は、艦船・船舶を最も有効適切に活用するため、上記①に掲げる運用その他各種活動支援のため艦船・船舶の運用に関し、政府現地対策本部と連携して必要な調整を行う。

- ・国レベルでの艦船・船舶の運用を行う必要がある場合には、緊急災害対策本部が主体となって調整を行う。

(4) 災害対策用機械の運用の考え方

① 重視する災害対策用機械の運用

(ア) 情報収集のための災害対策用機械の運用

- ・被害状況が確認されていない地域（情報空白域）に対する情報収集を重視する。

(イ) 緊急輸送ルートを確保するための災害対策用機械の運用

- ・緊急輸送ルートを確保するための道路啓開、排水活動を重視する。

(ウ) 排水活動のための災害対策用機械の運用

- ・津波により深刻な浸水被害が発生した地域での排水活動を重視する。

(エ) 被災した地方公共団体支援のための災害対策用機械の運用

- ・庁舎が被災した地方公共団体の通信機能の確保を重視する。

7. 警察庁、消防庁、防衛省及び国土交通省の部隊派遣の方針

(1) 警察庁

① 活動内容

- 警察が派遣する警察災害派遣隊は、情報収集、避難誘導、救出救助、検視、死体調査及び身元確認の支援、緊急交通路の確保及び緊急通行車両等の先導、行方不明者の捜索、治安維持、被災者等への情報伝達、被災地等における活動に必要な通信の確保等を行う。

② 部隊運用

- 警察は、警察庁調整の下、重点受援県に指定された10県警察を除く37都道府県警察について、南海トラフ地震発生後、管内の被害状況を確認し、部隊派遣が可能な場合には、直ちに広域進出拠点等に向けて部隊を出動させる。
- 警察庁は、被災状況に応じて、各都道府県の警察災害派遣隊に対し、派遣先の都道府県を指示する。
- 警察災害派遣隊の派遣規模及び派遣先は以下のとおりであるが、被災状況に応じて、派遣先の決定を柔軟に行うものとする。

	部隊の所在地		規模 (人)	車両数 (台)	進出目標 (広域進出拠点)	派遣方面
	管区	都道府県				
想定上、被害のない18道県	北海道	北海道	約790人	約200台	足柄SA（静岡県小山町）	
					談合坂SA（山梨県上野原市）	中部方面
					関SA（岐阜県関市）	
	東北管区	青森県	約1,330人	約325台	大津SA（滋賀県大津市）	近畿 四国方面
		岩手県			足柄SA（静岡県小山町）	
		宮城県			談合坂SA（山梨県上野原市）	中部方面
		秋田県			関SA（岐阜県関市）	
		山形県			大津SA（滋賀県大津市）	近畿 四国方面
		福島県				
	関東管区	栃木県	約1,460人	約350台	足柄SA（静岡県小山町）	
		群馬県			談合坂SA（山梨県上野原市）	中部方面
		埼玉県			関SA（岐阜県関市）	
		新潟県			大津SA（滋賀県大津市）	近畿 四国方面

	部隊の所在地		規模 (人)	車両数 (台)	進出目標 (広域進出拠点)	派遣方面
	管区	都道府県				
想定上、被害のない18道県	中部管区	富山県	約520人	約125台	関SA（岐阜県関市）	中部方面
		石川県			賤ヶ岳SA（滋賀県長浜市）	
		福井県			賤ヶ岳SA（滋賀県長浜市）	近畿 四国方面
	中国管区	鳥取県 島根県	約340人	約75台	古賀SA（福岡県古賀市）	九州方面
					高梁SA（岡山県高梁市）	四国方面
		三木SA（兵庫県三木市）			三木SA（兵庫県三木市）	近畿方面
	九州管区	佐賀県 長崎県	約450人	約100台	玖珠SA（大分県玖珠町）	九州方面
					えびのPA（宮崎県えびの市）	
		宮島SA（広島県廿日市市）			宮島SA（広島県廿日市市）	四国 近畿方面
南海トラフ地震防災対策推進地域を管轄する19都府県	関東管区	茨城県	約11,000人	約2,750台	被災状況に応じて、被害が甚大な地域を中心 に派遣先・規模を決定	
		千葉県				
		神奈川県				
		山梨県				
		長野県				
	警視庁	東京都				
	中部管区	岐阜県				
	近畿管区	滋賀県				
		京都府				
		大阪府				
		兵庫県				
		奈良県				
	中国管区	岡山県				
		広島県				
		山口県				
	九州管区	福岡県				
		熊本県				
		鹿児島県				
		沖縄県				

(2) 消防庁

① 活動内容

- 緊急消防援助隊は、情報収集、消火・延焼防止、人命救助、傷病者の応急処置・救急搬送等を行う。

② 部隊の運用

(ア) 即時出動する緊急消防援助隊

- 消防庁は、被害が想定されない地域に属する18道県（北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、富山県、石川県、福井県、鳥取県、島根県、佐賀県、長崎県）について、即時、広域進出拠点に向けて緊急消防援助隊の出動を指示する。
- これら即時出動を行う18道県の緊急消防援助隊の最大出動規模及び進出予定先は、下表のとおりであるが、被害状況に応じて、柔軟に対応するものとする。

＜即時出動する緊急消防援助隊の最大出動規模、進出目標等＞

部隊の所在地		最大出動規模※1			進出目標 (広域進出拠点)	進出予定先
地域	都道府県	隊員数(人)	隊数(隊)			
北海道	北海道	約1280人	約1280人	約310隊	被害状況に応じて出動先を決定	函館港、小樽港、苫小牧港
東北地方	青森県	約410人	約2400人	約600隊	足柄SA(静岡県小山町)	静岡県
	岩手県	約370人				静岡県、愛知県
	宮城県	約520人				三重県
	秋田県	約350人				静岡県、愛知県
	山形県	約270人				静岡県、三重県
	福島県	約480人				愛知県、三重県、和歌山県
関東地方	栃木県	約410人	約1750人	約420隊	足柄SA(静岡県小山町)	愛知県、和歌山県、高知県
	群馬県	約370人				三重県、徳島県
	埼玉県	約970人				静岡県、和歌山県、高知県
北信越 地方	新潟県	約580人	約1450人	約370隊	養老SA(岐阜県養老町)	三重県、高知県
	富山県	約330人			草津PA(滋賀県草津市)	和歌山県、高知県
	石川県	約280人			吹田SA(大阪府吹田市)	徳島県、愛媛県
	福井県	約260人				香川県
中国地方	鳥取県	約180人	約430人	約110隊	高梁SA(岡山県高梁市)	愛媛県、高知県、大分県
	島根県	約250人			福山SA(広島県福山市)	徳島県、愛媛県、高知県、宮崎県
九州地方	佐賀県	約160人	約460人	約120隊	別府湾SA(大分県別府市)	大分県
	長崎県	約300人				宮崎県
合計※2		約7770人	約1930隊			

※1 平成29年4月時点の緊急消防援助隊の登録隊数をベースにした数値。

※2 消防組織法第45条第2項に基づき策定された「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」における平成30年度末の緊急消防援助隊の登録目標隊数(6,000隊)をベースにした場合、これらの隊数の合計は、約8,250人、約2,060隊となる。

(イ) 被害確認後に出動する緊急消防援助隊

- 消防庁は、被害が想定される地域に属する都府県のうち重点受援県以外の19都府県（茨城県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、岐阜県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、岡山県、広島県、山口県、福岡県、熊本県、鹿児島県、沖縄県）について、当該都府県の被害状況を確認後、重点受援県への緊急消防援助隊の出動が可能な場合は、直ちに広域進出拠点に向けて緊急消防援助隊の出動を指示する。
- これら被害確認後に出動を行う19都府県の緊急消防援助隊の最大出動規模及び出動予定先は、下表のとおりであるが、被害の状況に応じて、柔軟に対応するものとする。

＜被害確認後に出動する緊急消防援助隊の最大出動規模、進出目標等＞

部隊の所在地		最大出動規模 ^{※1}		進出目標 (広域進出拠点)	進出予定先
地域	都道府県	隊員数(人)	隊数(隊)		
関東地方	茨城県	約650人	約4420人	足柄 SA (静岡県小山町) 駿河湾沼津 SA (静岡県沼津市)	静岡県、三重県
	千葉県	約1030人			静岡県、愛知県、和歌山県
	東京都	約1380人			静岡県、和歌山県、高知県
	神奈川県	約1150人			静岡県、徳島県
	山梨県	約210人			静岡県、愛知県、三重県
北信越地方	長野県	約540人	約540人	内津峠 PA (愛知県春日井市)	愛知県、三重県、和歌山県
東海地方	岐阜県	約510人	約510人	川島 PA (岐阜県各務原市)	三重県、愛媛県
近畿地方	滋賀県	約250人	約2740人	吹田 SA (大阪府吹田市) 紀ノ川 SA (和歌山県和歌山市) 淡路 SA (兵庫県淡路市) 橋本市運動公園(和歌山県橋本市)	和歌山県
	京都府	約400人			和歌山県、徳島県、高知県
	大阪府	約970人			和歌山県
	兵庫県	約920人			徳島県、愛媛県、高知県
	奈良県	約200人			和歌山県
中国地方	山口県	約310人	約1370人	別府湾 SA (大分県別府市)	大分県、宮崎県
	岡山県	約430人		吉備 SA (岡山県岡山市)	徳島県、高知県
	広島県	約630人		小谷 SA (広島県広島市)	愛媛県、高知県、大分県
九州地方	福岡県	約550人	約1330人	別府湾 SA (大分県別府市)	大分県、宮崎県
	熊本県	約420人		霧島 SA (宮崎県小林市)	宮崎県
	鹿児島県	約360人			宮崎県
沖縄県	沖縄県	約210人	約210人	約50隊	宮崎県
合計 ^{※2}		約11120人	約2800隊		

※1 平成29年4月時点の緊急消防援助隊の登録隊数をベースにした数値。

※2 消防組織法第45条第2項に基づき策定された「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」における平成30年度末の緊急消防援助隊の登録目標隊数(6,000隊)をベースにした場合、これらの隊数の合計は、約11,980人、約3,030隊となる。

③ 部隊の出動

- ・ 出動の指示を受けた各都道府県の緊急消防援助隊のうち、統合機動部隊¹³及び指揮支援部隊¹⁴については、指示後約1時間以内で出動し、その他の部隊は、部隊の集結後直ちに出動するものとする。

¹³ 統合機動部隊とは、災害発生後、迅速に先遣出動し、後続する部隊の円滑な活動に資する情報の収集及び提供を行うとともに、被災地において消防活動を緊急に行うことを任務とする隊をいう。

¹⁴ 指揮支援部隊とは、ヘリコプター等で被災地（都道府県庁等）に赴き、災害に関する情報を収集し、消防庁長官及び都道府県の知事等に伝達するとともに、被災地における緊急消防援助隊に係る指揮が円滑に行われるよう支援活動を行うことを任務とする隊をいう。

(3) 防衛省

① 活動内容

- ・自衛隊の災害派遣部隊は、情報収集、人命救助・捜索救助、消防及び水防活動、応急医療及び救助、緊急輸送、生活支援等を行う。

② 北海道及び東北地方に所在する自衛隊の災害派遣部隊の運用

- ・防衛省は、南海トラフ地震発生後、速やかに広域進出拠点に向けて北海道及び東北地方に所在する自衛隊の災害派遣部隊を出動させる。
- ・北海道及び東北地方に所在する自衛隊の災害派遣部隊の派遣規模及び派遣先は以下のとおりである。

方面隊	規模 (人)	進出目標 (広域進出拠点)	派遣先
北部方面隊	約 16,000 人	今津駐屯地（滋賀県高島市）	
		桂駐屯地（京都府京都市）	
		板妻駐屯地（静岡県御殿場市）	関東地方
		駒門駐屯地（静岡県御殿場市）	中部地方
		滝ヶ原駐屯地（静岡県御殿場市）	近畿地方
		大津駐屯地（滋賀県大津市）	中国地方
		大久保駐屯地（京都府宇治市）	四国地方
		富士駐屯地（静岡県小山町）	
		八尾駐屯地（大阪府八尾市）	
		明野駐屯地（三重県伊勢市）	
		川西駐屯地（兵庫県川西市）	
東北方面隊	約 11,000 人	富士駐屯地（静岡県小山町）	
		朝霞駐屯地（東京都練馬区）	
		滝ヶ原駐屯地（静岡県御殿場市）	関東地方
		古河駐屯地（茨城県古河市）	中部地方
		駒門駐屯地（静岡県御殿場市）	近畿地方
		大宮駐屯地（埼玉県さいたま市）	中国地方
		立川駐屯地（東京都立川市）	四国地方
		北宇都宮駐屯地（栃木県宇都宮市）	
		宇都宮駐屯地（栃木県宇都宮市）	
		豊川駐屯地（愛知県豊川市）	
		春日井駐屯地（愛知県春日井市）	

③ 北海道及び東北地方以外に所在する自衛隊の災害派遣部隊の運用

- ・ 北海道及び東北地方以外に所在する自衛隊の部隊の災害派遣部隊は、地震発生後、速やかに被災状況を確認するとともに、救助活動等を実施する。
- ・ 被害が確認されなかった地域に所在する災害派遣部隊は、速やかに、被害が確認された地域に向けて進出し、救助活動等を実施する。

(4) 国土交通省

① 活動内容

- ・国土交通省 TEC-FORCE は、人命救助を最優先に、関係機関と連携して、被災地域内の救助・救急活動の支援等のため、被災状況の把握、緊急輸送ルートの確保（道路・航路の啓開）、施設・設備等の二次災害防止対策、緊急排水、被災地方公共団体の支援、緊急・代替輸送等に係る輸送支援、空港施設の復旧、応急復旧対策等の技術的指導等の災害応急対策活動を行う。

② 部隊の運用

- ・発災直後は、受援地方整備局等（以下「受援地整等」という。）が中心となり、管内の被災した地域に対して最大限の国土交通省 TEC-FORCE を動員して、災害応急対策活動を開始する。
- ・応援地方整備局等（以下「応援地整等」という。）の国土交通省 TEC-FORCE が到着した後は、受援地整等の災害対策本部長の指揮命令の下、受援地整等と応援地整等の国土交通省 TEC-FORCE が一体となって、被災地を支援する活動を迅速に行う。
- ・国土交通省 TEC-FORCE の派遣規模及び派遣先は、以下のとおりであるが、被災状況に応じて、その規模や派遣先の決定を柔軟に行うものとする。

<国土交通省 TEC-FORCE 隊員の最大派遣規模、進出目標等>

	部隊の所在地	最大派遣規模 (人)	進出目標 (広域進出拠点)	派遣予定先
（応援地整等）	北海道開発局	約 380 人	草津 PA（下り）（滋賀県草津市）	近畿地方整備局
			豊浜 SA（下り）（香川県観音寺市）	四国地方整備局
	東北地方整備局	約 290 人	足柄 SA（下り）（静岡県御殿場市）	中部地方整備局
			恵那峡 SA（下り）（岐阜県恵那市）	中部地方整備局
			草津 PA（下り）（滋賀県草津市）	近畿地方整備局
	関東地方整備局	約 340 人	足柄 SA（下り）（静岡県御殿場市）	中部地方整備局
			恵那峡 SA（下り）（岐阜県恵那市）	中部地方整備局
			豊浜 SA（下り）（香川県観音寺市）	四国地方整備局
	北陸地方整備局	約 190 人	恵那峡 SA（下り）（岐阜県恵那市）	中部地方整備局
			川島 PA（上り）（岐阜県各務原市）	中部地方整備局
			草津 PA（下り）（滋賀県草津市）	近畿地方整備局
	中国地方整備局	約 120 人	豊浜 SA（下り）（香川県観音寺市）	四国地方整備局
			石鎚山 SA（上り）（愛媛県西条市）	四国地方整備局
			美東 SA（下り）（山口県美祢市）	九州地方整備局
	北海道・東北・ 関東・北陸信越・ 中国運輸局 東京航空局	約 40 人	※応援運輸局は、受援運輸局に 向け進出。東京航空局は被災し た被災状況等を踏まえ、派遣す る空港・規模を決定。	中部・近畿・四 国・九州運輸局 神戸運輸監理部 大阪航空局

	部隊の所在地	最大派遣規模 (人)	進出目標 (広域進出拠点)	派遣予定先		
(受援地整備等)	中部地方整備局	約 210 人	※被災状況に応じて、管内の被害が甚大な地域を中心には、被災した空港の役割・機能及び被災状況を踏まえ、派遣する空港・規模を決定。			
	近畿地方整備局	約 220 人				
	四国地方整備局	約 120 人				
	九州地方整備局	約 290 人				
	中部・近畿・四国・九州運輸局	約 50 人				
	神戸運輸監理部					
	大阪航空局					
合計		約 2,250 人				

※ 排水活動及び災害対策用船舶に係る隊員は、排水ポンプ車、災害対策用船舶等に併せて派遣するため、上表と一致しない場合がある。

第4章. 医療活動に係る計画

1. 趣旨

- (1) 南海トラフ地震では、建物倒壊等による多数の負傷者の発生、医療機関の被災に伴う多数の要転院患者の発生により、医療ニーズが急激に増大し、被災地内の医療資源のみでは対応できない状態となることが想定される。
- (2) このため、全国から、災害派遣医療チーム（D M A T : Disaster Medical Assistance Team）をはじめとする医療チームによる応援を迅速に行い、被災地内において安定化処置¹⁵など救命に必要な最低限の対応が可能な医療体制を確保する。あわせて、被災地内の地域医療搬送を支援するとともに、被災地で対応が困難な重症患者を被災地外に搬送し、治療する体制を構築する。

2. 国、都道府県の役割

(1) 都道府県の役割

- ・ 災害時における医療の確保については、都道府県が大きな役割を果たすこととなる。被災都道府県は、当該区域に派遣されたD M A T の活動調整（ロジスティックチーム等の活動調整を含む。）などを含め、被災地内における医療機関への支援を行う。
- ・ 一方、非被災道県は、管内のD M A T 派遣、被災地からの重症患者の受入などの広域後方医療活動を行う。
- ・ さらに、被害が広範な地域にわたることに鑑み、被害が比較的軽微であった都府県においても、甚大な被害が生じている府県に対し、可能な限りの支援を行う。

(2) 国の役割

- ・ 緊急災害対策本部及び政府現地対策本部を中心に、県境を越えるD M A T 派遣、広域医療搬送など、広域にわたる活動の調整を行う。

3. 発災直後のD M A T 派遣

(1) D M A T の派遣要請

- ① 発災直後、全てのD M A T 指定医療機関は、厚生労働省が定める「日本D M A T 活動要領」に基づき、都道府県、厚生労働省等からの要請を待たずに、D M A T 派遣のための待機を行う。
- ② 緊急災害対策本部の設置が決定された段階で、直ちに、厚生労働省D M A T 事務局は都道府県に、文部科学省は大学病院に対し、人口・医療資源に比して甚大な被害が想定される府県（※）へのD M A T 派遣を要請する。上記の要請に基づくD M A T 派遣は、派遣先の府県が要請を行ったものとみなす。

¹⁵ 安定化処置：一時的に全身状態を維持させる処置（外傷初期診療ガイドライン（Japan Advanced Trauma Evaluation and care : J A T E C）のprimary surveyに準じた蘇生処置）

※人口・医療資源に比して甚大な被害が想定される府県

静岡県、愛知県、三重県、和歌山県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、
大分県、宮崎県など

参考) DMA T数¹⁶ (平成 29 年 4 月 1 日現在)

- ・ 全国のDMA T数 : 1, 571 チーム
- ・ うち最大震度 5 強以下の地域 (23 都道県) : 757 チーム
- ・ 実際の派遣チーム数は、各DMA Tが所属する医療機関の業務の状況による。

(2) DMA Tの参集

① 参集拠点候補地

- ・ 厚生労働省 DMA T事務局は、被害状況に応じ、緊急災害対策本部と調整の上、下記②、③の参集拠点候補地を適宜修正し、DMA Tの派遣要請の際に具体的に指示する。
- ・ 緊急災害対策本部は、上記指示にあわせて、自衛隊等の防災関係機関の航空機の確保の調整、空港管理者への協力要請を行う。また、必要に応じ民間航空会社への協力要請を行う。

② 陸路参集

- ・ DMA Tは、被災地における機動的な移動のため、車両による陸路参集を原則とする。
- ・ 自らの所在する都府県内に派遣されるDMA Tは、原則として災害拠点病院に直接参集する。
- ・ 県境を越えて陸路参集するDMA Tの参集拠点候補地は以下のとおりとする。(別図4-1 : DMA T陸路参集のイメージ参照)

参集先	参集拠点候補地
静岡県、愛知県、三重県への参集	足柄SA (静岡県)、浜松SA (静岡県)、名古屋飛行場 (愛知県)、土山SA (滋賀県)
和歌山県への参集	紀ノ川SA (和歌山県)
徳島県、香川県、愛媛県、高知県への参集	豊浜SA (香川県)、高松空港 (香川県)、淡路SA (兵庫県)
大分県、宮崎県への参集	山江SA (熊本県)、山田SA (福岡県)、大分スポーツ公園 (大分県)

③ 空路参集

- (ア) 北海道、東北地方など遠隔地に所在するDMA Tの参集は、原則として空路参集とし、参集拠点候補地は以下のとおりとする。

¹⁶ DMA T数: 「日本DMA T活動要領」において、DMA T 1隊の構成は、医師 1 名、看護師 2 名、業務調整員 1 名の 4 名を基本とすることとされている。

地方	参集拠点候補地	派遣要請対象チーム数(平成29年4月1日現在)
北海道	新千歳空港 千歳基地	57チーム：北海道
東北・ 北陸	仙台空港	86チーム：宮城県、山形県、福島県
	花巻空港	77チーム：青森県、岩手県、秋田県
	新潟空港	25チーム：新潟県
関東	東京国際空港 (羽田空港)	327チーム：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県 (※派遣先に応じて空路、陸路を選択)

(イ) 空路で参集するDMA Tの被災地内の参集拠点候補地は以下のとおりとする。

参集先	参集拠点候補地
静岡県、愛知県、三重県への参集	名古屋飛行場、静岡空港
和歌山县への参集	南紀白浜空港
徳島県、香川県、愛媛県、高知県 への参集	高松空港、松山空港
大分県、宮崎県への参集	熊本空港、鹿児島空港

上記のほか、近畿地方の被害状況に応じて、大阪国際空港を活用

④ 参集拠点におけるロジスティクス支援

- 厚生労働省DMA T事務局は、具体計画に基づくDMA T派遣が行われた場合には、被災地内参集拠点（上記②、③（イ））が所在する府県と連携しながら、当該参集拠点に参集したDMA Tの交通手段、物資・燃料、通信手段の確保、緊急輸送ルートの情報提供等を行うロジスティックチームを参集拠点に速やかに配置する。特に空路参集拠点（上記③（イ））においては、空路で参集したDMA Tが、具体的な活動場所までの移動手段を確保できるよう留意する。
- 参集拠点の管理者は、上記ロジスティックチームの配置のほか、DMA Tによる車両の駐車及び給油、隊員の休憩等の支援に特段の配慮を行う。

（3）DMA Tへの任務付与及び指揮

- 厚生労働省DMA T事務局は、被害状況の共有など被災都府県と連携し、（2）により各参集拠点に参集したDMA Tに対し、具体的な派遣先府県を指示する。
- 被災都府県の災害対策本部内に設置されるDMA T都府県調整本部¹⁷は、当該都府県に派遣されたDMA Tを指揮する。

¹⁷ DMA T都府県調整本部：「日本DMA T活動要領」において、都道府県は、災害時に被災地内のDMA Tに対する指揮、関係機関との活動調整を行う組織として、当該都道府県の災害対策本部内にDMA T都道府県調整本部を設置することとしている。

- ③ 被災都府県のDMA T都府県調整本部、DMA T活動拠点本部¹⁸は、当該都府県における具体的な活動場所、業務等、必要な任務付与を行う。
- ④ DMA Tの主な業務は、病院支援、地域医療搬送、現場活動、SCU¹⁹活動及び航空機内の医療活動とし、医療ニーズに応じた活動を行う。
- ⑤ 被災都府県のDMA T都府県調整本部と消防応援活動調整本部²⁰は、地域の医療機関と一体となった活動を展開できるように、被災状況に応じた医療資源の配分方針およびメディカルコントロールに係わる事項等²¹を共有し、医療搬送、現場活動等の密な連携を図る。

4. 被災した災害拠点病院等の医療機能の継続・回復

- ① 被災都府県は、災害拠点病院等をはじめ、都府県内の全病院の被災状況及び病院支援の必要性について、広域災害救急医療情報システム（EMIS：Emergency Medical Information System）等を用いて情報収集し、厚生労働省等と情報共有する。
- ② 被災都府県は、被災地において安定化処置など救命に必要な最低限の対応が可能な医療体制を確保するために、必要なDMA T等の人材、物資・燃料を供給する。供給が困難な場合、被災都府県は緊急災害対策本部に支援を要請する。
- ③ DMA Tの活動に必要な移動は、原則、車両による自力移動とする。被災都府県は、陸路による移動が困難な場合、防災関係機関の航空機（消防防災ヘリ、海上保安庁や自衛隊の航空機等）及びドクターヘリと調整し、空路移動を支援する。
- ④ 被災都府県は、倒壊等により機能維持が困難な病院に対し、当該病院長と協議の上、患者の避難及び搬送の支援を行う。搬送手段の確保が困難な場合、被災都府県は緊急災害対策本部に支援を要請する。

5. 重症患者の医療搬送（広域医療搬送・地域医療搬送）

（1）広域医療搬送・地域医療搬送の定義

- ① 広域医療搬送
 - ・ 国が各機関の協力の下、自衛隊等の航空機を用いて対象患者を被災地内の航空搬送拠点から被災地外の航空搬送拠点まで航空搬送する医療搬送をいう。
- ② 地域医療搬送

¹⁸ DMA T活動拠点本部：「日本DMA T活動要領」において、DMA T都道府県調整本部は、災害拠点病院等から適当な場所を選定し、必要に応じて複数箇所のDMA T活動拠点本部を設置し、管内のDMA T活動方針の策定、参集したDMA Tの指揮及び調整を行わせることとしている。

¹⁹ SCU (Staging Care Unit)：航空搬送拠点臨時医療施設。航空機での搬送に際して患者の症状の安定化を図り、搬送を実施するための救護所として、被災地及び被災地外の航空搬送拠点に、広域医療搬送や地域医療搬送に際して設置されるもの。

²⁰ 消防応援活動調整本部：「消防組織法」（第44条の2）において、一の都道府県の区域内において災害発生市町村が二以上ある場合において、緊急消防援助隊が消防の応援等のため出動したときは、当該都道府県の知事は、消防応援活動調整本部を設置するものとされている。

²¹ メディカルコントロールに係わる事項等：救急隊が救急活動時に使用するプロトコル、災害時に特定行為の指示を受ける体制、傷病者の搬送先選定の調整方法等のこと。

- ・ 地域医療搬送とは、被災地内外を問わず、都道府県、市町村及び病院が、各防災関係機関の協力を得て、ヘリコプター、救急車等により患者を搬送する医療搬送（県境を越えるものを含む。）であって、広域医療搬送以外のものをいう。

（2）患者搬送の考え方

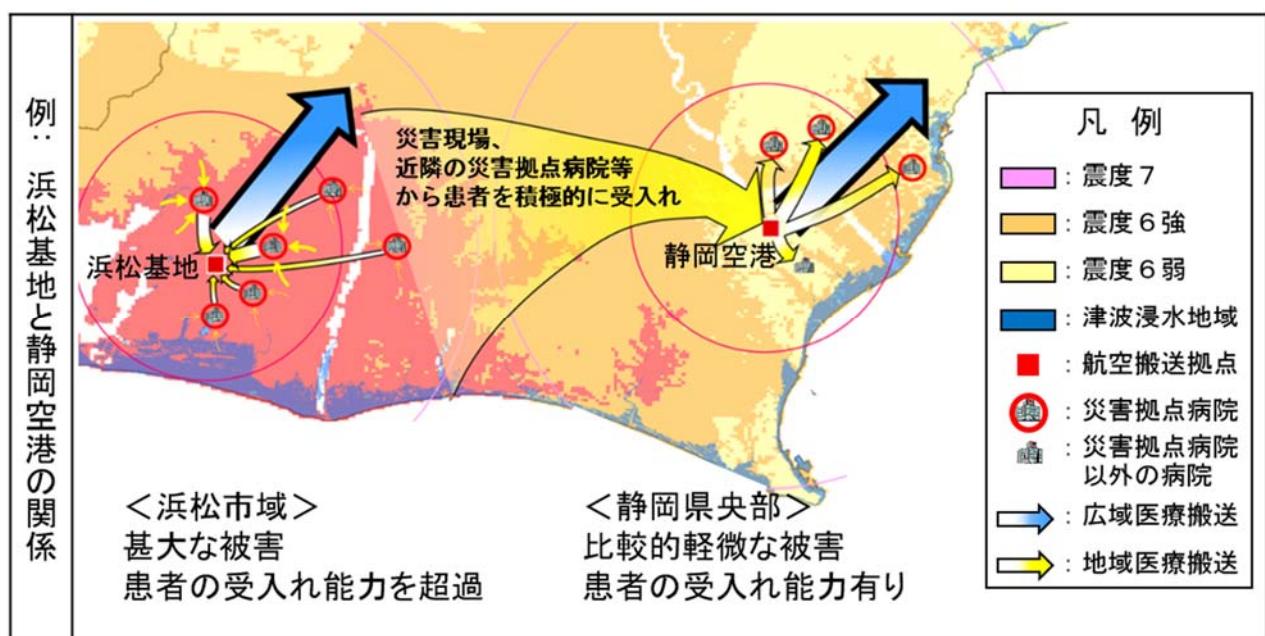
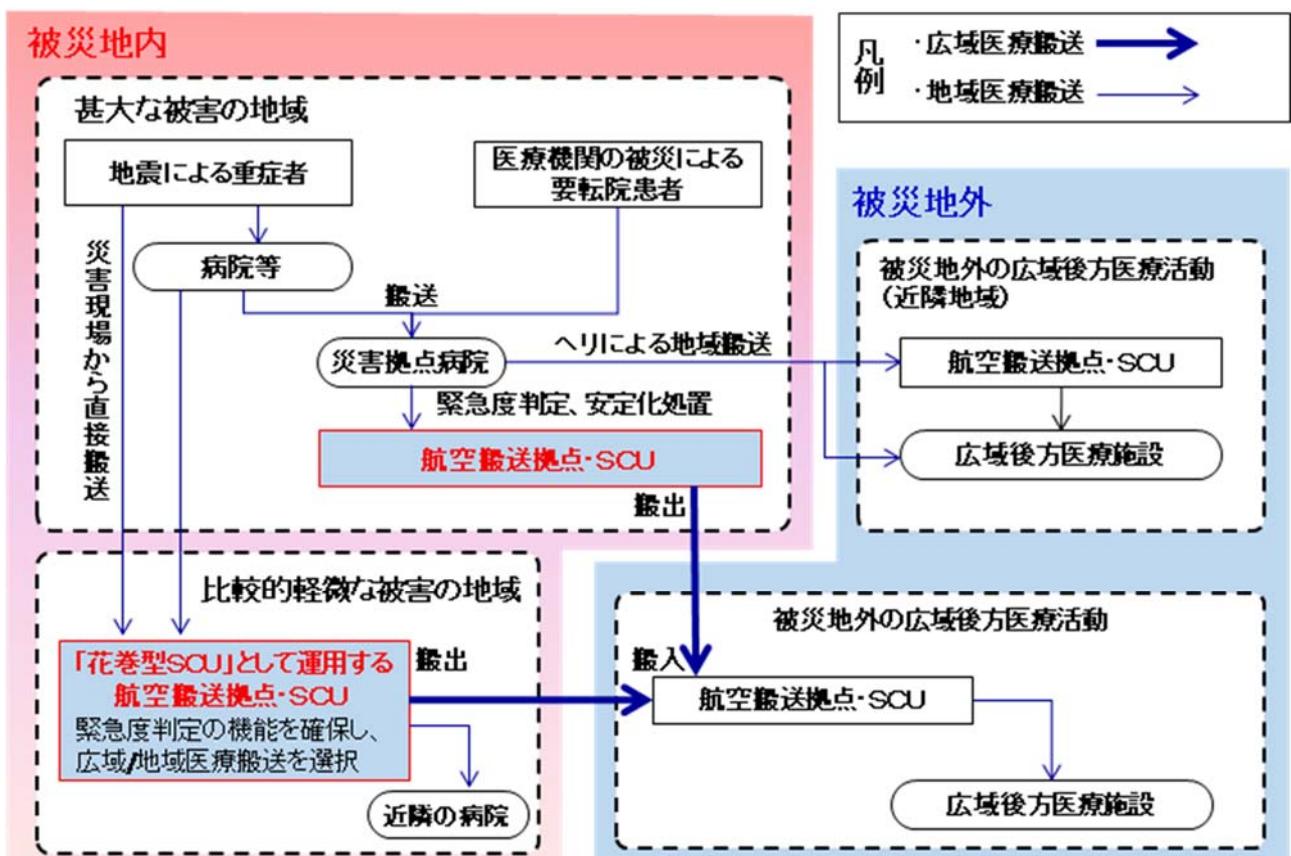
- ① 膨大な搬送ニーズが発生することに鑑み、国、都道府県等は、相互に連携して、被災都府県の調整の下で行う地域医療搬送、国が各機関の協力の下で行う広域医療搬送を適切に組み合わせて行う。
- ② 搬送先については、より迅速かつ効率的な搬送が実施されるよう、できるだけ近傍の地域に搬送することとし、原則、同一都府県内、同一地方圏内、隣接地方圏、全国の順に搬送先を検討する。
- ③ 搬送手段については、防災関係機関の保有する航空機（消防防災ヘリ、海上保安庁や自衛隊の航空機等）、ドクターヘリ、救急車などの車両を可能な範囲内で最大限活用する。

（3）航空搬送拠点

- ① 被災都府県による航空搬送拠点の確保・SCUの設置
 - ・ 被災都府県は、発災後、当該府県内の航空搬送拠点を速やかに確保し、SCUを設置する。（別表4－1：被災地内の航空搬送拠点候補地）
- ② 被災地内の航空搬送拠点・SCUの機能
 - ・ 被災地内の航空搬送拠点は、基本的には周辺の災害拠点病院と一体となって、当該病院から搬送される患者をSCUにて受け入れ、広域医療搬送するための拠点である。被災都府県はこのために必要なDMA-Tその他の人材の配置、資機材・物資の配備を行う。
 - ・ このうち、被災地内でも比較的被害が軽微な地域に存在する以下に掲げるような航空搬送拠点は、発災時にも周辺の医療機関が機能している可能性が高いことから、より被害が甚大な地域の負担を軽減するため、上記の機能に加え、いわゆる「花巻型SCU」²²として、災害現場、被害が甚大な地域の病院からの患者を直接、受入れることを想定する。このため、こうした航空搬送拠点・SCUには、患者の一時収容機能に加えて、患者の状態に応じて、広域医療搬送、地域医療搬送を臨機応変に選択できるよう、緊急度判定の機能を確保する。

例：静岡空港（静岡県）、名古屋飛行場（愛知県）、高松空港（香川県）、
松山空港（愛媛県）、熊本空港（熊本県）、鹿児島空港（鹿児島県）

²² 「花巻型SCU」：東日本大震災では、3月12日～16日に被害が比較的軽微であった花巻空港にSCUが設置され、災害拠点病院や災害現場、被害が甚大な地域の病院等から患者を受け入れ、患者の状態に応じ、広域医療搬送のみならず、周辺地域への地域医療搬送を行った。



③ 被災地外の航空搬送拠点・SCUの確保及び広域後方医療活動

- ・非被災道県及び東京都は、緊急災害対策本部との調整に基づき、被災地外の航空搬送拠点を速やかに確保し、SCUを設置する。(別表4-2:被災地外の航空搬送拠点候補地)

- ・ 非被災道県及び東京都は、航空搬送拠点から広域後方医療施設²³への地域医療搬送を行う。

④ S C U の医療機能強化

南紀白浜空港など被害が甚大な地域の航空搬送拠点・S C Uには、多数の重症患者が搬送されてくることが想定されるため、こうした航空搬送拠点・S C Uにおいては、収容能力の拡大、簡易な手術機能を備えるなど医療機能を強化することが必要と考えられる。

このため、今後、国において都道府県と連携して、S C Uの医療機能強化に必要な医療資機材・医薬品、それらをまとめた医療モジュールの開発・整備について検討を進めることとする。

また、沿岸部の航空搬送拠点・S C Uについては、政府艦船を至近に着岸又は海上に停泊させ、D M A T等と連携して当該航空搬送拠点・S C Uの補完として活用することを考慮する。

(4) 広域医療搬送

① 対象患者

広域医療搬送は、以下に示す重症患者で、原則として、被災地外の医療施設に搬送する時間を考慮しても、生命の危険が少ない傷病者を対象として行う。

- ・ 集中治療管理が必要な病態、手術など侵襲的な処置が必要な内因性病態
- ・ 頭、胸、腹部等に中等度以上の外傷がある患者
- ・ 身体の一部が家屋に挟まれた等の既往がある患者（クラッシュ症候群）
- ・ 全身に中等度以上の熱傷がある患者

② 広域医療搬送の実施手順

- ・ 緊急災害対策本部は、被災状況、被災地内外の医療体制・搬送体制等を踏まえ都道府県、政府現地対策本部、厚生労働省等と調整し、広域医療搬送を実施する被災地内及び被災地外の航空搬送拠点を決定し、関係機関に伝達するとともに、防衛省等に対し、搬送に必要な航空機の調整を依頼する。（別図4－2：各航空搬送拠点と災害拠点病院等の位置関係）

（※自衛隊の固定翼輸送機は1機で最大8名、大型回転翼機は1機で最大4名の重症患者を搬送できることに留意）

- ・ 広域医療搬送の実施にあたっては、都道府県、自衛隊、消防機関等は、必要に応じ、上記の航空搬送拠点にリエゾン等を配置する。

(5) 地域医療搬送

- ① 被災道府県の災害対策本部は、医療搬送等が円滑に実施できるように、市町村災害対策本部、消防本部など搬送を担う各機関とE M I S等を活用して、受入れが可能な病院等とメディカルコントロールに係わる事項等の必要な情報を共有し、調整を

²³ 広域後方医療施設：被災地外において広域後方医療活動を行う医療機関（S C U、災害拠点病院等）

行う。

- ② 被災都府県の災害対策本部は、地域医療搬送のニーズの増大による搬送手段の不足に備え、患者等搬送事業者、福祉タクシー、大型バス等の民間企業の協力を得て、患者搬送の緊急性に応じた搬送手段を確保・調整する体制を構築する。

③ ドクターへリの運用

- ・ 被災都府県のドクターへリは、各都府県若しくは各ドクターへリ基地病院に定められた運航要領に沿って運用する。
- ・ 非被災道県は、厚生労働省、被災都府県からの要請に基づき、地域の実情に合わせて、ドクターへリを被災地内のDMA Tの空路参集拠点（3.（2）③参照）に派遣する。派遣されたドクターへリは、被災都府県の災害対策本部の指揮の下、情報提供及び後方支援を受け、主に地域医療搬送に従事する。
- ・ 被災都府県の災害対策本部は、航空運用調整班において、ドクターへリを含め、防災関係機関のヘリコプターの安全・円滑な運用のための運航調整を行う。
- ・ 非被災道県のドクターへリの第1陣は、迅速な活動のため、被災地から300km圏内を基準とし、非被災道県が、地域の実情に合わせて派遣を行う。また、被災状況に応じて、第2陣、第3陣を全国から派遣する。

④ ヘリコプターによる地域医療搬送

ヘリコプターによる地域医療搬送は、下記（ア）（イ）のほか、広域医療搬送を補完する観点から、（ウ）のケースも考慮して行う。

被災地方公共団体は、これらの搬送の発着点となる災害拠点病院等の至近に、発災後速やかにヘリコプター離着陸場を確保できるよう、事前に調整しておく。

- （ア）災害現場、航空機用救助活動拠点から被災地内の災害拠点病院までの搬送
- （イ）災害拠点病院等から被災地内の航空搬送拠点・SCU（上記（3）①）までの搬送
- （ウ）被災地内の災害拠点病院から、直接、被災地外（災害拠点病院、航空搬送拠点・SCU）に搬出する搬送

6. DMA T以外の医療チームの活動

DMA Tによる活動と並行して、また、DMA T活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT : Japan Medical Association Team）や、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、大学病院、日本医師会、日本歯科医師会等からの医療チーム派遣等の協力を得て、避難所、救護所も含め、被災地における医療提供体制を確保・継続する。

第5章 物資調達に係る計画

1. 趣旨

- (1) 南海トラフ地震では、被災地の公共団体及び家庭等で備蓄している物資が数日で枯渇する一方、発災当初は、被災地の公共団体において正確な情報把握に時間を要すること、民間供給能力が低下することなどから、被災地の公共団体のみでは、必要な物資量を迅速に調達することは困難と想定される。
- (2) このため、国は、被災府県からの具体的な要請を待たないで、避難所避難者への支援を中心に必要不可欠と見込まれる物資を調達し、被災地に物資を緊急輸送するものとする（これをプッシュ型支援と呼ぶ。）。
- (3) 本具体計画では、発災直後に行うプッシュ型支援をはじめとする国による物資調達・供給の内容、手順を定める。
- (4) 被災府県は、できる限り早期に具体的な物資の必要量を把握し、必要に応じて国に要請する仕組み（これをプル型支援と呼ぶ。）に切り替えるものとする。また、被災地における物資の供給体制が安定し、被災府県主体による調達・供給体制が見込まれる場合は、速やかに国から被災府県による体制に移行するものとする。
- (5) 国は、物資調達・供給の実施にあたっては、通常の民間経済活動として行われる生産・流通体制の維持・早期回復に十分配慮して行うものとする。

2. プッシュ型支援による物資調達の対象品目、対象府県

(1) 対象品目

- ① 飲料水については、被災水道事業者及び応援水道事業者が給水車両や緊急貯水槽、仮設給水栓等を用いて実施する応急給水により対応する。
- ② 緊急災害対策本部の調整により、消防庁、厚生労働省、農林水産省及び経済産業省（以下「物資関係省庁」という。）がプッシュ型支援により被災府県に供給する品目は、食料、毛布、育児用調製粉乳、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー、生理用品の8品目とする。

(2) 対象となる被災府県

- ① 国は、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されている都府県のうち、多数の避難者が見込まれ、家庭等の備蓄や公的備蓄だけでは食料等が不足すると見込まれる被災府県について応急給水の支援及びプッシュ型支援を行う。

3. プッシュ型支援の実施手順

- (1) 発災後、緊急災害対策本部は、速やかにプッシュ型支援を実施することを判断し、物資関係省庁に対して、調整先（関係業界団体、関係事業者、地方公共団体）との連絡・調達体制を構築するとともに、供給可能量を確認するよう依頼する。
- (2) 緊急災害対策本部・政府現地対策本部は、被災府県における広域物資輸送拠点の開設状況（被災や施設の使用状況により使用が困難な場合には代替拠点の開設状況）、

受入体制を確認し、プッシュ型支援の実施を当該府県に伝達する。

- (3) 緊急災害対策本部は、具体計画に定める必要量の調達を、物資関係省庁に要請する。緊急災害対策本部・政府現地対策本部は、発災後の被害状況に応じ、必要な場合には、被災府県と調整の上、具体計画に定める必要量を修正する。
- (4) 各品目の調達及び供給は、それぞれ担当する物資関係省庁が調整先と調整して行う。

品目	物資関係省庁	調整先
食料	農林水産省	関係業界団体、関係事業者
毛布	消防庁	地方公共団体
	経済産業省	関係業界団体、関係事業者
育児用調製粉乳	農林水産省	関係業界団体、関係事業者
乳児・小児用おむつ 大人用おむつ	厚生労働省	関係業界団体、関係事業者
携帯トイレ・簡易トイレ		地方公共団体
トイレットペーパー	経済産業省	関係業界団体、関係事業者
生理用品	厚生労働省	関係業界団体、関係事業者

(5) 緊急災害対策本部は、調達した物資の被災府県の各広域物資輸送拠点への配分量と到着予定期日時について当該府県に情報共有する。

(6) 国及び被災府県は、物資の支援要請や調達・輸送調整について、関係機関における情報共有を図るため「物資調達・輸送調整等支援システム」を活用するものとする。

(7) 物資の輸送手段の確保

- ① 物資の被災地への輸送は、当該物資の調達依頼を受けた者（関係事業者、地方公共団体）が自ら広域物資輸送拠点までの輸送手段を確保することを原則とする。
- ② 自ら輸送手段を確保できない場合に限り、物資関係省庁の要請を受けて緊急災害対策本部が輸送手段の確保を調整する。港湾に物資を集め、海上輸送によって輸送する方が効率的と見込まれる場合には、国土交通省が海上輸送を含む広域物資輸送拠点までの輸送手段の調達に係る調整を行う。
- ③ 物資関係省庁、地方公共団体及び国土交通省は、平時より、緊急物資を輸送する車両が緊急通行車両として緊急交通路の円滑な通行ができるよう、警察庁が定めている要領²⁴による緊急通行車両等事前届出制度の活用など必要な調整を行っておくものとする。
- ④ 都府県公安委員会による緊急交通路の指定後、緊急物資の輸送を行う事業者は、速やかに、緊急通行車両等であることの確認を受け、輸送体制を確保するものとする。
- ⑤ 警察庁は、緊急交通路の交通状況や道路啓閉状況を踏まえ、緊急通行車両確認標章の

²⁴ 「大規模災害に伴う交通規制実施要領の制定について（通達）（平成24年3月8日警察庁丙規発第7号、丙交企発第19号、丙交指発第4号、丙運発第22号）」

交付対象車両の拡大や大型貨物自動車、事業用自動車等について規制から除外するなど物資輸送・供給を考慮した交通規制が行われるよう関係都道府県警察の指導調整を行う。

(8) 物資輸送における役割分担

- ① 国は、遅くとも発災後3日目までに、被災府県の広域物資輸送拠点（被災状況から不要と判断される拠点を除く。）に対して、6.に掲げる必要量の全部又は一部の輸送を行う。
 - ② 被災府県は、国が広域物資輸送拠点に輸送する物資の配分先（市町村）をあらかじめ計画し、市町村が設置する地域内輸送拠点又は避難所までの輸送を行うことを原則とする。
 - ③ 被災地方公共団体の行政機能の低下など被害状況によっては、緊急災害対策本部・政府現地対策本部と被災府県が一体となって避難所までの物資輸送の最適化について検討するものとする。特に、避難所への搬送にあたっては、地域内の輸送力不足が想定されるため、運送事業者を中心に様々な機関・団体が連携して行う必要がある。また、運送事業者によることが特に困難な孤立地域等への輸送については、緊急輸送関係省庁（国土交通省、海上保安庁、防衛省、消防庁、警察庁）が輸送手段の優先的な確保等の配慮を行うものとする。
- (9) 被災地方公共団体は、国民、企業等からの義援物資について、受入れを希望するものと受入れを希望しないものを選定し、その内容のリストや送付先について、ホームページや緊急災害対策本部・政府現地対策本部、報道機関等を通じて、公表するものとする。

4. 広域物資輸送拠点等

(1) 広域物資輸送拠点等

- ① 広域物資輸送拠点²⁵とは、国等から供給される物資を被災府県が受け入れ、各市町村が設置する地域内輸送拠点や避難所に向けて当該府県が物資を送り出すために設置する拠点である。
- ② 地域内輸送拠点とは、広域物資輸送拠点等から供給される物資を被災市町村が受け入れ、避難所に向けて当該市町村が物資を送り出すために設置する拠点である。
- ③ 被災府県が設置する広域物資輸送拠点は、別表5-1(1)のとおりである。

(2) 広域物資輸送拠点等の施設基準及び代替拠点の確保

- ① 広域物資輸送拠点の選定に際しては、被災によっても機能することを前提に、原則として次に掲げる考え方当てはまるものとする。
 - ・ 新耐震基準に適合した施設であること（昭和56年6月1日以降に耐震補強工事を行った施設を含む。）
 - ・ 屋根があること（エアテント等の代替措置によることも含む。）
 - ・ フォークリフトを利用できるよう床の強度が十分であること

²⁵ 国土交通省では、都道府県レベルでの物資拠点の開設・運営を円滑に行うための標準的な手順や考え方を示した「広域物資拠点開設・運営ハンドブック」を別途策定している。

- ・ 12m トラック（大型）が敷地内に進入でき、荷役作業を行う空間が確保できること
 - ・ 非常用電源が備えられていること
 - ・ 原則として津波浸水地域外にある施設であること
 - ・ 避難所となる行政庁舎、学校、体育館ではないこと
- ② 民間事業者の物流施設を広域物資輸送拠点として活用することは有用である。この場合、使用状況により利用できないことも想定し、必要に応じて国土交通省の助言も得つつ、あらかじめ代替拠点を選定するものとする。
- ③ 別表5-1(1)に掲げる広域物資輸送拠点のうち、①の基準を満たしていない施設については、備考欄にその旨を記載している。今後、これらの施設が当該基準を満たすか、当該基準を満たした代替施設を確保することが求められる。また、①の基準を満たす施設であっても、非構造部材の落下等により、使用できない場合も想定されるため、代替拠点を選定しておくことが望ましい。
- ④ 広域物資輸送拠点の代替拠点は、別表5-1(2)のとおりである。
- ⑤ 施設の運営にあたっては、発災当初から物流業務に精通した民間事業者の協力を得られるよう、必要に応じて国土交通省の助言も得つつ、事前に協定を締結するなど、円滑な運営が図られるよう努めるものとする。
- ⑥ 地域内輸送拠点については、各市町村において、上記①、②を参考とし、対象となる避難所避難者数等を考慮のうえ、適切な施設を選定するものとする。

5. 飲料水の調達計画

(1) 飲料水の必要量

- ① 「南海トラフ巨大地震の被害想定について（第二次報告）（平成25年3月18日 対策検討WG）」において示されている1週間の断水人口の数値（被災府県ごとの最大値）を踏まえ、表5-1のとおり、飲料水の必要量を計画する。

（必要量の算出式）

項目	前提とする被害量	算出式
飲料水	要給水者数 (断水人口)	要給水者数（断水人口）×3リットル

(2) 被災府県別調達計画

① 飲料水の調達計画

- ・ 厚生労働省は、被災状況から判断して必要と認める場合又は被災府県からの要請があった場合には、都道府県及び関係団体を通じて全国の水道事業者（市町村等）に対して応急給水の実施に係る支援を要請し、調整等を行う。
- ・ 表5-1に示す必要量を調達するため、被災地の水道事業者は、応急給水を発災後速やかに実施する。具体的には、域外からの応援（給水車等）も活用し、域内の浄水場、配水池、貯水槽等から各避難所への給水を行うとともに、仮設給水栓を開設する。なお、発災から3日間は家庭等の備蓄と被災地方公共団体における

る備蓄を含めて対応することを想定する。

- ・孤立集落など陸路による輸送が困難な地域への応急給水について、被災水道事業者及び応援水道事業者が自ら輸送手段を確保できない場合には、被災地方公共団体が緊急災害対策本部・政府現地対策本部に対して輸送手段の確保を要請する。

表5－1 飲料水の必要量

(単位 : m³)

被災府県名	必要量						
	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
神奈川県	630	540	480	390	330	291	249
山梨県	1,170	1,110	1,050	960	900	840	780
長野県	390	360	330	297	264	237	213
岐阜県	1,110	1,020	930	870	810	750	690
静岡県	10,200	10,200	8,100	7,800	7,800	7,500	7,200
愛知県	20,400	19,800	12,900	12,600	12,000	11,400	10,800
三重県	5,100	4,800	4,500	4,200	4,200	3,900	3,900
滋賀県	2,100	1,980	1,830	1,710	1,590	1,470	1,380
京都府	3,000	2,850	2,670	2,460	2,280	2,100	1,950
大阪府	10,200	9,300	8,700	7,800	7,200	6,600	6,000
兵庫県	3,600	3,300	2,970	2,700	2,460	2,250	2,040
奈良県	2,940	2,820	2,670	2,550	2,400	2,250	2,130
和歌山県	2,550	2,640	2,520	2,130	2,070	2,010	1,920
岡山県	2,790	2,640	2,490	2,340	2,190	2,040	1,920
広島県	2,040	1,890	1,770	1,620	1,500	1,380	1,290
山口県	237	222	204	189	171	159	144
徳島県	2,160	2,130	1,980	1,950	1,920	1,860	1,830
香川県	2,700	2,580	1,890	1,800	1,710	1,620	1,530
愛媛県	3,900	3,900	3,300	3,000	2,970	2,850	2,730
高知県	1,950	1,950	1,920	1,890	1,860	1,830	1,830
熊本県	222	195	168	147	126	108	93
大分県	2,640	990	930	840	780	720	660
宮崎県	2,820	2,790	2,340	2,250	2,190	2,100	2,010
鹿児島県	207	186	165	144	129	114	99
各日小計	85,056	80,193	66,807	62,637	59,850	56,379	53,388

6. プッシュ型支援の実施計画

(1) 必要量

- ① 発災から3日間は家庭等の備蓄と被災地方公共団体における備蓄で対応することを想定し、国が行うプッシュ型支援は遅くとも発災後3日目までに、必要となる物資が被災府県に届くよう調整する。
- ② 必要量については、発災後4日目から7日目までに必要となる量とする。
具体的には、「南海トラフ巨大地震の被害想定について（第二次報告）（平成25年3月18日 対策検討WG）」において示されている1週間の避難所避難者数等の数値（被災府県ごとの最大値）を踏まえ、下記のとおり算出し、表5-2から表5-7、表5-9及び表5-10のとおり計画する。

（必要量の算出式）

項目	前提とする被害量	算出式
食料	避難所避難者数	避難所避難者数※1 × 3食 × 1.2※2
毛布	避難所避難者数	避難所避難者数 × 一人当たり必要枚数2枚 - 被災地方公共団体備蓄量
育児用調製粉乳	避難所避難者数	避難所避難者数 × 0歳人口比率※3 × 一人1日当たり必要量140g × 4日間
乳児・小児用おむつ	避難所避難者数	避難所避難者数 × 0～2歳人口比率※3 × 一人1日当たり必要量8枚 × 4日間
大人用おむつ	避難所避難者数	避難所避難者数 × 必要者割合0.005※4 × 一人1日当たり必要量8枚 × 4日間
携帯トイレ・簡易トイレ	避難所避難者数 上水道支障率	避難所避難者数 × 上水道支障率※5 × 一人当たり使用回数5回／日 × 4日間
トイレットペーパー	避難所避難者数	避難所避難者数 × 一人1日当たり必要量0.18巻※6 × 4日間
生理用品	避難所避難者数	避難所避難者数 × 12～51歳女性人口比率※3 × 一人1期間（7日間）当たり必要量30枚 × 4／7 ※7 × 1／4※8

※1：避難所避難者数は、自宅建物が全壊、半壊又は一部損壊したため避難した者、断水により自宅で生活し続けることが困難となり避難した者の合計

※2：食料の算出式における「1.2」という係数は、避難所避難者以外の食料需要を想定したもの

※3：「0歳人口比率」、「0～2歳人口比率」及び「12～51歳女性人口比率」は、平成22年国勢調査（総務省統計局）における数値

※4：大人用おむつの算出式における「0.005」という係数は、避難所避難者における要介護の高齢者を想定したもの

※5：携帯トイレ・簡易トイレの算出式における「上水道支障率」は、被災府県ごとの断水人口の割合（断水率）

※6：トイレットペーパーの算出式における「0.18」という係数は、経済産業省生産動態統計年報による販売量及び総務省人口推計より試算

※7：生理用品の算出式における「4／7」という係数は、一人1期間（7日間）当たりのうちの4日間分（4日目～7日目）

※8：生理用品の算出式における「1／4」という係数は、生理期間を4週に1回と想定したもの

(2) 被災府県別調達・供給計画

① 食料

- 食料については、表5-2の必要量を調達・供給する。
- 調理不要の食品を中心に、調理を必要とする食品も含めて調達・供給する。
- 食料の調達・供給は、消費期限等を考慮し、原則として表5-2に示す1日ごとの必要量をもって行う。

表5-2 食料の必要量

(単位：千食)

被災府県名	広域物資輸送拠点の名称	必要量				物資関係 省庁
		4日目	5日目	6日目	7日目	
神奈川県	県総合防災センター	126.0	108.0	90.0	72.0	
山梨県	アイメッセ山梨	100.8	118.8	136.8	154.8	
長野県	やまびこドーム	33.3	38.5	43.6	48.7	農林水産省
	若里多目的スポーツアリーナ（ビッグハット）	1.4	1.5	1.6	1.7	
長野県各日小計		34.7	40.0	45.2	50.4	
岐阜県	緊急物資輸送センター	115.2	130.8	146.4	162.0	
静岡県	キラメッセぬまづ	63.6	58.5	53.4	48.4	農林水産省
	県立愛鷹広域公園	49.1	57.7	66.2	74.8	
	富士市産業交流展示場（ふじさんめっせ）	80.3	93.6	106.9	120.2	
	静岡産業支援センター（ツインメッセ静岡）	463.7	477.6	491.5	505.4	
	大井川農業協同組合 農産物集出荷場	376.3	380.4	384.4	388.4	
	県立小笠山総合運動公園（エコパ）	298.4	313.7	328.9	344.2	
	浜松市総合産業展示館	635.7	644.7	653.7	662.6	
	(株)テクノワン資材倉庫	66.9	61.9	56.9	51.9	
静岡県各日小計		2,034.0	2,088.0	2,142.0	2,196.0	
愛知県	愛・地球博記念公園	146.7	162.0	177.3	192.6	
	豊橋市総合体育館	553.1	571.1	589.0	606.9	
	中部トラック総合研修センター	732.8	779.2	825.7	872.2	
	中小企業振興会館	1,197.4	1,181.1	1,164.7	1,148.2	
	愛知県一宮総合運動場	501.9	546.6	591.3	636.0	
愛知県各日小計		3,132.0	3,240.0	3,348.0	3,456.0	

被災府県名	広域物資輸送拠点の名称	必要量				物資関係 省庁
		4日目	5日目	6日目	7日目	
三重県	三重県広域防災拠点（伊勢志摩拠点）	154.0	152.4	150.9	149.4	農林水産省
	三重県営サンアリーナ	436.7	435.0	433.2	431.5	
	三重県広域防災拠点（伊賀拠点）	30.1	34.2	38.2	42.3	
	三重県広域防災拠点（中勢拠点）	339.2	345.1	351.0	356.9	
	三重県消防学校屋内訓練場他	260.9	277.7	294.6	311.4	
	三重県広域防災拠点（東紀州〔紀南〕拠点）	32.3	32.7	33.0	33.4	
	三重県広域防災拠点（東紀州〔紀北〕拠点）	78.8	78.9	79.1	79.2	
三重県各日小計		1,332.0	1,356.0	1,380.0	1,404.0	
滋賀県	浅野運輸倉庫(株)第7号倉庫	63.0	73.8	84.7	95.5	農林水産省
	センコー(株)守山P Dセンター3号倉庫	109.9	128.2	146.5	164.8	
	日本通運(株)大津支店甲賀2号倉庫	12.5	15.2	17.9	20.5	
滋賀県各日小計		185.4	217.2	249.0	280.8	
京都府	舞鶴港	8.5	8.6	8.8	9.0	
	山城総合運動公園	148.1	160.1	172.1	184.1	
	丹波自然運動公園	4.1	5.0	5.9	6.8	
	京都パルスプラザ	343.4	366.3	389.2	412.1	
京都府各日小計		504.0	540.0	576.0	612.0	
大阪府	大阪府中部広域防災拠点	1,659.8	1,670.8	1,681.8	1,692.8	農林水産省
	大阪府北部広域防災拠点	495.5	509.5	523.4	537.3	
	大阪府南部広域防災拠点	526.7	531.8	536.8	541.9	
大阪府各日小計		2,682.0	2,712.0	2,742.0	2,772.0	
兵庫県	三木総合防災公園	248.1	260.3	272.4	284.4	
	西播磨広域防災拠点	52.1	60.0	67.8	75.6	
	但馬広域防災拠点	1.1	1.2	1.2	1.3	
	淡路広域防災拠点	88.7	90.9	93.1	95.2	
	阪神南広域防災拠点	167.2	150.7	134.4	118.2	
	丹波広域防災拠点（公園）	0.8	1.0	1.2	1.4	
兵庫県各日小計		558.0	564.0	570.0	576.0	

被災府県名	広域物資輸送拠点の名称	必要量				物資関係 省庁
		4日目	5日目	6日目	7日目	
奈良県	県営競輪場	219.3	241.4	263.4	285.5	農林水産省
	吉野川浄化センター	28.4	32.0	35.5	39.0	
	第二浄化センター	168.1	183.9	199.7	215.4	
奈良県各日小計		415.8	457.2	498.6	540.0	
和歌山県	県立和歌山ビッグホエール	429.0	422.1	415.2	408.3	農林水産省
	田辺スポーツパーク	199.6	196.7	193.9	191.1	
	新宮市民運動競技場（新宮市立佐野体育館）	67.1	67.0	66.9	66.8	
	橋本市運動公園（県立橋本体育館）	330.4	334.2	338.0	341.7	
和歌山県各日小計		1,026.0	1,020.0	1,014.0	1,008.0	
岡山県	岡山県総合展示場コンベックス岡山	174.0	194.8	215.5	236.3	農林水産省
	岡山ドーム	151.8	166.4	181.1	195.7	
岡山県各日小計		325.8	361.2	396.6	432.0	
広島県	広島県防災拠点施設	280.8	298.8	316.8	334.8	
山口県	消防学校（セミナーパーク）	50.4	49.2	48.0	46.8	
徳島県	県立防災センター備蓄倉庫／屋内集配施設	521.7	523.1	524.5	525.9	農林水産省
	南部健康運動公園 屋内多目的練習場	149.6	148.8	148.0	147.2	
	鳴門総合運動公園陸上競技場バックスタンド	99.7	95.1	90.4	85.6	
	野外交流の郷まぜのおか南部防災館	13.9	13.7	13.5	13.3	
	阿波市交流防災拠点施設	43.1	47.3	51.6	55.9	
徳島県各日小計		828.0	828.0	828.0	828.0	
香川県	サンメッセ香川（大展示場）	396.0	408.0	420.0	432.0	
愛媛県	山根公園	173.3	176.7	180.2	183.6	農林水産省
	石鎚山ハイウェイオアシス	167.7	172.7	177.6	182.6	
	県営総合運動公園	79.2	81.4	83.5	85.6	
	愛媛県国際貿易センター（アイテムえひめ）	268.7	278.5	288.3	298.1	
	宇和島市総合交流拠点施設（道の駅みま）	265.1	262.7	260.4	258.1	
愛媛県各日小計		954.0	972.0	990.0	1,008.0	
高知県	県立室戸広域公園	87.8	86.5	85.1	83.7	農林水産省
	県立春野総合運動公園	463.4	462.3	461.3	460.2	
	県立青少年センター	451.5	448.7	446.0	443.3	
	宿毛市総合運動公園	131.3	130.5	129.6	128.8	
高知県各日小計		1,134.0	1,128.0	1,122.0	1,116.0	

被災府県名	広域物資輸送拠点の名称	必要量				物資関係 省庁
		4日目	5日目	6日目	7日目	
熊本県	熊本産業展示場（グランメッセ熊本）	33.3	35.4	37.5	39.6	
大分県	大分スポーツ公園	286.2	272.4	258.6	244.8	
宮崎県	都城 トラック 団地協同組合	448.0	461.0	473.9	486.8	農林水産省
	高千穂家畜市場	272.0	259.0	246.1	233.2	
宮崎県各日小計		720.0	720.0	720.0	720.0	
鹿児島県	霧島市公設地方卸売市場	15.6	17.2	18.9	20.7	
	鹿児島市中央卸売市場青果市場	35.1	31.3	27.4	23.4	
	鹿屋市水産物地方卸売市場	12.3	11.5	10.7	9.9	
鹿児島県各日小計		63.0	60.0	57.0	54.0	
各日合計		17,317.4	17,725.0	18,132.5	18,540.0	

備考)・必要量は、4日目から7日目の4日間分を示す。

・必要量は、四捨五入による端数処理を行っているため、合計は一致しない。

② 毛布

- ・毛布については、表5－3の必要量を確保・供給する。
- ・消防庁は、地方公共団体の公的備蓄から必要量を確保・供給できるよう調整する。

表5－3 毛布の必要量

(単位：枚)

被災府県名	広域物資輸送拠点の名称	必要量		物資関係 省庁
		拠点別	府県別計	
山梨県	アイメッセ山梨	1,778	1,778	
静岡県	キラメッセぬまづ	16,230	613,286	消防庁
	県立愛鷹広域公園	17,965		
	富士市産業交流展示場（ふじさんめっせ）	29,075		
	静岡産業支援センター（ツインメッセ静岡）	140,506		
	大井川農業協同組合 農産物集出荷場	110,881		
	県立小笠山総合運動公園	93,167		
	浜松市総合産業展示館	188,237		
	(株)テクノワン資材倉庫	17,225		
愛知県	愛・地球博記念公園	63,256	1,228,397	
	豊橋市総合体育館	216,310		
	中部トラック総合研修センター	299,257		
	中小企業振興会館	437,418		
	愛知県一宮総合運動場	212,157		
三重県	三重県広域防災拠点（伊勢志摩拠点）	66,868	603,183	
	三重県営サンアリーナ	191,392		
	三重県広域防災拠点（伊賀拠点）	15,964		
	三重県広域防災拠点（中勢拠点）	153,464		
	三重県消防学校屋内訓練場他	126,175		
	三重県広域防災拠点（東紀州〔紀南〕拠点）	14,484		
	三重県広域防災拠点（東紀州〔紀北〕拠点）	34,836		
滋賀県	浅野運輸倉庫(株)第7号倉庫	1,970	5,796	
	センコー(株)守山P Dセンター3号倉庫	3,415		
	日本通運(株)大津支店甲賀2号倉庫	411		

被災府県名	広域物資輸送拠点の名称	必要量	物資関係省庁
京都府	舞鶴港	1,797	114,714
	山城総合運動公園	34,145	
	丹波自然運動公園	1,113	
	京都パルスプラザ	77,659	
大阪府	大阪府中部広域防災拠点	144,391	234,898
	大阪府北部広域防災拠点	44,485	
	大阪府南部広域防災拠点	46,022	
奈良県	県営競輪場	80,320	152,077
	吉野川浄化センター	10,733	
	第二浄化センター	61,024	
和歌山県	県立和歌山ビッグホエール	188,932	458,956
	田辺スポーツパーク	88,155	
	新宮市民運動競技場（新宮市立佐野体育館）	30,211	
	橋本市運動公園（県立橋本体育館）	151,658	
岡山県	岡山県総合展示場コンベックス岡山	76,182	140,706
	岡山ドーム	64,524	
広島県	広島県防災拠点施設	10,269	10,269
山口県	消防学校（セミナーパーク）	6,824	6,824
徳島県	県立防災センター備蓄倉庫／屋内集配施設	224,934	355,567
	南部健康運動公園 屋内多目的練習場	63,740	
	鳴門総合運動公園陸上競技場バックスタンド	39,810	
	野外交流の郷まぜのおか南部防災館	5,844	
	阿波市交流防災拠点施設	21,238	
香川県	サンメッセ香川（大展示場）	200,499	200,499
愛媛県	山根公園	91,545	503,244
	石鎚山ハイウェイオアシス	89,851	
	県営総合運動公園	42,276	
	愛媛県国際貿易センター（アイテムえひめ）	145,392	
	宇和島市総合交流拠点施設（道の駅みま）	134,179	
高知県	県立室戸広域公園	39,173	513,712
	県立春野総合運動公園	210,867	
	県立青少年センター	204,286	
	宿毛市総合運動公園	59,386	

被災府県名	広域物資輸送拠点の名称	必要量		物資関係 省庁
大分県	大分スポーツ公園	130,141	130,141	
宮崎県	都城トラック団地協同組合	246,510	379,676	消防庁
	高千穂家畜市場	133,166		
鹿児島県	霧島市公設地方卸売市場	1,004	3,247	
	鹿児島市中央卸売市場青果市場	1,628		
	鹿屋市水産物地方卸売市場	615		
必要量合計		5,656,970		

備考)・必要量は、4日目から7日目の4日間分を示す。

・必要量は、四捨五入による端数処理を行っているため、合計は一致しない。

③ 育児用調製粉乳

- ・育児用調製粉乳については、表5-4の必要量を調達・供給する。

表5-4 育児用調製粉乳の必要量

(単位: kg)

被災府県名	広域物資輸送拠点の名称	必要量		物資関係 省庁	
		拠点別	府県別計		
神奈川県	県総合防災センター	132	132		
山梨県	アイメッセ山梨	152	152		
長野県	やまびこドーム	51	53	農林水産省	
	若里多目的スポーツアリーナ(ビッグハット)	2			
岐阜県	緊急物資輸送センター	173	173		
静岡県	キラメッセぬまづ	73	2,766		
	県立愛鷹広域公園	81			
	富士市産業交流展示場(ふじさんめっせ)	131			
	静岡県産業支援センター(ツインメッセ静岡)	634			
	大井川農業協同組合 農産物集出荷場	500			
	県立小笠山総合運動公園	420			
	浜松市総合産業展示館	849			
	(株)テクノワン資材倉庫	78			
愛知県	愛・地球博記念公園	246	4,784	農林水産省	
	豊橋市総合体育館	842			
	中部トラック総合研修センター	1,165			
	中小企業振興会館	1,703			
	愛知県一宮総合運動場	826			
三重県	三重県広域防災拠点(伊勢志摩拠点)	192	1,731		
	三重県営サンアリーナ	549			
	三重県広域防災拠点(伊賀拠点)	46			
	三重県広域防災拠点(中勢拠点)	440			
	三重県消防学校屋内訓練場他	362			
	三重県広域防災拠点(東紀州〔紀南〕拠点)	42			
	三重県広域防災拠点(東紀州〔紀北〕拠点)	100			

被災府県名	広域物資輸送拠点の名称	必要量		物資関係 省庁
		拠点別	府県別計	
滋賀県	浅野運輸倉庫(株)第7号倉庫	115	340	
	センコー(株)守山P Dセンター3号倉庫	200		
	日本通運(株)大津支店甲賀2号倉庫	24		
京都府	舞鶴港	11	678	
	山城総合運動公園	202		
	丹波自然運動公園	7		
	京都パルスプラザ	459		
大阪府	大阪府中部広域防災拠点	2,143	3,487	
	大阪府北部広域防災拠点	660		
	大阪府南部広域防災拠点	683		
兵庫県	三木総合防災公園	342	729	農林水産省
	西播磨広域防災拠点	82		
	但馬広域防災拠点	2		
	淡路広域防災拠点	118		
	阪神南広域防災拠点	183		
	丹波広域防災拠点(公園)	1		
奈良県	県営競輪場	292	553	
	吉野川浄化センター	39		
	第二浄化センター	222		
和歌山県	県立和歌山ビッグホエール	465	1,131	
	田辺スポーツパーク	217		
	新宮市民運動競技場(新宮市立佐野体育館)	75		
	橋本市運動公園(県立橋本体育館)	374		
岡山県	岡山県総合展示場コンベックス岡山	268	495	
	岡山ドーム	227		
広島県	広島県防災拠点施設	415	415	
山口県	消防学校(セミナーパーク)	58	58	

被災府県名	広域物資輸送拠点の名称	必要量		物資関係 省庁	
		拠点別	府県別計		
徳島県	県立防災センター備蓄倉庫／屋内集配施設	580	918	農林水産省	
	南部健康運動公園 屋内多目的練習場	164			
	鳴門総合運動公園陸上競技場バックスタンド	103			
	野外交流の郷まぜのおか南部防災館	15			
	阿波市交流防災拠点施設	55			
香川県	サンメッセ香川（大展示場）	521	521	農林水産省	
愛媛県	山根公園	215	1,185		
	石鎚山ハイウェイオアシス	212			
	県営総合運動公園	100			
	愛媛県国際貿易センター（アイテムえひめ）	342			
	宇和島市総合交流拠点施設（道の駅みま）	316			
高知県	県立室戸広域公園	94	1,229	農林水産省	
	県立春野総合運動公園	504			
	県立青少年センター	489			
	宿毛市総合運動公園	142			
熊本県	熊本産業展示場（グランメッセ熊本）	50	50	農林水産省	
大分県	大分スポーツ公園	337	337		
宮崎県	都城トラック団地協同組合	645	993		
	高千穂家畜市場	348			
鹿児島県	霧島市公設地方卸売市場	24	79	農林水産省	
	鹿児島市中央卸売市場青果市場	40			
	鹿屋市水産物地方卸売市場	15			
必要量合計		22,976			

備考)・必要量は、4日目から7日目の4日間分を示す。

・必要量は、四捨五入による端数処理を行っているため、合計は一致しない。

④ 乳児・小児用おむつ及び大人用おむつ

・乳児・小児用おむつについては、表5－5の必要量を調達・供給する。大人用おむつについては、表5－6の必要量を調達・供給する。

表5－5 乳児・小児用おむつの必要量

(単位：枚)

被災府県名	広域物資輸送拠点の名称	必要量		物資関係 省庁	
		拠点別	府県別計		
神奈川県	県総合防災センター	22,633	22,633		
山梨県	アイメッセ山梨	26,322	26,322		
長野県	やまびこドーム	8,937	9,273	厚生労働省	
	若里多目的スポーツアリーナ（ビッグハット）	336			
岐阜県	緊急物資輸送センター	30,626	30,626		
静岡県	キラメッセぬまづ	12,703	480,011		
	県立愛鷹広域公園	14,061			
	富士市産業交流展示場（ふじさんめっせ）	22,756			
	静岡産業支援センター（ツインメッセ静岡）	109,973			
	大井川農業協同組合 農産物集出荷場	86,785			
	県立小笠山総合運動公園	72,920			
	浜松市総合産業展示館	147,331			
	(株)テクノワン資材倉庫	13,482			
愛知県	愛・地球博記念公園	42,447	824,304	厚生労働省	
	豊橋市総合体育館	145,153			
	中部トラック総合研修センター	200,813			
	中小企業振興会館	293,525			
	愛知県一宮総合運動場	142,366			
三重県	三重県広域防災拠点（伊勢志摩拠点）	33,622	303,285		
	三重県営サンアリーナ	96,233			
	三重県広域防災拠点（伊賀拠点）	8,026			
	三重県広域防災拠点（中勢拠点）	77,163			
	三重県消防学校屋内訓練場他	63,442			
	三重県広域防災拠点（東紀州〔紀南〕拠点）	7,283			
	三重県広域防災拠点（東紀州〔紀北〕拠点）	17,516			

被災府県名	広域物資輸送拠点の名称	必要量		物資関係 省庁
		拠点別	府県別計	
滋賀県	浅野運輸倉庫(株)第7号倉庫	19,977	58,771	
	センコー(株)守山P Dセンター3号倉庫	34,629		
	日本通運(株)大津支援甲賀2号倉庫	4,165		
京都府	舞鶴港	1,845	117,826	
	山城総合運動公園	35,071		
	丹波自然運動公園	1,144		
	京都パルスプラザ	79,766		
大阪府	大阪府中部広域防災拠点	367,753	598,267	
	大阪府北部広域防災拠点	113,299		
	大阪府南部広域防災拠点	117,215		
兵庫県	三木総合防災公園	59,611	126,913	厚生労働省
	西播磨広域防災拠点	14,298		
	但馬広域防災拠点	266		
	淡路広域防災拠点	20,585		
	阪神南広域防災拠点	31,905		
	丹波広域防災拠点	249		
奈良県	県営競輪場	51,499	97,508	
	吉野川浄化センター	6,882		
	第二浄化センター	39,127		
和歌山県	県立和歌山ビッグホエール	82,363	200,076	
	田辺スポーツパーク	38,430		
	新宮市民運動競技場（新宮市立佐野体育館）	13,170		
	橋本市運動公園（県立橋本体育館）	66,113		
岡山県	岡山県総合展示場コンベックス岡山	46,175	85,284	
	岡山ドーム	39,109		
広島県	広島県防災拠点施設	71,238	71,238	
山口県	消防学校（セミナーパーク）	10,025	10,025	

被災府県名	広域物資輸送拠点の名称	必要量		物資関係 省庁	
		拠点別	府県別計		
徳島県	県立防災センター備蓄倉庫／屋内集配施設	101, 289	160, 113	厚生労働省	
	南部健康運動公園 屋内多目的練習場	28, 703			
	鳴門総合運動公園陸上競技場バックスタンド	17, 927			
	野外交流の郷まぜのおか南部防災館	2, 631			
	阿波市交流防災拠点施設	9, 564			
香川県	サンメッセ香川（大展示場）	89, 457	89, 457	厚生労働省	
愛媛県	山根公園	37, 287	204, 974		
	石鎚山ハイウェイオアシス	36, 597			
	県営総合運動公園	17, 219			
	愛媛県国際貿易センター（アイテムえひめ）	59, 219			
	宇和島市総合交流拠点施設（道の駅みま）	54, 652			
高知県	県立室戸広域公園	16, 365	214, 610	厚生労働省	
	県立春野総合運動公園	88, 093			
	県立青少年センター	85, 343			
	宿毛市総合運動公園	24, 809			
熊本県	熊本産業展示場（グランメッセ熊本）	8, 517	8, 517	厚生労働省	
大分県	大分スポーツ公園	58, 218	58, 218		
宮崎県	都城トラック団地協同組合	109, 674	168, 920		
	高千穂家畜市場	59, 246			
鹿児島県	霧島市公設地方卸売市場	4, 191	13, 556		
	鹿児島市中央卸売市場青果市場	6, 795			
	鹿屋市水産物地方卸売市場	2, 570			
必要量合計		3, 980, 729			

備考)・必要量は、4日目から7日目の4日間分を示す。

・必要量は、四捨五入による端数処理を行っているため、合計は一致しない。

表5－6 大人用おむつの必要量

(単位：枚)

被災府県名	広域物資輸送拠点の名称	必要量		物資関係 省庁	
		拠点別	府県別計		
神奈川県	県総合防災センター	4,400	4,400		
山梨県	アイメッセ山梨	5,680	5,680		
長野県	やまびこドーム	1,823	1,892	94,000	
	若里多目的スポーツアリーナ（ビッグハット）	69			
岐阜県	緊急物資輸送センター	6,160	6,160		
静岡県	キラメッセぬまづ	2,488	94,000		
	県立愛鷹広域公園	2,754			
	富士市産業交流展示場（ふじさんめつせ）	4,456			
	静岡産業支援センター（ツインメッセ静岡）	21,536			
	大井川農業協同組合 農産物集出荷場	16,995			
	県立小笠山総合運動公園	14,280			
	浜松市総合産業展示館	28,852			
	(株)テクノワン資材倉庫	2,640			
愛知県	愛・地球博記念公園	7,539	146,400	厚生労働省	
	豊橋市総合体育館	25,780			
	中部トラック総合研修センター	35,665			
	中小企業振興会館	52,131			
	愛知県一宮総合運動場	25,285			
三重県	三重県広域防災拠点（伊勢志摩拠点）	6,740	60,800		
	三重県営サンアリーナ	19,292			
	三重県広域防災拠点（伊賀拠点）	1,609			
	三重県広域防災拠点（中勢拠点）	15,469			
	三重県消防学校屋内訓練場他	12,718			
	三重県広域防災拠点（東紀州〔紀南〕拠点）	1,460			
	三重県広域防災拠点（東紀州〔紀北〕拠点）	3,512			
滋賀県	浅野運輸倉庫(株)第7号倉庫	3,521	10,362		
	センコー(株)守山P Dセンター3号倉庫	6,104			
	日本通運(株)大津支店甲賀2号倉庫	734			

被災府県名	広域物資輸送拠点の名称	必要量	物資関係省庁
京都府	舞鶴港	388	24,800
	山城総合運動公園	7,382	
	丹波自然運動公園	241	
	京都パルスプラザ	16,789	
大阪府	大阪府中部広域防災拠点	74,501	121,200
	大阪府北部広域防災拠点	22,953	
	大阪府南部広域防災拠点	23,746	
兵庫県	三木総合防災公園	11,836	25,200
	西播磨広域防災拠点	2,839	
	但馬広域防災拠点	53	
	淡路広域防災拠点	4,087	
	阪神南広域防災拠点	6,335	
	丹波広域防災拠点	50	
奈良県	県営競輪場	11,218	21,240
	吉野川浄化センター	1,499	
	第二浄化センター	8,523	
和歌山県	県立和歌山ビッグホエール	18,607	45,200
	田辺スポーツパーク	8,682	
	新宮市民運動競技場（新宮市立佐野体育館）	2,975	
	橋本市運動公園（県立橋本体育館）	14,936	
岡山県	岡山県総合展示場コンベックス岡山	9,118	16,840
	岡山ドーム	7,722	
広島県	広島県防災拠点施設	13,680	13,680
山口県	消防学校（セミナーパーク）	2,160	2,160
徳島県	県立防災センター備蓄倉庫／屋内集配施設	23,280	36,800
	南部健康運動公園 屋内多目的練習場	6,597	
	鳴門総合運動公園陸上競技場バックスタンド	4,120	
	野外交流の郷まぜのおか南部防災館	605	
	阿波市交流防災拠点施設	2,198	
香川県	サンメッセ香川（大展示場）	18,400	18,400

被災府県名	広域物資輸送拠点の名称	必要量		物資関係 省庁
		拠点別	府県別計	
愛媛県	山根公園	7,931	43,600	厚生労働省
	石鎚山ハイウェイオアシス	7,785		
	県営総合運動公園	3,663		
	愛媛県国際貿易センター（アイテムえひめ）	12,596		
	宇和島市総合交流拠点施設（道の駅みま）	11,625		
高知県	県立室戸広域公園	3,813	50,000	厚生労働省
	県立春野総合運動公園	20,524		
	県立青少年センター	19,883		
	宿毛市総合運動公園	5,780		
熊本県	熊本産業展示場（グランメッセ熊本）	1,620	1,620	
大分県	大分スポーツ公園	11,800	11,800	
宮崎県	都城トラック団地協同組合	20,777	32,000	
	高千穂家畜市場	11,223		
鹿児島県	霧島市公設地方卸売市場	804	2,600	
	鹿児島市中央卸売市場青果市場	1,303		
	鹿屋市水産物地方卸売市場	493		
必要量合計		796,832		

備考)・必要量は、4日目から7日目の4日間分を示す。

・必要量は、四捨五入による端数処理を行っているため、合計は一致しない。

⑤ 携帯トイレ・簡易トイレ

- ・携帯トイレ・簡易トイレについては、表5-7の必要量（回数）が使用可能な製品数を調達・供給する。
- ・本具体計画において調達するトイレは、表5-8に掲げる製品を指す。
- ・表5-7の必要量が膨大なものとなることを踏まえ、経済産業省による調達に加え、消防庁は、地方公共団体の公的備蓄からの最大限の確保を行うものとする。

表5-7 トイレの必要量

(単位：回)

被災府県名	広域物資輸送拠点の名称	必要量		物資関係 省庁	
		拠点別	府県別計		
神奈川県	県総合防災センター	6,786	6,786		
山梨県	アイメッセ山梨	250,887	250,887		
長野県	やまびこドーム	8,904	9,239	経済産業省	
	若里多目的スポーツアリーナ（ビッグハット）	335			
岐阜県	緊急物資輸送センター	104,660	104,660		
静岡県	キラメッセぬまづ	213,696	8,074,923		
	県立愛鷹広域公園	236,542			
	富士市産業交流展示場（ふじさんめっせ）	382,816			
	静岡産業支援センター（ツインメッセ静岡）	1,850,000			
	大井川農業協同組合 農産物集出荷場	1,459,928			
	県立小笠山総合運動公園	1,226,695			
	浜松市総合産業展示館	2,478,452			
	(株)テクノワン資材倉庫	226,794			
愛知県	愛・地球博記念公園	490,771	9,530,486		
	豊橋市総合体育館	1,678,233			
	中部トラック総合研修センター	2,321,774			
	中小企業振興会館	3,393,693			
	愛知県一宮総合運動場	1,646,015			
三重県	三重県広域防災拠点（伊勢志摩拠点）	632,020	5,701,111		
	三重県営サンアリーナ	1,808,979			
	三重県広域防災拠点（伊賀拠点）	150,883			
	三重県広域防災拠点（中勢拠点）	1,450,495			
	三重県消防学校屋内訓練場他	1,192,571			
	三重県広域防災拠点（東紀州〔紀南〕拠点）	136,900			
	三重県広域防災拠点（東紀州〔紀北〕拠点）	329,263			

被災府県名	広域物資輸送拠点の名称	必要量	物資関係省庁
滋賀県	浅野運輸倉庫(株)第7号倉庫	166,637	490,239
	センコー(株)守山P Dセンター3号倉庫	288,857	
	日本通運(株)大津支店甲賀2号倉庫	34,746	
京都府	舞鶴港	14,067	898,083
	山城総合運動公園	267,316	
	丹波自然運動公園	8,716	
	京都パルスプラザ	607,984	
大阪府	大阪府中部広域防災拠点	2,445,905	3,979,041
	大阪府北部広域防災拠点	753,548	
	大阪府南部広域防災拠点	779,589	
兵庫県	三木総合防災公園	209,159	445,305 経済産業省
	西播磨広域防災拠点	50,167	
	但馬広域防災拠点	932	
	淡路広域防災拠点	72,226	
	阪神南広域防災拠点	111,946	
	丹波広域防災拠点	875	
奈良県	県営競輪場	779,159	1,475,250
	吉野川浄化センター	104,121	
	第二浄化センター	591,971	
和歌山县	県立和歌山ビッグホエール	1,679,671	4,080,274
	田辺スポーツパーク	783,727	
	新宮市民運動競技場（新宮市立佐野体育館）	268,587	
	橋本市運動公園（県立橋本体育館）	1,348,289	
岡山県	岡山県総合展示場コンベックス岡山	424,276	783,625
	岡山ドーム	359,349	
広島県	広島県防災拠点施設	301,679	301,679
山口県	消防学校（セミナーパーク）	11,718	11,718

被災府県名	広域物資輸送拠点の名称	必要量	物資関係省庁
徳島県	県立防災センター備蓄倉庫／屋内集配施設	2,497,331	3,947,687
	南部健康運動公園 屋内多目的練習場	707,677	
	鳴門総合運動公園陸上競技場バックスタンド	441,996	
	野外交流の郷まぜのおか南部防災館	64,883	
	阿波市交流防災拠点施設	235,800	
香川県	サンメッセ香川（大展示場）	1,308,687	1,308,687
愛媛県	山根公園	722,527	3,971,889
	石鎚山ハイウェイオアシス	709,153	
	県営総合運動公園	333,670	
	愛媛県国際貿易センター（アイテムえひめ）	1,147,518	
	宇和島市総合交流拠点施設（道の駅みま）	1,059,021	
高知県	県立室戸広域公園	449,216	5,891,014
	県立春野総合運動公園	2,418,128	
	県立青少年センター	2,342,654	
	宿毛市総合運動公園	681,016	
熊本県	熊本産業展示場（グランメッセ熊本）	5,263	5,263
大分県	大分スポーツ公園	366,485	366,485
宮崎県	都城トラック団地協同組合	1,792,787	2,761,256
	高千穂家畜市場	968,469	
鹿児島県	霧島市公設地方卸売市場	2,746	8,883
	鹿児島市中央卸売市場青果市場	4,453	
	鹿屋市水産物地方卸売市場	1,684	
必要量合計		54,404,471	経済産業省

備考)・必要量は、4日目から7日目の4日間分を示す。

・必要量は、四捨五入による端数処理を行っているため、合計は一致しない。

表5－8 調達するトイレの種類

名称	仕様	既設トイレの ブース活用可否	梱包サイズ 重量
携帯トイレ	既設トイレの便座等に便袋を設置し、使用後はし尿をパックし、処分するタイプ。 電源と汲み取りを必要としない。	活用可能	※参考例 (1 ケース 200 回分) 縦 360 × 横 570 × 高さ 460mm 約 13.0kg
簡易トイレ	室内に設置可能な小型で持ち運びができるトイレ。し尿を貯留又は凝固するタイプ。 介護用のポータブルトイレも含む。 電源と汲み取りを必要としない。	活用不可。 別途、囲いを確保するよう配慮するものとする。	※参考例 (1 ケース 1 台分) 縦 390 × 横 385 × 高さ 145mm 約 2.6kg

⑥トイレットペーパー

- ・トイレットペーパーについては、表5-9の必要量を調達・供給する。

表5-9　トイレットペーパーの必要量

(単位：巻)

被災府県名	広域物資輸送拠点の名称	必要量		物資関係省庁
		拠点別	府県別計	
神奈川県	県総合防災センター	19,800	19,800	
山梨県	アイメッセ山梨	25,560	25,560	
長野県	やまびこドーム	8,205	8,514	
	若里多目的スポーツアリーナ（ビッグハット）	309		
岐阜県	緊急物資輸送センター	27,720	27,720	
静岡県	キラメッセぬまづ	11,194	423,000	経済産業省
	県立愛鷹広域公園	12,391		
	富士市産業交流展示場（ふじさんめっせ）	20,054		
	静岡産業支援センター（ツインメッセ静岡）	96,911		
	大井川農業協同組合 農産物集出荷場	76,477		
	県立小笠山総合運動公園	64,260		
	浜松市総合産業展示館	129,832		
	(株)テクノワン資材倉庫	11,880		
愛知県	愛・地球博記念公園	33,925	658,800	
	豊橋市総合体育館	116,009		
	中部トラック総合研修センター	160,494		
	中小企業振興会館	234,591		
	愛知県一宮総合運動場	113,782		
三重県	三重県広域防災拠点（伊勢志摩拠点）	30,331	273,600	
	三重県営サンアリーナ	86,814		
	三重県広域防災拠点（伊賀拠点）	7,241		
	三重県広域防災拠点（中勢拠点）	69,610		
	三重県消防学校屋内訓練場他	57,232		
	三重県広域防災拠点（東紀州〔紀南〕拠点）	6,570		
	三重県広域防災拠点（東紀州〔紀北〕拠点）	15,802		
滋賀県	浅野運輸倉庫(株)第7号倉庫	15,847	46,620	
	センコー(株)守山P Dセンター3号倉庫	27,469		
	日本通運(株)大津支店甲賀2号倉庫	3,304		

被災府県名	広域物資輸送拠点の名称	必要量	物資関係省庁
京都府	舞鶴港	1,748	111,600
	山城総合運動公園	33,218	
	丹波自然運動公園	1,083	
	京都パルスプラザ	75,551	
大阪府	大阪府中部広域防災拠点	335,256	545,400
	大阪府北部広域防災拠点	103,287	
	大阪府南部広域防災拠点	106,857	
兵庫県	三木総合防災公園	53,264	113,400
	西播磨広域防災拠点	12,775	
	但馬広域防災拠点	237	
	淡路広域防災拠点	18,393	
	阪神南広域防災拠点	28,508	
	丹波広域防災拠点	223	
奈良県	県営競輪場	50,481	95,580
	吉野川浄化センター	6,746	
	第二浄化センター	38,353	
和歌山県	県立和歌山ビッグホエール	83,731	203,400
	田辺スポーツパーク	39,068	
	新宮市民運動競技場（新宮市立佐野体育館）	13,389	
	橋本市運動公園（県立橋本体育館）	67,212	
岡山県	岡山県総合展示場コンベックス岡山	41,029	75,780
	岡山ドーム	34,751	
広島県	広島県防災拠点施設	61,560	61,560
山口県	消防学校（セミナーパーク）	9,720	9,720
徳島県	県立防災センター備蓄倉庫／屋内集配施設	104,760	165,600
	南部健康運動公園 屋内多目的練習場	29,686	
	鳴門総合運動公園陸上競技場バックスタンド	18,541	
	野外交流の郷まぜのおか南部防災館	2,722	
	阿波市交流防災拠点施設	9,891	
香川県	サンメッセ香川（大展示場）	82,800	82,800

被災府県名	広域物資輸送拠点の名称	必要量	物資関係 省庁
愛媛県	山根公園	35,691	196,200
	石鎚山ハイウェイオアシス	35,030	
	県営総合運動公園	16,482	
	愛媛県国際貿易センター（アイテムえひめ）	56,684	
	宇和島市総合交流拠点施設（道の駅みま）	52,313	
高知県	県立室戸広域公園	17,157	225,000
	県立春野総合運動公園	92,357	
	県立青少年センター	89,475	
	宿毛市総合運動公園	26,011	
熊本県	熊本産業展示場（グランメッセ熊本）	7,290	7,290
大分県	大分スポーツ公園	53,100	53,100
宮崎県	都城トラック団地協同組合	93,494	144,000
	高千穂家畜市場	50,506	
鹿児島県	霧島市公設地方卸売市場	3,617	11,700
	鹿児島市中央卸売市場青果市場	5,865	
	鹿屋市水産物地方卸売市場	2,218	
必要量合計		3,585,744	

備考)・必要量は、4日目から7日目の4日間分を示す。

・必要量は、四捨五入による端数処理を行っているため、合計は一致しない。

⑦生理用品

・生理用品については、表5-10の必要量を調達・供給する。

表5-10 生理用品の必要量

(単位：枚)

被災府県名	広域物資輸送拠点の名称	必要量		物資関係 省庁	
		拠点別	府県別計		
神奈川県	県総合防災センター	29,367	29,367		
山梨県	アイメッセ山梨	34,400	34,400		
長野県	やまびこドーム	10,662	11,064	厚生労働省	
	若里多目的スポーツアリーナ（ビッグハット）	402			
岐阜県	緊急物資輸送センター	38,099	38,099		
静岡県	キラメッセぬまづ	15,035	568,141		
	県立愛鷹広域公園	16,643			
	富士市産業交流展示場（ふじさんめっせ）	26,934			
	静岡産業支援センター（ツインメッセ静岡）	130,164			
	大井川農業協同組合 農産物集出荷場	102,719			
	県立小笠山総合運動公園	86,309			
	浜松市総合産業展示館	174,381			
	(株)テクノワン資材倉庫	15,957			
愛知県	愛・地球博記念公園	49,526	961,765	厚生労働省	
	豊橋市総合体育館	169,358			
	中部トラック総合研修センター	234,301			
	中小企業振興会館	342,473			
	愛知県一宮総合運動場	166,107			
三重県	三重県広域防災拠点（伊勢志摩拠点）	41,282	372,386	厚生労働省	
	三重県営サンアリーナ	118,159			
	三重県広域防災拠点（伊賀拠点）	9,855			
	三重県広域防災拠点（中勢拠点）	94,744			
	三重県消防学校屋内訓練場他	77,897			
	三重県広域防災拠点（東紀州〔紀南〕拠点）	8,942			
	三重県広域防災拠点（東紀州〔紀北〕拠点）	21,507			
滋賀県	浅野運輸倉庫(株)第7号倉庫	22,822	67,142	厚生労働省	
	センコー(株)守山P Dセンター3号倉庫	39,561			
	日本通運(株)大津支店甲賀2号倉庫	4,759			

被災府県名	広域物資輸送拠点の名称	必要量	物資関係省庁
京都府	舞鶴港	2,499	159,551
	山城総合運動公園	47,491	
	丹波自然運動公園	1,548	
	京都パルスプラザ	108,013	
大阪府	大阪府中部広域防災拠点	493,586	802,795
	大阪府北部広域防災拠点	152,067	
	大阪府南部広域防災拠点	157,322	
兵庫県	三木総合防災公園	76,875	163,669
	西播磨広域防災拠点	18,439	
	但馬広域防災拠点	342	
	淡路広域防災拠点	26,546	
	阪神南広域防災拠点	41,145	
	丹波広域防災拠点	322	
奈良県	県営競輪場	72,077	136,471
	吉野川浄化センター	9,632	
	第二浄化センター	54,761	
和歌山県	県立和歌山ビッグホエール	110,020	267,263
	田辺スポーツパーク	51,335	
	新宮市民運動競技場（新宮市立佐野体育館）	17,593	
	橋本市運動公園（県立橋本体育館）	88,314	
岡山県	岡山県総合展示場コンベックス岡山	55,742	102,954
	岡山ドーム	47,212	
広島県	広島県防災拠点施設	84,197	84,197
山口県	消防学校（セミナーパーク）	12,212	12,212
徳島県	県立防災センター備蓄倉庫／屋内集配施設	135,023	213,489
	南部健康運動公園 屋内多目的練習場	23,897	
	鳴門総合運動公園陸上競技場バックスタンド	3,508	
	野外交流の郷まぜのおか南部防災館	12,749	
	阿波市交流防災拠点施設	38,262	
香川県	サンメッセ香川（大展示場）	106,561	106,561

被災府県名	広域物資輸送拠点の名称	必要量	物資関係省庁
愛媛県	山根公園	46,724	256,853
	石鎚山ハイウェイオアシス	45,859	
	県営総合運動公園	21,578	
	愛媛県国際貿易センター（アイテムえひめ）	74,207	
	宇和島市総合交流拠点施設（道の駅みま）	68,485	
高知県	県立室戸広域公園	21,390	280,509
	県立春野総合運動公園	115,143	
	県立青少年センター	111,549	
	宿毛市総合運動公園	32,428	
熊本県	熊本産業展示場（グランメッセ熊本）	9,758	9,758
大分県	大分スポーツ公園	68,981	68,981
宮崎県	都城トラック団地協同組合	123,142	189,663
	高千穂家畜市場	66,521	
鹿児島県	霧島市公設地方卸売市場	4,790	15,494
	鹿児島市中央卸売市場青果市場	7,767	
	鹿屋市水産物地方卸売市場	2,937	
必要量合計		4,952,913	

備考)・必要量は、4日目から7日目の4日間分を示す。

・必要量は、四捨五入による端数処理を行っているため、合計は一致しない。

7. プル型支援の実施

- (1) 被災都府県は、自ら行う物資調達やプッシュ型支援による物資を勘案してもさらに供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には、緊急災害対策本部を通じて発注・要請元、要請品目、数量、納入・搬入先その他必要な事項を明示し、物資関係省庁に調達を要請する。
- (2) 物資関係省庁は、上記（1）の要請に対応し、それぞれ担当する調整先と調整し、要請物資の調達・供給を行う。
- ① 消防庁は、要請に応じて飲料水（ペットボトル）、食料、育児用調製粉乳、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、携帯トイレ・簡易トイレ、その他の生活必需品について地方公共団体の公的備蓄から確保できるよう地方公共団体と調整を行う。
- ② 農林水産省は、要請を受けて食料、飲料水（ペットボトル）、育児用調製粉乳等の適切な調達がされるよう関係業界団体、関係事業者と調整を行う。
- ③ 経済産業省は、要請を受けて携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパーのほか、作業用具類、ティッシュペーパーなどの生活用品類、洗剤、歯ブラシなどの洗面用具類、カセットこんろ、カートリッジボンベなどの食器・調理用具類の生活必需品の適切な調達がされるよう関係業界団体、関係事業者と調整を行う。
- ④ 厚生労働省は、要請を受けて、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、生理用品のほか、衛生用品の適切な調達がされるよう関係業界団体、関係事業者と調整を行う。
- (3) 国及び被災都府県は、物資の支援要請や調達・輸送調整について、関係機関における情報共有を図るため「物資調達・輸送調整等支援システム」を活用するものとする。

8. 全国的な物資不足等への対応

- (1) 南海トラフ地震のような大規模・広範な災害では、非被災地も含め、全国的に物資の生産・流通体制に大きな影響が生じると見込まれる。このため、緊急災害対策本部及び物資関係省庁は、非被災地も含めた物資の安定供給に関して、関係業界団体と連携し、安定供給に向けた緊急輸入や増産といった協力要請など必要な措置を講じる。
- (2) 政府は、食料、生活必需品等の買いだめ、買い急ぎによる経済的・社会的混乱を最小限に抑えるため、地方公共団体とも連携し、買いだめ、買い急ぎの自粛について、広く国民への呼びかけを行う。

9. 平時の生産・流通体制への早期回復

- (1) 国が関与するプッシュ型支援・プル型支援による物資調達・供給は、通常の民間経済活動として行われる生産・流通体制の維持・早期回復に十分配慮して行うものとする。

第6章 燃料供給及び電力・ガスの臨時供給に係る計画

I 燃料供給

1. 趣旨

- (1) 南海トラフ地震の発生により多くの製油所・油槽所・LPGガス輸入基地等が被災する状況にあっても、全国的な燃料供給を確保しつつ、災害応急対策活動に必要な燃料や、重要施設の業務継続のための燃料を確実に確保し、迅速かつ円滑に供給する必要がある。
- (2) このため、資源エネルギー庁は、石油精製業者等による系列供給網ごとの業務継続計画（以下「系列BCP」という。）を基本としつつ、必要に応じて、石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第13条及び第14条に定める「災害時石油供給連携計画」及び「災害時石油ガス供給連携計画」に基づく系列を越えた相互協力をを行う供給体制を直ちに構築する。
- (3) また、防災拠点や、災害応急対策活動に不可欠な重要施設の業務継続に必要な燃料を確保し、迅速かつ円滑に供給するため、上記供給体制と連携して進めるべき「重点継続供給」及び「優先供給」の手順を定めるとともに、関係省庁の連携による燃料輸送・供給体制の確保に関する事項についても併せて定める。

2. 石油業界における基本的な燃料供給体制

(1) 「系列BCP」に基づく石油供給の早期構築

- 資源エネルギー庁は、石油精製業者等による、「系列BCP」に定めた目標復旧時間内を目安に、系列の運送業者や石油販売業者（SS）も含めた、各社系列の石油供給網全体の早期復旧を指導し、安定供給の体制を早期に構築する。

(2) 「災害時石油供給連携計画」及び「災害時石油ガス供給連携計画」に基づく相互連携

- 経済産業大臣は、発災後、緊急災害対策本部の設置が決定された場合には、石油備蓄法に基づく「災害時石油供給連携計画（以下「石油連携計画」という。）」及び「災害時石油ガス供給連携計画（以下「石油ガス連携計画」という。）」の実施勧告を速やかに行う。
- 石油精製業者等は、上記勧告を受け、系列ごとの供給体制を基本としつつ、事前に経済産業大臣に届け出た「石油連携計画」及び「石油ガス連携計画」を実施に移し、系列を越えた事業者間での情報共有、施設共同利用等による供給体制を速やかに構築し、被災により供給が不足する事態が生じた地域の燃料供給体制を早期に復旧させる。

3. 防災拠点等に存する給油施設への「重点継続供給」

(1) 重点継続供給

- 緊急災害対策本部は、災害応急対策活動用の車両や航空機への燃料供給体制の確保

のため、発災後、次に掲げる給油施設の中から、重点的かつ継続的な燃料補給（以下「重点継続供給」という。）を行い、給油活動を維持すべき施設を指定し、資源エネルギー庁に対して、当該指定施設に対する重点継続供給を行う体制を構築するよう要請する。

（ア）緊急輸送ルート上に位置する広域進出拠点又は進出拠点（別表3－2に掲げる施設のうち、給油施設を有するもの）に存する中核給油所

（イ）救助活動拠点（候補地）の最寄りの中核給油所

（ウ）航空機用救助活動拠点（候補地）に存する給油施設

（エ）上記（ア）、（イ）、（ウ）のほか、被災地に所在する中核給油所のうち、緊急災害対策本部が災害応急対策の円滑な実施のために重点継続供給を行うべきと判断するもの

- ② 資源エネルギー庁は、当該要請を受け、2. の供給体制の下で、石油精製業者等が、緊急災害対策本部からの都度個別の要請を受けずとも、民間取引ベースで当該施設に対して燃料補給を継続する体制を構築する。
- ③ 重点継続供給を行う中核給油所（上記（ア）、（イ）、（エ））においては、緊急自動車、緊急通行車両確認標章を掲示する車両及び自衛隊車両（以下「緊急車両」という。）に対して優先的に給油を行う。このほか、緊急車両以外の道路啓開車両等優先的な給油の対象となる車両の追加の必要性の有無、必要な場合の車両の判定方法等については、今後、関係省庁において検討を進めることとする。
- ④ 緊急災害対策本部は、重点継続供給の必要性がなくなった施設については、その旨を資源エネルギー庁に伝達する。

（2）重点継続供給を行う給油施設に関する情報収集・共有

- ① 資源エネルギー庁は、中核給油所の油種等を取りまとめ、あらかじめ内閣府に共有しておくものとする。
- ② 緊急災害対策本部は、発災後、重点継続供給を行うべき給油施設を資源エネルギー庁に伝達するとともに、当該給油施設に関する情報（給油所の場所、油種）を、緊急輸送ルートの確保、救助・消火活動、医療、物資輸送等を担当する省庁に対して速やかに共有するものとする。

4. 業務継続が必要な重要施設への「優先供給」

（1）重要施設への優先供給体制²⁶

- ① 災害拠点病院、災害対策本部となる官公庁舎、防災関連施設、部隊の救助活動拠点その他の被災地方公共団体が災害応急対策の実施のために不可欠と判断する重要施設（以下「優先供給施設」という。）については、当該地方公共団体において、

²⁶ 資源エネルギー庁では、重要施設や臨時の給油施設に対する燃料供給をより円滑に行うために、地方公共団体、関係省庁等が構築すべき体制等について詳細にまとめた「災害時燃料供給の円滑化のための手引き」を別途策定している。

対象施設をあらかじめ把握するとともに、当該施設が保有する自衛的備蓄²⁷が枯渇する前に、業務継続のための燃料を確保する。

- ② 被災地域の災害応急対策の実施責任者たる被災都府県は、当該施設管理者と石油販売業者との間の通常取引や、被災地方公共団体の調整では、優先供給施設の燃料確保が困難であると認めるときは、当該都府県の区域内の燃料需要をとりまとめ、緊急災害対策本部の調整による優先供給を要請する。
- ③ 国による災害応急対策の実施のために不可欠な施設、二次災害防止の観点から重要な施設（排水機場、毒劇物を取り扱う施設等）を所管する省庁も、上記に準じて、緊急災害対策本部の調整による優先供給を要請することができるものとする。
- ④ 資源エネルギー庁は、優先供給の実施のために必要に応じ、石油連盟及び日本ＬＰガス協会に対して、小口燃料配送拠点及びＬＰガス中核充填所への燃料補給体制を構築するよう要請する。

（2）優先供給要請の手順

- ① 上記（1）により被災都府県又は関係省庁が緊急災害対策本部に要請を行う場合には、優先供給施設を指定し、その管理者との間で費用負担者について合意した上で行うものとする。要請に際して、燃料在庫が枯渇するまでの時間が明確な場合にはそれを明示し、可能な範囲で供給の優先順位を検討する。
- ② 緊急災害対策本部は、資源エネルギー庁を通じて、石油連盟、全国石油商業組合連合会及び日本ＬＰガス協会に対して、被災都府県又は関係省庁から示された納入施設に燃料を輸送、供給するよう要請する。
- ③ 資源エネルギー庁は、被災都府県の決定した優先順位を基本として、必要に応じて優先順位を検討する。

（3）費用の国庫負担

優先供給を要請した燃料のうち、災害救助法に基づき都道府県が行う応急救助に必要な燃料については、同法の規定により、その一部を国が負担する。

5. 臨時の給油施設に対する供給手順

- （1）被災都府県は、運動公園など部隊の救助活動拠点として活用する施設に常設の給油施設がない場合又は地域内の給油施設の損壊、不足が著しい場合には、臨時の給油取り扱い設備を設置し、円滑な燃料供給体制を構築する。
- （2）被災都府県は、上記にあたっては、区域内のＳＳ等との協力の下、ドラム缶等を利用した給油体制を速やかに構築する。（その安全対策については、「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きに係るガイドライン（平成 25

²⁷ 資源エネルギー庁では、電力・ガス供給が途絶えた状態であっても業務継続が必要とされる重要なインフラ施設は、交通途絶、災害時の燃料供給体制の構築、輸送手段の確保の時間等を考慮して、発災から4日程度は自衛的な燃料備蓄で対応することを想定している。

年10月3日消防災第364号、消防危第171号)」を活用し、発災前に事前計画を作成して消防本部と相談しておくべきものである。)

6. 燃料輸送・供給体制の確保

(1) 陸上輸送路の通行確保・輸送手段の確保

- ① 道路管理者は、緊急輸送ルートとして計画されている製油所・油槽所(別表6-1)へのアクセス道路については、道路啓開を優先的に行う。また、都道府県警察は、道路啓開状況を踏まえ、必要な交通規制を行う。
- ② 緊急災害対策本部は、次に掲げる事項に留意しつつ、燃料の円滑な輸送・供給のための措置を検討する。
 - ・ ディーゼル車の排気ガス規制条例(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、三重県、大阪府及び兵庫県)
 - ・ 道路法による長大・水底トンネルにおける燃料輸送車両の通行禁止措置
 - ・ 鉄道タンク車が走行可能な路線の確保と貨物車両の確保
- ③ 燃料の輸送は、供給依頼を受けた者自らが行うことを原則とする。ただし、被災の影響により石油精製業者自ら陸上輸送手段(タンクローリーやドラム缶詰燃料の輸送に用いるトラック、鉄道タンク車等の車両)を手配することが困難で、輸送に支障が生じるおそれのある場合、資源エネルギー庁の要請に応じて、緊急災害対策本部が輸送手段の確保を調整する。
- ④ 資源エネルギー庁、関係省庁及び地方公共団体は、平時より、燃料を輸送する車両が緊急通行車両として緊急交通路の円滑な通行ができるよう、警察庁が定めている要領(第5章 3. 参照)による緊急通行車両等事前届出制度の活用など必要な調整を行っておくものとする。
- ⑤ 都府県公安委員会による緊急交通路の指定後、燃料の輸送を行う事業者は、速やかに、緊急通行車両等であることの確認を受け、輸送体制を確保するものとする。
- ⑥ 被災地における中核給油所では多数の給油希望者が集中することによるトラブルが予想されるため、資源エネルギー庁は、中核給油所情報を警察庁及び都道府県警察と共有する。

(2) 海上輸送路の航行確保・海上輸送手段の確保

- ① 国土交通省地方整備局及び港湾管理者は、石油精製業者等の策定した「系列BCP」と整合を取りつつ、「港湾BCP」に基づき、被災地域内の使用できる、又は早期に復旧できる製油所・油槽所に通じる航路啓開を優先的に行う。
- ② 海上保安庁は、製油所・油槽所が津波被害等により海上に油等が流出し、災害応急対策に支障が生じ、又は海上火災等の二次災害の発生おそれがある場合には、航行船舶の避難誘導活動等の措置を講じるとともに、排出の原因者等に対する指導・助言・命令を行う。また、海上保安庁及び国土交通省地方整備局は、状況に応じ、各石油精製業者及び石油連盟による油等の防除作業に協力する。
- ③ 被災の影響により石油精製業者自ら海上輸送手段(フェリー、RORO船など)を手配

することが困難で、輸送に支障が生じるおそれがある場合、資源エネルギー庁の要請に応じて、緊急災害対策本部が輸送手段の確保を調整する。

- ④ 緊急災害対策本部及び政府現地対策本部は、国土交通省地方整備局及び港湾管理者と連携し、航路啓開情報を防災関係機関に共有する。

7. 全国的な燃料不足への対応

- (1) 南海トラフ地震のように大規模・広範な災害では、非被災地も含め、全国的に燃料の生産・物流体制に大きな影響が生じると見込まれる。このため、緊急災害対策本部及び資源エネルギー庁は、非被災地も含めた燃料の安定供給に関して、2. の石油関連業界団体における燃料供給体制と緊密に連携し、安定供給に向けた必要な措置を講じる。
- (2) 政府は、燃料の買いだめ、買い急ぎによる経済的・社会的混乱を最小限に抑えるため、地方公共団体とも連携し、買いだめ、買い急ぎの自粛について、広く国民への呼びかけを行う。

II 電力・ガスの臨時供給

1. 趣旨

- (1) 重要施設の業務継続や災害応急対策活動に必要な電力及びガスを確実に確保し、迅速かつ円滑に供給する必要がある。
- (2) このため、経済産業省は、電気事業者（一般送配電事業者及び指定公共機関である電気事業者をいう。以下同じ。）、ガス事業者（一般ガス導管事業者及び一般ガス導管事業者からガスの託送供給を受けるガス小売事業者をいう。以下同じ。）が迅速かつ円滑な災害応急対策活動を実施するため、これらの関係機関と相互協力をを行う供給体制を直ちに構築する。
- (3) また、電力業界、ガス業界の災害応急対策活動における電源車や移動式ガス発生設備による重要施設への電力やガスの臨時的な供給（以下「臨時供給」という。）及び「臨時供給を担う電源車等への石油業界等による燃料供給」に関する事項を定める。

2. 電力業界における広域での需給調整体制

- (1) 電力需給に著しい不均衡が生じ、被災一般送配電事業者がそれを緩和することが必要であると認めた場合、被災一般送配電事業者は、災害時における他の一般送配電事業者との協定又は電気事業法に基づく電力広域的運営推進機関の広域的な電力融通に基づく電力融通を受けるため、他の一般送配電事業者又は電力広域的運営推進機関に必要な要請を行う。
- (2) 電力広域的運営推進機関は、南海トラフ地震によって生じた電力需給の不均衡を緩和するため、電気事業法に基づき、電力広域的運営推進機関の会員企業に対し、電力融通の指示を行う。
- (3) 経済産業省は、電気事業者又は電力広域的運営推進機関に対して、広域連携に係るスキームが適切に働くよう、これらの関係機関と必要な連絡・調整を行う。

3. 電力業界、ガス業界における広域での支援体制

(1) 電力業界

- ① 被災電気事業者は、災害時における他の電気事業者との協定又は電気事業法に基づく電力広域的運営推進機関の広域的な調整機能に基づく資機材・人員の融通を受けるため、電力広域的運営推進機関に必要な要請を行う。
- ② 電力広域的運営推進機関は、被害の態様に応じ、被害を受けていない電力広域的運営推進機関の会員企業に対し、被災電気事業者への必要な資機材・人員等の融通について、指示を行う。
- ③ 経済産業省は、電気事業者又は電力広域的運営推進機関に対して、広域での資機材・人員支援に係るスキームが適切に働くよう、これらの関係機関と必要な連絡・

調整を行う。

(2) ガス業界

- ① 被災一般ガス導管事業者は、一般社団法人日本ガス協会を中心とした広域支援体制による支援を受けるため、一般社団法人日本ガス協会に必要な要請を行う。
- ② 一般社団法人日本ガス協会は、被災一般ガス導管事業者からの支援要請を受けた場合、被害を受けていない一般社団法人日本ガス協会の会員企業に対し、被災一般ガス導管事業者に対する必要な資機材・人員等の融通について、協力を要請する。一般社団法人日本ガス協会は、支援人員を指揮し、必要な作業に当たらせる。
- ③ 経済産業省は、一般社団法人日本ガス協会に対して、広域での資機材・人員支援に係るスキームが適切に働くよう、これらの関係機関と必要な連絡・調整を行う。

4. 重要施設への臨時供給

(1) 電力業界

- ① 都府県は、災害発生時に電力の臨時供給が必要となる災害拠点病院、災害対策本部となる官公庁舎、防災関連施設、部隊の救助活動拠点その他の被災地方公共団体が災害応急対策の実施のために不可欠と判断する重要施設のリストをあらかじめ作成し、関係省庁（内閣府・経済産業省等）、一般送配電事業者と共有する。
- ② 被災一般送配電事業者は、発災後、どの地域で供給支障が発生しているのかについて、被災都府県に情報を提供する。被災地域の災害応急対策の実施責任者たる被災都府県は、上記のリストに掲載された施設等について、電力の臨時供給の必要性を確認する。被災都府県は、当該確認によって得られた情報に基づき、可能な範囲で供給の優先順位を検討の上、臨時供給を行うべき施設への電力の臨時供給を、被災一般送配電事業者に対し要請する。
- ③ 被災一般送配電事業者は、当該要請に基づき、重要施設に対し、系統の復旧状況等を勘案し、必要に応じ、速やかに臨時供給を行う。
- ④ 被災都府県は、当該被災都府県と被災一般送配電事業者との間で、優先すべき重要施設の調整が調わない場合には、緊急災害対策本部の調整による臨時供給を要請する。
- ⑤ 緊急災害対策本部は、被災都府県の決定した優先順位を基本として、必要に応じて優先順位を検討し、経済産業省を通じて、被災一般送配電事業者に対して、被災都府県から示された重要施設に臨時供給するよう要請する。
- ⑥ 国による災害応急対策の実施のために不可欠な施設、二次災害防止の観点から重要な施設（排水機場、毒劇物を取り扱う施設等）を所管する省庁も、緊急災害対策本部による調整の後、経済産業省を通じて臨時供給を要請することができるものとする。
- ⑦ 電源車が不足する場合には、一般送配電事業者は、3. (1) に記載の広域的な資機材、人員の融通を図ることとする。
- ⑧ 被災一般送配電事業者は、電源車等の燃料が不足する可能性がある場合には、経

済産業省を通じ、全国石油商業組合連合会、石油連盟等と調整を行う。

(2) ガス業界

- ① 一般ガス導管事業者は、都府県の協力を得て、災害発生時にガスの臨時供給が必要となる重要施設（災害拠点病院、救急指定病院等）のリストをあらかじめ作成し、関係省庁（内閣府・経済産業省等）、都府県と共有する。
- ② 被災一般ガス導管事業者は、発災後、どの地域で供給支障が発生しているのかについて、また、上記のリストに掲載されている施設等のガスの供給状況について、被災都府県に情報を提供する。被災地域の災害応急対策の実施責任者たる被災都府県は、上記のリストに掲載された施設等について、直接又は一般ガス導管事業者を通じて、ガスの臨時供給の必要性を確認する。被災都府県は、当該確認によって得られた情報に基づき、可能な範囲で供給の優先順位を検討の上、臨時供給を行うべき施設へのガスの臨時供給を、被災一般ガス導管事業者に対し要請する。
- ③ 被災一般ガス導管事業者は、当該要請に基づき、重要施設に対し、必要に応じ、速やかに臨時供給を行う。
- ④ 被災都府県は、当該被災都府県と被災一般ガス導管事業者との間で、優先すべき重要施設の調整が調わない場合には、緊急災害対策本部の調整による臨時供給を要請する。
- ⑤ 緊急災害対策本部は、被災都府県の決定した優先順位を基本として、必要に応じて優先順位を検討し、経済産業省を通じて、被災一般ガス導管事業者に対して、被災都府県から示された重要施設に臨時供給するよう要請する。
- ⑥ 移動式ガス発生設備が不足する場合には、一般ガス導管事業者は、3. (2) に記載の広域的な資機材、人員の融通を図ることとする。
- ⑦ 燃料となる液化石油ガスが不足する場合には、一般社団法人日本ガス協会は、ガス事業者間での液化石油ガスの融通について必要な調整を行う。当該調整によってもなお液化石油ガスが不足する場合には、一般社団法人日本ガス協会は経済産業省に依頼し、経済産業省は必要な調整を行うものとする。

5. 緊急通行車両等の通行体制の確保

- (1) 経済産業省、電気事業者及び一般ガス導管事業者は、平時より、災害応急対策活動用の車両が緊急通行車両として緊急交通路の円滑な通行ができるよう、警察庁が定めている要領（第5章 3. 参照）による緊急通行車両等事前届出制度の活用など必要な調整を行っておくものとする。
- (2) 都府県公安委員会による緊急交通路の指定後、災害応急対策活動を行う電気事業者及び一般ガス導管事業者は、速やかに、緊急通行車両等であることの確認を受け、輸送体制を確保するものとする。

第7章 防災拠点

1. 防災拠点の種類及び機能

- (1) 防災拠点については、第6章までの各分野の活動に係る計画に示したとおりであるが、改めて具体計画で用いる防災拠点の分類及びその機能を整理すると、以下のとおりである。
- (2) 緊急災害対策本部、政府現地対策本部及び防災関係機関は、国が運用し広域的な緊急物資や復旧資機材の輸送に当たり中心的役割を果たす基幹的広域防災拠点（堺泉北港埠2区）と地方公共団体が運用するこれらの防災拠点と密接に連携を図りつつ、効果的な災害応急対策を実施する。
- (3) 防災拠点は、いつ発災するか分からない南海トラフ地震に対して、発災時点で実際に利活用できる施設とする必要があることから、既存の施設のうちから選定している。

分類	機能
広域進出拠点	災害発生直後、直ちに広域応援部隊が被災地方面に向かって移動する際の一時的な目標となる拠点であって、各施設管理者の協力にて設定するもの（別表3－2）
進出拠点	広域応援部隊が応援を受ける都道府県に向かって移動する際の目標となる拠点であって、各施設管理者の協力にて設定するもの（別表3－2に重点受援県に係るもののみ掲載）
救助活動拠点	各部隊が被災地において部隊の指揮、宿営、資機材集積、燃料補給等を行う拠点として、都道府県及び市町村があらかじめ想定し、発災後には速やかに確保すべきもの（別表3－3に航空機用救助活動拠点のみ掲載）
航空搬送拠点	広域医療搬送を行う大型回転翼機又は固定翼機が離発着可能な拠点であり、SCUが設置可能なもの（別表4－1、4－2）
広域物資輸送拠点	国等から供給される物資を被災府県が受け入れ、各市町村が設置する地域内輸送拠点や避難所に向けて送り出すための拠点であって当該府県が設置するもの（別表5－1）
海上輸送拠点	人員、物資、燃料、資機材等を海上輸送するために想定する港湾であって、耐震性及び機能性が高いもの（別表7－1）

2. 海上輸送拠点

- (1) 陸路での到達が困難な場合、一度に大量の輸送を行う必要がある場合、輸送が長距離となる場合等海路による輸送が効率的と見込まれる場合において、人員、物資、燃料、資機材等の輸送に活用することを想定する海上輸送拠点を別表7-1のとおり定める。
- (2) 海上輸送拠点として活用する港湾は、発災時も有効に機能するよう、次に掲げる考え方当てはまるものから選定した。
- ① 利用する岸壁は、当該地点において考えられる最大級の強さを持つ地震動によっても機能を損なわずに船舶の利用、人の乗降及び物資等の荷役を速やかに行うことができること。
 - ② 効率的な輸送が可能となるよう一定規模以上のフェリー、RORO船、油槽船が着岸できる規模の係留施設を有すること。
 - ③ 緊急輸送ルート、製油所、油槽所の近傍に位置すること。
 - ④ 航路啓開と道路啓開の双方について、関係者との災害時における協定により迅速な啓開作業の体制確保が図られていること。
- (3) 発災時において利用する海上輸送拠点の確保
- ① 国土交通省は、緊急災害対策本部、政府現地対策本部等が把握している被災地における人員、物資、燃料、資機材等の輸送ニーズや港湾の被害状況を踏まえ、別表7-1に掲げる海上輸送拠点の中から基幹的広域防災拠点（堺泉北港堺2区）の活用も念頭に置きつつ、優先的に航路啓開を行う拠点を選定し、港湾施設の使用に関する調整を港湾管理者と行う。
 - ② 国土交通省地方整備局、海上保安庁及び港湾管理者は、自ら又は災害時における協定に基づき関係者へ要請を行い、海上輸送拠点へアクセスする航路の障害物の確認、除去及び水路の測量を早期に行う。
- (4) 海上輸送に関する調整

国土交通省は、海路による輸送が効率的と見込まれる場合には、(3)により確保した拠点を活用した海上輸送を行う体制を構築する。
この場合において、国土交通省は、定期航路の利用だけでなく、臨時の航路の確保も含め、関係機関と海上輸送に関する調整を行う。

3. 大規模な広域防災拠点とその役割

- (1) 南海トラフ地震が発生した場合に、都道府県が全国の防災関係機関から災害応急対策活動に係る広域応援を受けるために設置する防災拠点のうち、以下の表に掲げるような拠点は、救助・救急、消火活動等、医療活動、物資の受入れ・集積・分配を総合的かつ広域的に行う大規模な広域防災拠点である。

(2) 設置主体となる府県は、いつ発災しても有効に機能するよう、施設管理者、近隣府県その他関係機関と連携して、拠点の設置・運営訓練、人材、物資・資機材の配置等の備えを十分に行っておく必要がある。

大規模な広域防災拠点

拠点名	南海トラフ地震において想定される役割
静岡空港 (静岡県)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害応急対策に活用する航空機等が駐機、給油等を想定する救助活動拠点である。 ・ D M A T の空路参集拠点として、ロジスティックチームを配置して参集した D M A T の活動を後方支援するための拠点である。 ・ 広域医療搬送を行う航空搬送拠点であり、特に緊急度判定の機能を確保して、広域的に患者を積極的に受入れ、被害が甚大な静岡県内及びその近隣地域の医療機関の負担を軽減することを想定する拠点である。 ・ 静岡県の広域物資輸送拠点の代替拠点である。
名古屋飛行場（航空自衛隊小牧基地） (愛知県)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害応急対策に活用する航空機等が駐機、給油等を想定する救助活動拠点である。 ・ D M A T の陸路・空路参集拠点として、ロジスティックチームを配置して参集した D M A T の活動を後方支援するための拠点である。 ・ 広域医療搬送を行う航空搬送拠点として、特に緊急度判定の機能を確保して、広域的に患者を積極的に受入れ、被害が甚大な中部地方内の医療機関の負担を軽減することを想定する拠点である。 ・ 航空自衛隊小牧基地との連携により、物資の受入れ、搬送が可能な拠点である。
名古屋港 (愛知県)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害が甚大な中部地方への人員、物資、燃料、資機材等を大量に受入れ、災害応急対策を総合的かつ広域的に実施するための拠点である。

熊本空港 (熊本県)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害応急対策に活用する航空機等が駐機、給油等を想定する救助活動拠点である。 ・ D M A T の空路参集拠点として、ロジスティックチームを配置して参集したD M A T の活動を後方支援するための拠点である。 ・ 広域医療搬送を行う航空搬送拠点として、特に緊急度判定の機能を確保して、広域的に患者を積極的に受入れ、被害が甚大な大分県及び宮崎県の医療機関の負担を軽減することを想定する拠点である。 ・ 空路による物資の受入れ、仕分け、搬送に係る広域的な役割を担う拠点である。
大分スポーツ公園 (大分県)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空からの救助活動のための大型回転翼機等が離発着でき、かつ、部隊の指揮、宿営、資機材集積等を行うことを想定する拠点である。 ・ D M A T の陸路参集拠点として、ロジスティックチームを配置して参集したD M A T の活動を後方支援するための拠点である。 ・ 広域医療搬送を行う航空搬送拠点である。 ・ 大分県の広域物資輸送拠点である。

別表2-1 緊急輸送ルートの路線及び区間

1高速道路等

道路種別	路線名	区間		管理者	備考
高速自動車 国道	道央自動車道	北海道森町 大沼公園IC	北海道札幌市 札幌JCT	NEXCO東日本	
	札樽自動車道	北海道小樽市 小樽IC	北海道札幌市 札幌JCT	NEXCO東日本	
	東北自動車道	埼玉県川口市 川口JCT	青森県青森市 青森IC	NEXCO東日本	
	青森自動車道	青森県青森市 青森東IC	青森県青森市 青森JCT	NEXCO東日本	
	八戸自動車道	岩手県八幡平市 安代JCT	青森県八戸市 八戸IC	NEXCO東日本	
	釜石自動車道	岩手県遠野市 宮守IC	岩手県花巻市 花巻JCT	宮守IC～東和IC:国土交通省 東和IC～花巻JCT:NEXCO東日本	
	秋田自動車道	岩手県北上市 北上JCT	秋田県秋田市 秋田南IC	NEXCO東日本	
	東北中央自動車道	山形県山形市 山形JCT	山形県東根市 東根IC	NEXCO東日本	
	山形自動車道	山形県村田町 村田JCT	山形県西川町 月山IC	NEXCO東日本	
		山形県鶴岡市 湯殿山IC	山形県鶴岡市 鶴岡JCT	NEXCO東日本	
	日本海東北自動車道	山形県鶴岡市 鶴岡JCT	山形県酒田市 酒田みなとIC	NEXCO東日本	
		新潟県新潟市 新潟中央JCT	新潟県新潟市 豊栄新潟東港IC	NEXCO東日本	
	常磐自動車道	埼玉県三郷市 三郷JCT	宮城県亘理町 亘理IC	NEXCO東日本	
	磐越自動車道	福島県いわき市 いわきJCT	新潟県新潟市 新潟中央JCT	NEXCO東日本	
	北関東自動車道	群馬県高崎市 高崎JCT	茨城県茨城町 茨城町JCT	NEXCO東日本	
	東関東自動車道	茨城県茨城町 茨城町JCT	茨城県茨城町 茨城空港北IC	NEXCO東日本	
		千葉県市川市 市川JCT	茨城県潮来市 潮来IC	NEXCO東日本	
	上信越自動車道	群馬県藤岡市 藤岡JCT	新潟県上越市 上越JCT	NEXCO東日本	
	東京外環自動車道	東京都練馬区 大泉JCT	埼玉県三郷市 三郷JCT	NEXCO東日本	
	館山自動車道	千葉県木更津市 木更津JCT	千葉県富津市 富津竹岡IC	NEXCO東日本	
	関越自動車道	東京都練馬区 大泉JCT	新潟県長岡市 長岡JCT	NEXCO東日本	
	中央自動車道	東京都杉並区 高井戸IC	山梨県富士吉田市 富士吉田IC	NEXCO中日本	中央自動車道富士吉田線
		山梨県大月市 大月JCT	愛知県小牧市 小牧JCT	NEXCO中日本	中央自動車道西宮線
	東名高速道路	東京都世田谷区 東京IC	愛知県小牧市 小牧IC	NEXCO中日本	
	北陸自動車道	新潟県新潟市 新潟中央JCT	滋賀県米原市 米原JCT	新潟中央JCT～朝日IC:NEXCO東日本 朝日IC～米原JCT:NEXCO中日本	
	東海北陸自動車道	愛知県一宮市 一宮JCT	富山県小矢部市 小矢部砺波JCT	NEXCO中日本	
	舞鶴若狭自動車道	兵庫県三木市 吉川JCT	福井県敦賀市 敦賀JCT	吉川JCT～小浜IC:NEXCO西日本 小浜IC～敦賀JCT:NEXCO中日本	
	長野自動車道	長野県岡谷市 岡谷JCT	長野県千曲市大字雨宮 更埴JCT	安曇野IC～更埴JCT:NEXCO東日本 岡谷JCT～安曇野IC:NEXCO中日本	
新東名高速道路	静岡県御殿場市 御殿場JCT	静岡県浜松市 浜松いなさJCT	NEXCO中日本		
	静岡県静岡市 新清水JCT	静岡県静岡市 清水JCT	NEXCO中日本	清水連絡路	
	静岡県浜松市 浜松いなさJCT	静岡県浜松市 三ヶ日JCT	NEXCO中日本	引佐連絡路	
	静岡県浜松市 浜松いなさJCT	愛知県豊田市 豊田東JCT	NEXCO中日本		
伊勢湾岸自動車道	愛知県豊田市 豊田東JCT	三重県四日市市 四日市JCT	NEXCO中日本		

道路種別	路線名	区間		管理者	備考
高速自動車国道	名古屋第二環状自動車道	愛知県名古屋市 名古屋南JCT	愛知県名古屋市 名古屋西JCT	NEXCO中日本	
		愛知県名古屋市 名古屋IC	愛知県名古屋市 上社JCT	NEXCO中日本	名古屋支線
	東名阪自動車道	愛知県名古屋市 名古屋西JCT	三重県龜山市 伊勢関IC	NEXCO中日本	
	名神高速道路	愛知県小牧市 小牧IC	兵庫県西宮市 西宮IC	小牧IC～八日市IC:NEXCO中日本 八日市IC～西宮IC:NEXCO西日本	
		京都府久御山町 久御山淀IC	京都府大山崎町 大山崎JCT	NEXCO西日本	大山崎支線 京滋バイパスの一部区間
	伊勢自動車道	三重県龜山市 伊勢関IC	三重県伊勢市 伊勢IC	NEXCO中日本	
	紀勢自動車道	三重県尾鷲市 尾鷲北IC	三重県多気町 勢和多気JCT	尾鷲北IC～紀伊長島IC:国土交通省 紀伊長島IC～勢和多気JCT:NEXCO 中日本	
		和歌山県田辺市 南紀田辺IC	和歌山県すさみ町 すさみ南IC	国交省	
	新名神高速道路	三重県龜山市 龜山JCT	滋賀県草津市 草津JCT	龜山JCT～甲賀王山IC:NEXCO中日本 甲賀王山IC～草津JCT:NEXCO西日本	
		京都府城陽市 城陽JCT	京都府八幡市 八幡京田辺JCT	NEXCO西日本	
西名阪自動車道	奈良県天理市 天理IC	大阪府松原市 松原JCT	NEXCO西日本		
近畿自動車道	大阪府松原市 松原JCT	大阪府茨木市 吹田JCT	NEXCO西日本		
関西空港自動車道	大阪府泉佐野市 泉佐野JCT	大阪府泉佐野市 りんくうJCT	NEXCO西日本		
阪和自動車道	大阪府松原市 松原JCT	和歌山県有田川町 有田IC	NEXCO西日本		
	和歌山県御坊市 御坊IC	和歌山県田辺市 南紀田辺IC	NEXCO西日本		
中国自動車道	大阪府茨木市 吹田JCT	山口県下関市 下関IC	NEXCO西日本		
山陽自動車道	兵庫県神戸市 神戸JCT	広島県廿日市市 廿日市JCT	NEXCO西日本	吹田山口線	
	広島県大竹市 大竹JCT	山口県山口市 山口JCT	NEXCO西日本	吹田山口線	
	兵庫県三木市 三木JCT	兵庫県神戸市 神戸西IC	NEXCO西日本	木見支線	
	岡山県倉敷市 倉敷JCT	岡山県早島町 早島IC	NEXCO西日本	早島支線	
	山口県下関市 下関JCT	山口県宇部市 宇部JCT	NEXCO西日本	宇部下関線	
鳥取自動車道	兵庫県佐用町 佐用IC	岡山県西粟倉村 西粟倉IC	国土交通省		
	鳥取県智頭町 智頭IC	鳥取県鳥取市本高 鳥取IC	国土交通省		
米子自動車道	岡山県真庭市 落合JCT	鳥取県米子市赤井手 米子IC	NEXCO西日本		
山陰自動車道	島根県松江市 松江玉造IC	島根県松江市 宮道JCT	NEXCO西日本		
松江自動車道	広島県三次市 三次東JCT	島根県松江市 宮道JCT	三次東JCT～三刀屋木次IC:国土交通省 三刀屋木次IC～宮道JCT:NEXCO西日本		
岡山自動車道	岡山県岡山市 岡山JCT	岡山県真庭市 北房JCT	NEXCO西日本		
広島自動車道	広島県広島市 広島北JCT	広島県広島市 広島JCT	NEXCO西日本		
尾道自動車道	広島県尾道市 尾道JCT	広島県三次市 三次東JCT	国土交通省		
浜田自動車道	広島県北広島市 千代田JCT	島根県浜田市 浜田IC	NEXCO西日本		
関門自動車道	山口県下関市 下関IC	福岡県北九州市 門司IC	NEXCO西日本		
徳島自動車道	徳島県鳴門市 鳴門IC	愛媛県四国中央市 川之江JCT	NEXCO西日本		
高松自動車道	徳島県鳴門市 鳴門IC	愛媛県四国中央市 川之江JCT	NEXCO西日本		
松山自動車道	愛媛県四国中央市 川之江JCT	愛媛県大洲市 大洲IC	NEXCO西日本		
	愛媛県大洲市 大洲北只IC	愛媛県宇和島市 宇和島北IC	大洲北只IC～西予宇和IC:NEXCO西日本 西予宇和IC～宇和島北IC:国土交通省		

道路種別	路線名	区間		管理者	備考
高速自動車 国道	高知自動車道	愛媛県四国中央市 川之江JCT	高知県須崎市 須崎東IC	NEXCO西日本	
		高知県須崎市 須崎西IC	高知県四万十町 四万十町中央IC	国土交通省	
	九州自動車道	福岡県北九州市 門司IC	鹿児島県鹿児島市 鹿児島IC	NEXCO西日本	
	東九州自動車道	福岡県北九州市 北九州JCT	宮崎県宮崎市 清武JCT	北九州JCT～佐伯IC:NEXCO西日本 佐伯IC～延岡南IC:国土交通省 延岡南IC～清武JCT:NEXCO西日本	
		鹿児島県鹿屋市 鹿屋串良JCT	鹿児島県霧島市 隼人東IC	鹿屋串良JCT～末吉財部IC:国土交通省 末吉財部IC～隼人東IC:NEXCO西日本	
	大分自動車道	佐賀県鳥栖市 鳥栖JCT	大分県大分市 大分米良IC	NEXCO西日本	
	長崎自動車道	長崎県長崎市 長崎IC	佐賀県鳥栖市 鳥栖JCT	NEXCO西日本	
	宮崎自動車道	宮崎県えびの市 えびのJCT	宮崎県宮崎市 宮崎IC	NEXCO西日本	
自動車専用 道路	仙人峠道路	岩手県釜石市 釜石西IC	岩手県遠野市 遠野住田IC	国土交通省	
	三陸自動車道	宮城県仙台市 仙台港北IC	宮城県利府町 利府中IC	NEXCO東日本	仙塩道路
		宮城県利府町 利府中IC	宮城県東松島市 鳴瀬奥松島IC	宮城県道路公社	仙台松島道路
	仙台東部道路	宮城県亘理町 亘理IC	宮城県仙台市 仙台港北IC	NEXCO東日本	
	仙台南南部道路	宮城県仙台市 仙台若林JCT	宮城県仙台市 仙台南IC	NEXCO東日本	
	月山道路	山形県西川町 月山IC	山形県鶴岡市田麦俣(中台橋付近)	国土交通省	国道112号(自動車専用道路区間)
	福島空港・あぶくま南道路(あぶくま高原道路)	福島県矢吹町 矢吹IC	福島県玉川村 福島空港IC	福島県道路公社	福島県道42号矢吹小野線
	能越自動車道	富山県高岡市 高岡IC	富山県小矢部市 小矢部砺波JCT	富山県道路公社	高岡砺波道路
	首都圏中央連絡自動車道	千葉県成田市 大栄JCT	埼玉県鶴ヶ島市 鶴ヶ島JCT	NEXCO東日本	
	首都圏中央連絡自動車道	埼玉県鶴ヶ島市 鶴ヶ島JCT	神奈川県海老名市 海老名JCT	あきる野IC～鶴ヶ島JCT:NEXCO東日本 海老名JCT～あきる野IC:NEXCO中日本	
	京葉道路	東京都江戸川区 一之江出入口	千葉県千葉市 宮野木JCT	NEXCO東日本	
	東京湾アクアライン	神奈川県川崎市 川崎浮島JCT	千葉県木更津市 木更津金田IC	NEXCO東日本	
	東京湾アクアライン連絡道	千葉県木更津市 木更津金田IC	千葉県木更津市 木更津JCT	NEXCO東日本	
	富津館山道路	千葉県富津市 富津竹岡IC	千葉県南房総市 富浦IC	NEXCO東日本	
	保土ヶ谷バイパス	神奈川県横浜市 新保土ヶ谷IC	神奈川県横浜市 上川井IC	国土交通省	国道16号
	横浜横須賀道路	神奈川県横浜市 並木トンネル	神奈川県横須賀市浦賀 浦賀IC	NEXCO東日本	横浜横須賀道路本線、横浜横須賀道路金沢支線
		神奈川県横浜市 狩場JCT	神奈川県横浜 新保土ヶ谷IC	NEXCO東日本	国道16号
	三浦縦貫道路	神奈川県横須賀市 衣笠IC	神奈川県横須賀市 林IC	神奈川県道路公社	三浦サンサンライン
	小田原厚木道路	神奈川県厚木市 厚木IC	神奈川県小田原市 小田原西IC	NEXCO中日本	
	西湘バイパス	神奈川県小田原市 小田原西IC	神奈川県小田原市 石橋IC	NEXCO中日本	
	真鶴道路	神奈川県真鶴町 真鶴料金所	神奈川県湯河原町中央5丁目 吉沢橋交差点	神奈川県道路公社	
	東富士五湖道路	山梨県富士吉田市 富士吉田IC	静岡県小山町 須走IC	NEXCO中日本	
	須走道路	静岡県小山町 須走IC	静岡県小山町 須走南IC	国土交通省	
	東駿河湾環状道路	静岡県沼津市 沼津岡宮IC	静岡県函南町 函南塚本IC	国土交通省	
	伊豆中央道	静岡県伊豆の国市 長岡北IC	静岡県函南町肥田 国道136号交差	静岡県道路公社	
	修善寺道路	静岡県伊豆の国市 大仁中央IC	静岡県伊豆市 修善寺IC	静岡県道路公社	
	西富士道路	静岡県富士市伝法 静岡県道353号交差	静岡県富士市 富士IC	国土交通省	国道139号
	浜名バイパス	静岡県浜松市 篠原IC	静岡県湖西市 大倉戸IC	国土交通省	国道1号
	潮見バイパス	静岡県湖西市 大倉戸IC	愛知県豊橋市 豊橋東IC	国土交通省	国道1号

道路種別	路線名	区間		管理者	備考
自動車専用道路	東海環状自動車道	愛知県豊田市 豊田東JCT	岐阜県関市 美濃関JCT	NEXCO中日本	
	知多半島道路	愛知県名古屋市 大高IC	愛知県半田市 半田IC	愛知県道路公社	
	南知多道路	愛知県半田市 半田IC	愛知県南知多町 豊丘IC	愛知県道路公社	
	知多横断道路	愛知県半田市 半田中央JCT	愛知県常滑市 常滑IC	愛知県道路公社	セントレアライン
	名阪国道	三重県亀山市 亀山IC	奈良県天理市 天理IC	国土交通省	国道25号
	伊勢二見鳥羽有料道路	三重県伊勢市 松下トンネル	三重県伊勢市 朝熊IC	三重県道路公社 (松下トンネルは三重県)	国道42号、三重県道37号鳥羽 松阪線
	熊野尾鷲道路	三重県尾鷲市 尾鷲南IC	三重県熊野市 熊野大泊IC	国土交通省	国道42号
	湖西道路	滋賀県大津市 志賀IC	滋賀県大津市 坂本北IC	国土交通省	国道161号
	京滋バイパス	滋賀県大津市 瀬田東JCT	京都府久御山町 久御山IC	NEXCO西日本	国道1号
		京都府久御山町 久御山IC	京都府久御山町 久御山淀IC	NEXCO西日本	国道478号 京都第二外環状道路
	第二京阪道路	大阪府門真市 門真JCT	京都府京都市 巨椋池IC	NEXCO西日本	国道1号
	京都縦貫自動車道	京都府大山崎町 大山崎JCT	京都府京丹波町 丹波IC	NEXCO西日本	京都第二外環状道路、京都丹 波道路
		京都府京丹波町 丹波IC	京都府宮津市 宮津天橋立IC	京都府道路公社	丹波綾部道路、綾部宮津道路
	山陰近畿自動車道	京都府宮津市 宮津天橋立IC	京都府京丹後市 京丹後大宮IC	京都府道路公社	宮津与謝道路、野田川大宮道 路
	京奈和自動車道	京都府木津川市 木津IC	京都府城陽市 城陽IC	NEXCO西日本	国道24号
		奈良県大和郡山市 郡山下ツ道 JCT	奈良県橿原市 橿原北IC	国土交通省	大和御所道路
		奈良県橿原市 橿原高田IC	奈良県御所市 御所南IC	国土交通省	大和御所道路
		奈良県五條市 五條北IC	和歌山県和歌山市 和歌山JCT	国土交通省	紀北西道路、紀北東道路、橋本 道路、五條道路
	堺泉北有料道路	大阪府堺市 堀JCT	大阪府泉大津市 助松JCT	大阪府道路公社	
	南阪奈道路	大阪府堺市 美原JCT	奈良県葛城市 新庄出入口	美原JCT-羽曳野IC:大阪府道路公 社 羽曳野IC-新庄出入口:NEXCO西 日本	
	第二阪奈有料道路	大阪府東大阪市 西石切ランプ	奈良県奈良市 宝来ランプ	大阪府内:大阪府道路公社 奈良県内:奈良県道路公社	
	第二阪和国道	大阪府阪南市自然田 第二阪和 国道入口	和歌山県和歌山市元寺町5丁目 元寺町五交差点	国土交通省	国道26号
	ハーバーウェイ	兵庫県神戸市 新港ランプ	兵庫県神戸市 住吉浜入口	神戸市	湾岸幹線道路
	第二神明道路	兵庫県神戸市 須磨IC	兵庫県明石市 明石西IC	NEXCO西日本	国道2号
	加古川バイパス	兵庫県明石市 明石西ランプ	兵庫県高砂市 高砂北ランプ	国土交通省	国道2号
	姫路バイパス	兵庫県高砂市 高砂北ランプ	兵庫県太子町 太子東ランプ	国土交通省	国道2号
	太子竜野バイパス	兵庫県太子町 太子東ランプ	兵庫県太子町 太子上太田JCT	国土交通省	国道2号
	姫路西バイパス	兵庫県太子町 太子上太田JCT	兵庫県姫路市 山陽姫路西IC	国土交通省	国道29号
	播但連絡道路	兵庫県姫路市 姫路JCT	兵庫県朝来市 和田山IC	兵庫県道路公社	
	神戸淡路鳴門自動車道	兵庫県神戸市 神戸西IC	徳島県鳴門市 鳴門IC	JB本四高速	明石海峡大橋、大鳴門橋
	北近畿豊岡自動車道	兵庫県丹波市 春日JCT	兵庫県養父市 八鹿氷ノ山IC	国土交通省 (遠阪トンネルは兵庫県道路公社)	
		兵庫県養父市 八鹿氷ノ山IC	兵庫県豊岡市 日高神鍋高原IC	国土交通省	八鹿日高道路
	湯浅御坊道路	和歌山県有田川町 有田IC	和歌山県御坊市 御坊IC	NEXCO西日本	
	北条倉吉道路	鳥取県北栄町弓原 国道9号交差	鳥取県倉吉市 倉吉IC	鳥取県	国道313号

道路種別	路線名	区間		管理者	備考
自動車専用道路	山陰自動車道	鳥取県鳥取市気高町八束水 八束水交差点	鳥取県湯梨浜町 はわいIC	国土交通省	国道9号自動車専用道路 青谷羽合道路
		鳥取県琴浦町 大栄東伯IC	鳥取県大山町 赤崎中山IC	国土交通省	東伯・中山道路
		鳥取県大山町 赤崎中山IC	鳥取県大山町下市 名和・淀江道路交差	国土交通省	中山・名和道路
		鳥取県大山町下市 中山・名和道路交差	鳥取県大山町 淀江IC	国土交通省	名和・淀江道路
		鳥取県大山町 淀江IC	鳥取県米子市 米子西IC	国土交通省	米子道路
		鳥取県米子市 米子西IC	島根県松江市 東出雲IC	NEXCO西日本	安来道路
		島根県松江市 東出雲IC	島根県松江市 松江玉造IC	国土交通省	松江道路
	志戸坂峠道路	岡山県西粟倉村 西粟倉IC	岡山県西粟倉村坂根 坂根交差点	国土交通省	国道373号 鳥取自動車道
		鳥取県智頭町駒帰 駒帰交差点	鳥取県智頭町 智頭IC	国土交通省	国道373号 鳥取自動車道
	瀬戸中央自動車道	岡山県早島町 早島IC	香川県坂出市 坂出IC	JB本四高速	瀬戸大橋
	西瀬戸自動車道(しまなみ海道)	広島県尾道市 西瀬戸尾道IC	広島県尾道市 生口島北IC	JB本四高速	
		広島県尾道市 生口島北IC	広島県尾道市 生口島南IC	国土交通省	生口島道路
		広島県尾道市 生口島南IC	愛媛県今治市 大島北IC	JB本四高速	
		愛媛県今治市 大島北IC	愛媛県今治市 大島南IC	国土交通省	大島道路
		愛媛県今治市 大島南IC	愛媛県今治市 今治IC	JB本四高速	
	広島呉道路	広島県広島市 仁保JCT	広島県呉市 呉IC	NEXCO西日本	
	東広島呉自動車道	広島県呉市 阿賀IC	広島県東広島市 高屋IC	国土交通省	国道375号線
	広島岩国道路	広島県廿日市市 廿日市JCT	広島県大竹市 大竹JCT	NEXCO西日本	
	江津道路	島根県浜田市 浜田JCT	島根県江津市 江津IC	NEXCO西日本	
	山口宇部道路	山口県山口市 小郡JCT	山口県宇部市 宇部南IC	山口県	山口県道6号山口宇部線
	日和佐道路	徳島県阿南市 小野IC	徳島県美波町 日和佐出入口	国土交通省	国道55号 阿南安芸自動車道
	今治小松自動車道	愛媛県今治市 今治湯ノ浦IC	愛媛県西条市 いよ小松JCT	NEXCO西日本	
	三坂道路	愛媛県久万高原町東明神 国道33号交差	愛媛県松山市久谷町 国道33号交差	国土交通省	国道33号 高知松山自動車道
	大洲道路	愛媛県大洲市 大洲北只IC	愛媛県大洲市 大洲IC	国土交通省	国道56号
	宇和島道路	愛媛県宇和島市 津島岩松IC	愛媛県宇和島市 宇和島北IC	国土交通省	国道56号
	名坂道路	愛媛県八幡浜市 八幡浜IC	愛媛県八幡浜市 保内IC	愛媛県	国道197号 大洲・八幡浜自動車道
	須崎道路	高知県須崎市 須崎東IC	高知県須崎市 須崎西IC	国土交通省	国道56号
	中村宿毛道路	高知県四万十市 四万十IC	高知県宿毛市 平田IC	国土交通省	国道56号
	高知東部自動車道	高知県香南市 香南のいちIC	高知県芸西村 芸西西IC	国土交通省	国道55号 南国安芸道路
		高知県高知市 高知南IC	高知県南国市 なんこく南IC	国土交通省	国道55号 高知南国道路
		高知県南国市 なんこく南IC	高知県南国市 高知龍馬空港IC	国土交通省	
	福岡前原有料道路	福岡県福岡市 福重JCT	福岡県糸島市 前原東IC	福岡県道路公社	
	西九州自動車道	長崎県佐世保市 佐世保大塔IC	佐賀県武雄市 武雄JCT	NEXCO西日本	
	日出バイパス	大分県日出町 速見IC	大分県日出町 日出IC	国土交通省	
	大分空港道路	大分県日出町 日出IC	大分県国東市 塩屋IC	大分県	
	大隅縦貫道	鹿児島県鹿屋市 鹿屋串良JCT	鹿児島県鹿屋市 笠之原IC	鹿児島県	鹿児島県道552号鹿屋串良インター線
	隼人道路	鹿児島県姶良市 加治木JCT	鹿児島県霧島市 隼人東IC	NEXCO西日本	国道10号バイパス

道路種別	路線名	区間		管理者	備考
自動車専用道路	南九州西回り自動車道	鹿児島県鹿児島市 鹿児島IC	鹿児島県いちき串木野市 市来IC	NEXCO西日本	鹿児島道路
		鹿児島県いちき串木野市 市来IC	鹿児島県薩摩川内市 薩摩川内水引IC	国土交通省	川内道路、仙台隅之城道路
	指宿スカイライン	鹿児島県鹿児島市 鹿児島IC	鹿児島県南九州市 須恵IC	鹿児島県道路公社	鹿児島県道17号指宿鹿児島インターライン
都市高速道路	首都高速1号羽田線	東京都港区 浜崎橋JCT	東京都大田区 羽田出入口	首都高速道路株式会社	
	首都高速3号渋谷線	東京都世田谷区 東京IC	東京都港区 谷町JCT	首都高速道路株式会社	
	首都高速4号新宿線	東京都杉並区 高井戸IC	東京都千代田区 三宅坂JCT	首都高速道路株式会社	
	首都高速5号池袋線	東京都板橋区 熊野町JCT	埼玉県戸田市 美女木JCT	首都高速道路株式会社	
	首都高速6号向島線	東京都墨田区 両国JCT	東京都中央区 江戸橋JCT	首都高速道路株式会社	
	首都高速6号三郷線	東京都葛飾区 小菅JCT	埼玉県三郷市 三郷JCT	首都高速道路株式会社	
	首都高速7号小松川線	東京都墨田区 両国JCT	東京都江戸川区 一之江出入口	首都高速道路株式会社	
	首都高速10号晴海線	東京都江東区 東雲JCT	東京都江東区 豊洲出入口	首都高速道路株式会社	
	首都高速11号台場線	東京都江東区 有明JCT	東京都港区 芝浦JCT	首都高速道路株式会社	
	首都高速埼玉大宮線	埼玉県戸田市 美女木JCT	埼玉県さいたま市 与野JCT	首都高速道路株式会社	埼玉県道124号高速さいたま戸田線
	首都高速川口線	東京都足立区 江北JCT	埼玉県川口市 川口JCT	首都高速道路株式会社	
	首都高速湾岸線	千葉県市川市 市川JCT	神奈川県横浜市 並木トンネル	首都高速道路株式会社	
	首都高速都心環状線	東京都中央区 江戸橋JCT	東京都中央区 江戸橋JCT	首都高速道路株式会社	竹橋・三宅坂・一の橋・浜崎橋JCT周辺
	首都高速中央環状線	東京都品川区 大井JCT	東京都葛飾区 小菅JCT	首都高速道路株式会社	板橋・江北JCT経由
	首都高速神奈川1号横羽線	東京都大田区 羽田出入口	神奈川県横浜市 石川町JCT	首都高速道路株式会社	神奈川県道147号高速横浜羽田空港線
	首都高速神奈川3号狩場線	神奈川県横浜市 本牧JCT	神奈川県横浜市 狩場JCT	首都高速道路株式会社	
	名古屋高速都心環状線	愛知県名古屋市 東片端JCT	愛知県名古屋市 東片端JCT	名古屋高速道路公社	「新洲崎JCT」を通って起点に回帰
	名古屋高速1号楠線	愛知県名古屋市 東片端JCT	愛知県名古屋市 楠JCT	名古屋高速道路公社	
	名古屋高速2号東山線	愛知県名古屋市 新洲崎JCT	愛知県名古屋市 高針JCT	名古屋高速道路公社	
	名古屋高速3号大高線	愛知県名古屋市 鶴舞南JCT	愛知県名古屋市 名古屋南JCT	名古屋高速道路公社	
	名古屋高速4号東海線	愛知県名古屋市 山王JCT	愛知県東海市 東海JCT	名古屋高速道路公社	
	名古屋高速5号万場線	愛知県名古屋市 新洲崎JCT	愛知県名古屋市 名古屋西JCT	名古屋高速道路公社	
	名古屋高速6号清須線	愛知県名古屋市 明道町JCT	愛知県清須市 清洲JCT	名古屋高速道路公社	愛知県道455号高速名古屋朝日線
	名古屋高速11号小牧線	愛知県名古屋市 楠JCT	愛知県小牧市 小牧北出入口	名古屋高速道路公社	愛知県道515号高速名古屋小牧線
	名古屋高速16号一宮線	愛知県清須市 清洲JCT	愛知県一宮市 一宮中出入口	名古屋高速道路公社	愛知県道449号高速清須一宮線
	阪神高速1号環状線	大阪府大阪市 渋谷出入口	大阪府大阪市 渋谷出入口	阪神高速道路株式会社	阪神高速1号環状線全線
	阪神高速2号淀川左岸線	大阪府大阪市 海老江JCT	大阪府大阪市 北港JCT	阪神高速道路株式会社	
	阪神高速3号神戸線	大阪府大阪市 阿波座JCT	兵庫県神戸市 須磨IC	阪神高速道路株式会社	
	阪神高速4号湾岸線	大阪府大阪市 天保山JCT	大阪府泉佐野市 りんくうJCT	阪神高速道路株式会社	
阪神高速5号湾岸線	大阪府大阪市 天保山JCT	兵庫県神戸市 住吉浜出入口	阪神高速道路株式会社		
	兵庫県神戸市 名谷JCT	兵庫県神戸市 垂水JCT	阪神高速道路株式会社		
阪神高速7号北神戸線	兵庫県神戸市 伊川谷JCT	兵庫県西宮市 西宮山口JCT	阪神高速道路株式会社		
阪神高速8号京都線	京都府京都市 巨椋池IC	京都府京都市 城南宮南IC	阪神高速道路株式会社		
阪神高速11号池田線	大阪府大阪市 環状線中之島分岐	大阪府豊中市 大阪空港出入口	阪神高速道路株式会社		
阪神高速12号守口線	大阪府大阪市 環状線渡辺橋分岐	大阪府守口市 守口JCT	阪神高速道路株式会社		

道路種別	路線名	区間		管理者	備考
都市高速道路	阪神高速13号東大阪線	大阪府大阪市 西船場JCT	大阪府東大阪市 西石切ランプ	阪神高速道路株式会社	
	阪神高速14号松原線	大阪府大阪市 環状線松原線分岐(公園北分岐)	大阪府松原市 松原JCT	阪神高速道路株式会社	
	阪神高速15号堺線	大阪府大阪市 高津入口	大阪府堺市 堺出入口	阪神高速道路株式会社	
	阪神高速16号大阪港線	大阪府大阪市 西船場JCT	大阪府大阪市 天保山JCT	阪神高速道路株式会社	
	阪神高速31号神戸山手線	兵庫県神戸市 渕川JCT	兵庫県神戸市 白川JCT	阪神高速道路株式会社	
	広島高速1号線	広島県広島市 広島東IC	広島県広島市 溫品JCT	広島高速道路公社	
	広島高速2号線	広島県広島市 溫品JCT	広島県広島市 仁保JCT	広島高速道路公社	
	広島高速3号線	広島県広島市 商工センターIC	広島県広島市 仁保JCT	広島高速道路公社	
	北九州高速1号線	福岡県北九州市 紫川JCT	福岡県北九州市 愛宕JCT	福岡北九州高速道路公社	
	北九州高速2号線	福岡県北九州市 小倉駅北IC	福岡県北九州市 日明IC	福岡北九州高速道路公社	
	北九州高速3号線	福岡県北九州市 愛宕JCT	福岡県北九州市 東港JCT	福岡北九州高速道路公社	
	北九州高速4号線	福岡県北九州市 門司IC	福岡県北九州市 八幡IC	福岡北九州高速道路公社	
	福岡高速2号太宰府線	福岡県太宰府市 太宰府IC	福岡県福岡市 月隈JCT	福岡北九州高速道路公社	
	福岡高速3号空港線	福岡県福岡市 豊JCT	福岡県福岡市 空港通IC	福岡北九州高速道路公社	
	福岡高速環状線	福岡県福岡市 月隈JCT	福岡県福岡市 福重JCT	福岡北九州高速道路公社	

2一般国道

路線名	区間		管理者	備考
国道1号	静岡県沼津市大岡 上石田北交差点	静岡県静岡市清水区天神2丁目 江戸大和交差点	国土交通省	沼津バイパス、富士由比バイパス
	静岡県静岡市 清水IC	静岡県静岡市清水区八坂西町 清水IC西交差点	国土交通省	静清バイパス
	静岡県袋井市 堀越IC	静岡県浜松市 篠原IC	国土交通省	袋井バイパス、磐田バイパス、浜松バイパス
	愛知県豊橋市 豊橋東IC	愛知県豊川市 音羽蒲郡IC	国土交通省	
	滋賀県大津市 藤屋南ランプ	京都府京都市 京都東IC	国土交通省	
	京都府京都市 京都南IC	京都府京都市下京区醍醐町 烏丸五条交差点	国土交通省	京阪国道、九条通、油小路通、堀川通、五条通
国道2号	大阪府大阪市西淀川区御幣島1丁目 歌島橋交差点	兵庫県神戸市須磨区若宮町 海浜公園前交差点	国土交通省	
	岡山県倉敷市船穂町 県道54号交差	岡山県倉敷市中島 大西交差点	国土交通省	玉島バイパス
	広島県福山市 福山西IC	広島県尾道市 西瀬戸尾道IC	国土交通省	(松永道路)松永バイパス
	広島県広島市 東雲IC	広島県広島市安芸区船越南1丁目 広島市道安芸3区141号線交差	国土交通省	
	広島県廿日市市大野中央 大野支所北交差点	山口県岩国市装束町 装束5丁目交差点	国土交通省	
	山口県下松市南花岡 末武中交差点	山口県周南市 徳山西IC	国土交通省	
国道3号	福岡県古賀市 古賀IC	福岡県新宮町三代 大森交差点	国土交通省	平和通り
	熊本県八代市 八代IC	熊本県八代市東片町 八代港線入口交差点	国土交通省	
国道4号	青森県青森市長島 消防本部前交差点	青森県青森市馬屋尻 馬屋尻交差点	国土交通省	青森東バイパス
	岩手県花巻市二枚橋町南1丁目 方八丁交差点	岩手県花巻市葛(花巻空港)	国土交通省	
	宮城県仙台市太白区郡山館ノ内 鹿の又交差点	宮城県仙台市若林区遠見塚東 仙台市道霞目飛行場北線交差	国土交通省	
	福島県郡山市安積 安積一丁目交差点	福島県郡山市富久山町 三春街道入口交差点	国土交通省	
	栃木県宇都宮市 宇都宮上三川IC	栃木県宇都宮市西刑部町 瑞穂野南交差点	国土交通省	新4号バイパス
	栃木県下野市下古山 下古山交差点	栃木県宇都宮市上横田町 北宇都宮駐屯地交差点	国土交通省	日光街道
国道6号	福島県いわき市錦町 国道289号交差	福島県いわき市泉町 木戸脇交差点	国土交通省	常磐バイパス
	茨城県日立市 日立南太田IC	茨城県日立市大和田町 大和田町交差点	国土交通省	陸前浜街道
国道7号	青森県青森市 青森IC	青森県青森市長島 消防本部前交差点	国土交通省	青森環状道路、青森西バイパス
	秋田県秋田市川尻町 臨海十字路交差点	秋田県秋田市土崎港西 土崎臨海十字路交差点	国土交通省	臨海バイパス
国道8号	富山県高岡市 高岡IC	富山県富山市金泉寺 金泉寺交差点	国土交通省	富山高岡バイパス
	石川県金沢市 金沢西IC	石川県金沢市西都 西念交差点	国土交通省	
	福井県坂井市丸岡町 ハツ口交差点	福井県坂井市丸岡町 一本田交差点	国土交通省	
	福井県敦賀市疋田 疋田交差点	福井県敦賀市 敦賀IC	国土交通省	敦賀バイパス
	滋賀県彦根市外町 外町交差点	滋賀県彦根市古沢町 古沢交差点	国土交通省	
国道9号	鳥取県鳥取市南隈 南隈交差点	鳥取県鳥取市気高町 八束水交差点	国土交通省	

路線名	区間		管理者	備考
国道10号	大分県大分市 大分米良IC	大分県豊後大野市犬飼町 国道57号交差	国土交通省	大分南バイパス
	大分県大分市高砂町 大道入口交差点	大分県大分市生石 西生石交差点	国土交通省	産業通り
	宮崎県延岡市 北川IC	宮崎県宮崎市橘通東 橘通四交差点	国土交通省	
	宮崎県都城市 都城IC	宮崎県都城市中町 中町交差点	国土交通省	
国道11号	徳島県松茂町中臺来 空港線西口交差点	徳島県鳴門市 鳴門IC	国土交通省	
	香川県高松市 高松檀紙IC	香川県高松市檀紙町 檀紙交差点	国土交通省	
	香川県高松市木太町 詰田川西交差点	香川県高松市松島町 松島町二丁目交差点	国土交通省	
	香川県坂出市 坂出IC	香川県坂出市富士見町 川津交差点	国土交通省	
国道13号	秋田県秋田市 秋田南IC	秋田県秋田市川尻町 臨海十字路交差点	国土交通省	
国道14号	千葉県千葉市美浜区真砂5丁目 国道357号交差	千葉県千葉市美浜区幸町1丁目 登戸交差点	国土交通省	千葉街道
国道16号	千葉県千葉市中央区村田町 村田町交差点	千葉県袖ヶ浦市坂戸市場 国道409号交差	国土交通省	
	千葉県千葉市 千葉北IC	千葉県柏市 柏IC	国土交通省	
	東京都八王子市 八王子IC	東京都八王子市北野町 新浅川橋南交差点	国土交通省	東京環状、八王子バイパス
	神奈川県横浜市 上川井IC	東京都町田市鶴間 東名入口交差点(国道246号交差)	国土交通省	保土ヶ谷バイパス、大和バイパス
国道17号	群馬県藤岡市立石 中島中鮒窪交差点	群馬県高崎市倉賀野町 金属工業団地交差点	国土交通省	
	群馬県渋川市 渋川伊香保IC	群馬県渋川市半田 半田交差点	国土交通省	
	埼玉県さいたま市 与野IC	埼玉県桶川市 桶川北本IC	国土交通省	新大宮バイパス 上尾道路
国道18号	長野県坂城町中之条 坂城IC入口交差点	長野県坂城町坂城(JXTG北信油槽所)	国土交通省	
国道19号	長野県塩尻市 塩尻北IC	長野県松本市野溝木工1丁目 総合団地交差点	国土交通省	
国道20号	東京都国立市 国立府中IC	東京都国立市泉4丁目 石田大橋北交差点	国土交通省	日野バイパス
	山梨県昭和町 甲府昭和IC	山梨県甲斐市富竹新田 駅入口交差点	国土交通省	甲府バイパス
国道21号	岐阜県各務原市 岐阜各務原IC	岐阜県各務原市那加 蘇原三柿野町交差点	国土交通省	那加バイパス
国道23号	愛知県蒲郡市清田町 上大内東交差点	三重県伊勢市 伊勢IC	国土交通省	蒲郡バイパス、岡崎バイパス、知立バイパス、名四国道、伊勢街道、南勢バイパス
	三重県津市一身田大古曾 津市道一 身田大古曾第13号線交差	三重県津市納所町 三重県道42号交差	国土交通省	中勢バイパス
国道24号	京都府木津川市 木津IC	奈良県天理市 郡山南IC	国土交通省	奈良バイパス
	奈良県橿原市 橿原北IC	奈良県橿原市 橿原高田IC	国土交通省	橿原バイパス
	奈良県橿原市雲梯町 雲梯町交差点	奈良県大和高田市曾大根 東室ランプ	国土交通省	大和高田バイパス
	奈良県御所市室 室交差点	奈良県五條市 五條北IC	国土交通省	下街道
	和歌山県かつらぎ町 紀北かつらぎIC	和歌山県かつらぎ町笠田東 国道480号交差	国土交通省	国道480号と京奈和自動車道接続のため
	和歌山県和歌山市元寺町5丁目 元寺町五交差点	和歌山県和歌山市雜賀屋町 県庁前交差点	国土交通省	
国道26号	大阪府堺市永代町 栄泰橋交差点	大阪府阪南市自然田 第二阪和国道入口	国土交通省	

路線名	区間		管理者	備考
国道29号	鳥取県鳥取市 鳥取IC	鳥取県鳥取市南隈 南隈交差点	国土交通省	鳥取南バイパス
国道31号	広島県呉市 天応西IC	広島県坂町小屋浦 小屋浦橋北詰交差点	国土交通省	
国道32号	高知県南国市 南国IC	高知県高知市本町 県庁前交差点	国土交通省	土佐中街道、南国バイパス、高知東道路
国道33号	高知県高知市本町 県庁前交差点	愛媛県久万高原町東明神 三坂道路交差	国土交通省	高知西バイパス、中村街道
	愛媛県松山市久谷町 三坂道路交差	愛媛県松山市天山3丁目 天山交差点	国土交通省	砥部道路
	愛媛県松山市北井門 松山IC入口交差点	愛媛県松山市 松山IC	国土交通省	
国道36号	北海道千歳市本町2丁目 本町2交差点	北海道千歳市平和 平和交差点	国土交通省	
国道41号	富山県富山市金泉寺 金泉寺交差点	富山県富山市蟾川 空港口交差点	国土交通省	
	愛知県名古屋市 豊山南出入口	愛知県豊山町豊場 幸田交差点	国土交通省	
国道42号	三重県伊勢市 松下JCT	三重県伊勢市 松下トンネル	三重県	伊勢二見鳥羽ライン
	三重県尾鷲市坂場町 坂場交差点	三重県尾鷲市 尾鷲南IC	国土交通省	
	三重県熊野市 熊野大泊IC	和歌山県和歌山市雜賀屋町 県庁前交差点	国土交通省	熊野街道、紀宝バイパス、中央通り
	和歌山県那智勝浦町 那智勝浦IC	和歌山県那智勝浦町 市屋出入口	国土交通省	那智勝浦道路
国道43号	兵庫県尼崎市西本町1丁目 西本町交差点	兵庫県尼崎市西本町3丁目 五合橋交差点	国土交通省	
国道45号	岩手県釜石市松原町 国道283号交差	岩手県釜石市大平町 釜石市道大平工業団地2号線交差	国土交通省	
	宮城県東松島市 鳴瀬奥松島IC	宮城県東松島市天本 宮城県道247号交差	国土交通省	
	宮城県仙台市 仙台港北IC	宮城県多賀城市下馬2丁目 多賀城市下馬交差点	国土交通省	
国道53号	岡山県岡山市 岡山IC	岡山県岡山市北区田益 岡山県道72号交差	国土交通省	岡山北バイパス
国道55号	徳島県徳島市徳島本町 徳島本町交差点	徳島県阿南市 小野IC	国土交通省	
	徳島県美波町 日和佐出入口	高知県芸西村 芸西西IC	国土交通省	
	高知県香南市 香南のいちIC	高知県高知市介良甲 国道32号交差	国土交通省	
国道56号	高知県四万十町 四万十町中央IC	高知県四万十市 四万十IC	国土交通省	
	高知県宿毛市 平田IC	愛媛県宇和島市 津島岩松IC	国土交通省	
国道57号	大分県豊後大野市犬飼町 国道10号交差	熊本県熊本市 熊本IC	国土交通省	犬飼バイパス、犬飼千歳道路、千歳大野道路、大野竹田道路、肥後街道、豊後街道、菊陽バイパス、熊本東バイパス
国道104号	青森県八戸市根城 松園交差点	青森県八戸市長苗代 内舟渡交差点	国土交通省	
国道107号	岩手県遠野市宮守町 国道283号交差	岩手県遠野市 宮守IC	岩手県	
国道112号	山形県鶴岡市田麦侯(中台橋付近)	山形県鶴岡市 湯殿山IC	国土交通省	月山道路(一般道路区間)
国道113号	新潟県新潟市北区笹山 国道113号交差	新潟県新潟市北区白勢町 新潟県道158号交差	新潟市	
国道121号	栃木県宇都宮市西刑部町 瑞穂野南交差点	栃木県宇都宮市宮の内2丁目 宮の内2丁目交差点	栃木県	
国道124号	茨城県神栖市大野原4丁目 筒井東交差点	茨城県神栖市知手 知手交差点	茨城県	
国道127号	千葉県南房総市 富浦IC	千葉県館山市北条 南総文化ホール前交差点	国土交通省	館山バイパス

路線名	区間		管理者	備考
国道133号	新潟県新潟市東区津島屋 津島屋八丁目交差点	新潟県新潟市東区浜谷町 浜谷町交差点	新潟市	
国道135号	静岡県下田市武ガ浜 国道136号交差	神奈川県湯河原町中央5丁目 吉沢橋交差点	神奈川県内:神奈川県 静岡県内:静岡県	
	神奈川県真鶴町 真鶴料金所	神奈川県小田原市 石橋IC	神奈川県	
国道136号	静岡県下田市武ガ浜 国道135号交差	静岡県伊豆市 修善寺IC	静岡県	西伊豆バイパス、彫刻ライン、マーガレットライン、彫刻ライン、西伊豆バイパス、天城北道路
	静岡県伊豆の国市 大仁中央IC	静岡県伊豆の国市 長岡北IC	静岡県	
	静岡県函南町肥田 国道136号交差	静岡県函南町 函南塚本IC	静岡県	
国道138号	静岡県小山町 須走南IC	静岡県御殿場市 御殿場IC	国土交通省	御殿場バイパス
国道149号	静岡県静岡市清水区辻1丁目 清水駅前交差点	静岡県静岡市清水区入船町 入舟町交差点	静岡市	
国道150号	静岡県吉田町片岡 片岡交差点	静岡県焼津市西島 西島交差点	静岡県	
国道155号	愛知県東海市 横須賀IC	愛知県常滑市錦町 多屋交差点	愛知県	西知多産業道路
国道161号	福井県敦賀市疋田 疋田交差点	滋賀県大津市 志賀IC	国土交通省	湖北バイパス、高島バイパス、志賀バイパス
	滋賀県大津市 坂本北IC	滋賀県大津市 藤屋南ランプ	国土交通省	西大津バイパス
国道165号	奈良県大和高田市曾大根 東室ランプ	奈良県葛城市 新庄出入口	国土交通省	大和高田バイパス
国道167号	三重県志摩市磯部町 伊勢道路入口交差点	三重県伊勢市 松下JCT	三重県	第二伊勢道路
国道168号	和歌山県田辺市本宮町 本宮交差点	和歌山県新宮市神倉3丁目 橋本交差点	和歌山県	
国道190号	山口県宇部市西岐波 大沢西交差点	山口県山陽小野田市日の出 長田屋橋交差点	国土交通省	
国道192号	徳島県徳島市徳島本町 徳島本町交差点	徳島県三好市 井川池田IC	国土交通省	
国道193号	香川県高松市三名町 三名町交差点	香川県高松市香南町 岡交差点	香川県	
国道196号	愛媛県松山市空港通2丁目 空港通二丁目交差点	愛媛県松山市中央2丁目 中央二丁目交差点	国土交通省	
	愛媛県松山市東長戸4丁目 北環状交差点	愛媛県今治市 今治湯ノ浦IC	国土交通省	今治バイパス
国道197号	愛媛県大洲市 大洲北只IC	愛媛県八幡浜市 八幡浜IC	愛媛県	
	愛媛県八幡浜市 保内IC	愛媛県伊方町三崎(三崎港)	愛媛県	
	大分県大分市片島 国道10号交差	大分県大分市松岡 公園西インター入口交差点	大分県	
国道199号	福岡県北九州市 日明IC	福岡県北九州市小倉北区西港町 北九州市道西港2号交差	北九州市	
	福岡県北九州市 小倉駅北IC	福岡県北九州市小倉北区末広(東西OT小倉油槽所)	北九州市	
国道202号	福岡県糸島市 前原東IC	佐賀県唐津市和多田西山 唐津市瀬田原交差点	国土交通省	今宿バイパス、かもめロード、唐津バイパス
国道204号	佐賀県唐津市和多田西山 唐津市瀬田原交差点	佐賀県唐津市神田 長松大橋交差点	佐賀県	唐津バイパス
国道210号	大分県大分市西大道 椎迫入口交差点	大分県大分市高砂町 大道入口交差点	大分県	大道バイパス
国道213号	大分県国東市 塩屋IC	大分県国東市武蔵町 大分空港入口交差点	大分県	杵築海海路
国道218号	熊本県宇城市 松橋IC	宮崎県延岡市 延岡IC	熊本県内:熊本県 宮崎県内:宮崎県	蔵田交差点-延岡IC間は北方延岡道路
国道220号	宮崎県宮崎市橘通東 橘通四交差点	鹿児島県鹿屋市 笠之原IC	国土交通省	宮崎南バイパス、青島バイパス、日南海岸ロードパーク

路線名	区間		管理者	備考
国道222号	宮崎県日南市春日町 国道220号交差	宮崎県都城市中町 中町交差点	宮崎県	
国道245号	茨城県日立市留町 留町交差点	茨城県日立市久慈町1丁目 日立港入口交差点	茨城県	
国道246号	東京都町田市鶴間 東名入口交差点 (国道16号交差)	神奈川県大和市深見西8丁目 一ノ関交差点	国土交通省	
	静岡県沼津市岡一色 沼津IC南交差点	静岡県沼津市大岡 上石田北交差点	国土交通省	裾野バイパス
国道247号	愛知県東海市新宝町 東海インター交差点	愛知県東海市 横須賀IC	愛知県	西知多産業道路
国道250号	兵庫県姫路市飾磨区構 今在家東交差点	兵庫県姫路市飾磨区中島 市川浜手大橋西交差点	兵庫県	
国道259号	愛知県豊橋市八町通1丁目 西八町交差点	愛知県田原市東赤石2丁目 東赤石交差点	愛知県	植田バイパス
国道260号	三重県南伊勢町神津佐 三重県道16号交差	三重県南伊勢町船越 三重県道169号交差	三重県	
国道283号	岩手県釜石市鈴子町 大渡橋南交差点	岩手県釜石市 釜石西IC	岩手県	
国道283号	岩手県遠野市 遠野住田IC	岩手県遠野市宮守町 国道107号交差	岩手県	
国道287号	山形県東根市羽入 東根IC	山形県東根市羽入 山形県道184号交差	山形県	
国道288号	福島県郡山市富久山町 三春街道入口交差点	福島県郡山市富久山町 郡山市道1-52号交差	福島県	三春街道
国道289号	福島県いわき市 いわき勿来IC	福島県いわき市錦町 国道6号交差	福島県	国道289号バイパス
国道293号	茨城県日立市大和田町 大和田町交差点	茨城県日立市留町 留町交差点	茨城県	
国道299号	埼玉県狭山市笹井2丁目 根岸交差点	埼玉県入間市河原町 入間市河原町交差点	埼玉県	
国道302号	愛知県東海市 東海IC	愛知県東海市新宝町 東海インター交差点	国土交通省	
	愛知県名古屋市 名古屋西JCT	愛知県飛島村 飛島IC	国土交通省	名古屋環状2号線
国道306号	滋賀県彦根市 彦根IC	滋賀県彦根市外町 外町交差点	滋賀県	
国道308号	奈良県奈良市 宝来出入口	奈良県奈良市尼辻北町 尼ヶ辻橋西詰交差点	奈良県	阪奈道路
国道309号	奈良県御所市 御所南IC	奈良県御所市室 室交差点	奈良県	
国道311号	和歌山县田辺市本宮町 本宮交差点	和歌山县上富田町岩崎 岩崎交差点	和歌山县	
国道312号	兵庫県豊岡市日高町祢布 祢布交差点	兵庫県豊岡市上佐野 兵庫県道50号交差	兵庫県	
国道313号	鳥取県倉吉市 倉吉IC	鳥取県倉吉市福吉町 福吉町交差点	鳥取県	
国道320号	愛媛県鬼北町大字永野市 愛媛県道57号交差	愛媛県鬼北町大字永野市 永野市交差点	愛媛県	
国道321号	高知県四万十市具同 国道56号交差	高知県宿毛市宿毛 国道56号交差	高知県	
国道324号	長崎県長崎市 田上IC	長崎県長崎市 長崎IC	長崎県	
国道327号	宮崎県日向市財光寺 お倉ヶ浜交差点	宮崎県日向市 日向IC	宮崎県	
国道354号	群馬県館林市 館林IC	茨城県古河市下辺見(古河駐屯地附近)	群馬県内:群馬県 埼玉県内:埼玉県 茨城県内:茨城県	

路線名	区間		管理者	備考
国道357号	千葉県千葉市美浜区幸町1丁目 登戸交差点	千葉県千葉市中央区村田町 村田町交差点	国土交通省	
	千葉県習志野市 湾岸習志野IC	千葉県千葉市美浜区真砂5丁目	国土交通省	湾岸道路
	千葉県浦安市 浦安出入口	千葉県市川市高浜町 高浜交差点	国土交通省	湾岸道路
	東京都江東区 新木場IC	東京都江東区新木場1丁目 新木場交差点	国土交通省	湾岸道路
国道358号	山梨県甲府市 甲府南IC	山梨県甲府市上今井町 南甲府署南交差点	山梨県	
国道360号	石川県小松市城南町 城南町西交差点	石川県小松市浮柳町 空港前交差点	石川県	
国道367号	京都府京都市下京区醍醐町 烏丸五条交差点	京都府京都市中京区大倉町(京都御苑)	京都市	烏丸通
国道371号	和歌山県高野町高野山 国道480号交差	和歌山県田辺市龍神村西 国道425号交差	和歌山県	
	和歌山県古座川町添野川 湯ノ花橋交差点	和歌山県串本町高富 高富交差点	和歌山県	
国道373号	岡山県西粟倉村坂根 坂根交差点	鳥取県智頭町駒帰 駒帰交差点	国土交通省	志度坂峠道路(志度坂トンネル)
国道381号	高知県四万十町古市町 古市町交差点	愛媛県鬼北町大字永野市 永野市交差点	高知県内:高知県 愛媛県内:愛媛県	
国道385号	福岡県福岡市 空港通IC	福岡県福岡市博多区豊 空港口交差点	福岡市	
国道407号	埼玉県狭山市根岸 狹山日高IC(東)交差点	埼玉県狭山市笹井2丁目 根岸交差点	埼玉県	
国道409号	千葉県袖ヶ浦市坂戸市場 国道16号交差	千葉県木更津市 木更津金田IC	国土交通省	
	神奈川県川崎市 大師出入口	神奈川県川崎市川崎区小島町 殿町三丁目交差点	国土交通省	
	神奈川県川崎市 浮島IC	神奈川県川崎市川崎区浮島町(JXTG川崎製油所)	国土交通省	
国道414号	静岡県下田市東本郷1丁目 中島橋交差点	静岡県下田市箕作 箕作交差点	静岡県	
	静岡県河津町下佐ヶ野 下佐ヶ野交差点	静岡県伊豆市下船原 出口交差点	静岡県	
国道415号	富山県富山市四方荒屋 四方荒屋交差点	富山県富山市四方荒屋 富山市道四方荒屋草島線交差	富山県	
国道424号	和歌山県有田川町徳田 徳田交差点	和歌山県田辺市龍神村福井 国道425号交差	和歌山県	
国道425号	三重県尾鷲市坂場町 坂場交差点	三重県尾鷲市 尾鷲北IC	三重県	
	和歌山県田辺市龍神村西 国道371号交差	和歌山県田辺市龍神村福井 国道424号交差	和歌山県	
国道429号	岡山県倉敷市連島町 霞橋東下交差点	岡山県倉敷市中島 大西交差点	岡山県	
国道430号	岡山県倉敷市広江2丁目 広江一丁目交差点	岡山県倉敷市連島町 霞橋東下交差点	岡山県	
国道431号	鳥取県境港市昭和町 昭和町交差点	鳥取県米子市 米子IC	鳥取県	
国道438号	徳島県徳島市上八万町 徳島県道208号交差	徳島県佐那河内村下 徳島県道18号交差	徳島県	
	徳島県美馬市 美馬IC	徳島県美馬市美馬町 天神交差点	徳島県	
国道439号	高知県四万十市中村京町 国道441号交差	高知県四万十市駅前町 国道56号交差	高知県	
国道441号	高知県四万十市西土佐江川崎 国道381号交差	高知県四万十市中村京町 国道439号交差	高知県	
国道444号	長崎県大村市 大村IC	長崎県大村市西大村本町 桜馬場交差点	長崎県	
国道463号	埼玉県入間市河原町 入間市河原町交差点	埼玉県入間市豊岡4丁目 入間市道A366号線交差点	埼玉県	
国道467号	神奈川県大和市深見西8丁目 一ノ関交差点	神奈川県大和市深見台1丁目 光が丘歩道橋交差点	神奈川県	

路線名	区間		管理者	備考
国道473号	静岡県島田市金谷猪土居 空港入口 交差点	静岡県牧之原市 相良牧之原IC	静岡県	金谷相良道路
国道480号	和歌山県かつらぎ町笠田東 国道24号 交差	和歌山県高野町高野山 国道371号交 差	和歌山県	
国道482号	兵庫県豊岡市日高町久斗 日高神鍋 高原IC	兵庫県豊岡市日高町祢布 祢布交差 点	兵庫県	
国道499号	長崎県長崎市 戸町IC	長崎県長崎市小ヶ倉町(東西OT長崎 油槽所)	長崎県	
国道504号	鹿児島県霧島市 溝辺鹿児島空港IC	鹿児島県霧島市溝辺町麓 空港入口 交差点	鹿児島県	

3都道府県道

路線名	区間		管理者	備考
北海道道77号千歳インター線	北海道千歳市 千歳IC	北海道千歳市本町2丁目 本町2交差点	北海道	
北海道道112号札幌当別線	北海道札幌市 伏古IC	北海道札幌市東区北三十七条東30丁目 北37東28・丘珠町交差点	札幌市	
北海道道130号新千歳空港線	北海道苫小牧市宇美沢 北海道道1091号交差	北海道千歳市美々（新千歳空港）	北海道	
北海道道1091号泉沢新千歳空港線	北海道千歳市平和 北海道道1175号交差	北海道苫小牧市宇美沢 北海道道130号交差	北海道	
北海道道1137号丘珠空港東線	北海道札幌市東区北三十七条東30丁目 北37東28・丘珠町交差点	北海道札幌市東区丘珠町 丘珠町・北37東21交差点	札幌市	
北海道道1175号新千歳空港インター線	北海道千歳市 新千歳空港IC	北海道千歳市平和 北海道道1091号交差	北海道	
青森県道19号八戸百石線	青森県八戸市長苗代 内舟渡交差点	青森県八戸市河原木 蓮沼交差点	青森県	
青森県道27号浪岡線	青森県青森市 青森中央IC	青森県青森市 青森空港	青森県	青森空港と緊急輸送ルート接続のため
青森県道29号八戸環状線	青森県八戸市 八戸IC	青森県八戸市大字根城 松園交差点	青森県	
青森県道44号青森環状野内線	青森県青森市三本木 三本木交差点	青森県青森市野内 青森県道259号久栗坂造道線交差	青森県	
青森県道47号青森東インター線	青森県青森市三本木 三本木交差点	青森県青森市 青森東IC	青森県	
青森県道259号久栗坂造道線	青森県青森市野内 青森県道44号交差	青森県青森市野内(JONET青森油槽所)	青森県	
岩手県道36号上米内湯沢線	岩手県盛岡市 盛岡南IC	岩手県盛岡市永井 西バイパス南口交差点	岩手県	
岩手県道37号花巻平泉線	岩手県花巻市 花巻IC	岩手県花巻市二枚橋町南 方八丁交差点	岩手県	
宮城県道10号塩釜亘理線	宮城県多賀城市八幡2丁目 八幡交差点	宮城県多賀城市明月1丁目 町前交差点	宮城県	
宮城県道20号仙台空港線	宮城県名取市 仙台空港IC	宮城県名取市下増田(仙台空港)	宮城県	
宮城県道23号仙台塩釜線	宮城県多賀城市明月1丁目 町前交差点	宮城県多賀城市大代2丁目 宮城県道58号交差	宮城県	
	宮城県多賀城市笠神5丁目 宮城県道58号交差	宮城県塩竈市牛生町 塩竈市道牛生町貞山通線交差	宮城県	
宮城県道58号塩釜七ヶ浜多賀城線	宮城県多賀城市下馬2丁目 多賀城市下馬交差点	宮城県多賀城市笠神5丁目 宮城県道23号交差	宮城県	
	宮城県多賀城市大代2丁目 宮城県道23号交差	宮城県七ヶ浜町湊浜(JXTG仙台油槽所進入路入口)	宮城県	
宮城県道247号石巻工業港矢本線	宮城県東松島市 国道45号交差	宮城県東松島市矢本(松島基地)	宮城県	
山形県道33号庄内空港立川線	山形県酒田市 庄内空港IC	山形県酒田市浜中(庄内空港)	山形県	
山形県道59号酒田八幡線	山形県酒田市 酒田みなどIC	山形県酒田市宮海 臨港道路酒田臨海1号線交差(国道7号交差)	山形県	
山形県道184号山形空港線	山形県東根市大字羽入 国道287号交差	山形県東根市大字羽入(山形空港)	山形県	
福島県道42号矢吹小野線	福島県玉川村 福島空港IC	福島県玉川村大字南須釜 福島県道63号交差	福島県	
福島県道47号郡山長沼線	福島県郡山市 郡山南IC	福島県郡山市荒井 国道4号(あさか野バイパス)交差	福島県	
福島県道63号古殿須賀川線	福島県玉川村大字南須釜 福島県道42号交差	福島県玉川村大字北須釜(福島空港)	福島県	
茨城県道18号茨城鹿島線	茨城県茨城町 茨城空港北IC	茨城県鉾田市紅葉 紅葉北交差点	茨城県	
茨城県道50号水戸神栖線	茨城県潮来市 潮来IC	茨城県神栖市大野原4丁目 筒井東交差点	茨城県	
茨城県道117号深芝浜波崎線	茨城県神栖市知手 知手歩道橋交差点	茨城県神栖市東和田(鹿島 鹿島製油所進入路入口)	茨城県	
茨城県道144号紅葉石岡線	茨城県鉾田市紅葉 紅葉北交差点	茨城県小美玉市飯前 上吉影南交差点	茨城県	
茨城県道240号奥野谷知手線	茨城県神栖市知手 知手交差点	茨城県神栖市知手 知手歩道橋交差点	茨城県	
茨城県道254号日立港線	茨城県日立市久慈町1丁目 日立港入口交差点	茨城県日立市久慈町(出光 日立油槽所進入路入口)	茨城県	
茨城県道360号大和田羽生線	茨城県小美玉市上合 茨城空港北交差点	茨城県小美玉市下吉影 小美玉市道小115号線交差	茨城県	

路線名	区間		管理者	備考
栃木県道71号羽生田上蒲生線	栃木県壬生町 壬生IC	栃木県上三川町大字多功 上三川町道1-07号線交差	栃木県	
群馬県道13号前橋長瀬線	群馬県藤岡市 藤岡IC	群馬県藤岡市立石 中島中鮒窪交差点	群馬県	
群馬県道26号高崎安中洪川線	群馬県渋川市半田 半田交差点	群馬県北榛東村大字新井 新井交差点	群馬県	
群馬県道136号綿貫倉賀野停車場線	群馬県高崎市台新田町 高崎市道H926号線交差	群馬県高崎市倉賀野町 高崎市道H912号線交差	群馬県	
群馬県道161号南新井前橋線	群馬県榛東村大字新井 新井交差点	群馬県榛東村大字新井(相馬原駐屯地)	群馬県	
埼玉県道262号日高狭山線	埼玉県狭山市 狹山日高IC	埼玉県狭山市大字根岸 狹山日高IC(東)交差点	埼玉県	
東京都道20号府中相模原線	東京都国立市泉4丁目 石田大橋北交差点	東京都国立市谷保 矢川三丁目交差点	東京都	
東京都道256号八王子国立線	東京都国立市谷保 矢川三丁目交差点	東京都立川市錦町5丁目 日野橋交差点	東京都	
東京都道304号日比谷豊洲埠頭東雲町線	東京都江東区 豊洲出入口	東京都江東区豊洲6丁目 晴海大橋南詰交差点	東京都	
東京都道484号豊洲有明線	東京都江東区豊洲6丁目 晴海大橋南詰交差点	東京都江東区有明3丁目 東京ビッグサイト前交差点	東京都	
東京都道16号立川所沢線	東京都立川市錦町5丁目 日野橋交差点	東京都立川市曙町2丁目 曙橋交差点	東京都	
東京都道153号立川昭島線	東京都立川市曙町2丁目 曙橋交差点	東京都立川市緑町 立川警察前交差点	東京都	
神奈川県道6号東京大師横浜線	神奈川県川崎市川崎区大師河原1丁目 大師河原交差点	神奈川県川崎市川崎区池上町 川崎臨港警察署前交差点	川崎市	
神奈川県道40号横浜厚木線	神奈川県大和市深見台1丁目 光が丘歩道橋交差点	神奈川県綾瀬市大上7丁目(厚木航空基地)	神奈川県	
新潟県道4号新潟港横越線	新潟県新潟市東区浜谷町 浜谷町交差点	新潟県新潟市東区平和町(昭和シェル新潟石油製品輸入基地)	新潟県	
新潟県道16号新潟亀田内野線	新潟県新潟市 新潟空港IC	新潟県新潟市東区一日市 中興野交差点	新潟市	
新潟県道17号新潟村松三川線	新潟県新潟市東区一日市 中興野交差点	新潟県新潟市東区津島屋 津島屋八丁目交差点	新潟市	
新潟県道46号新潟中央環状線	新潟県新潟市 豊栄新潟東港IC	新潟県新潟市北区笹山 国道113号交差	新潟市	
新潟県道158号島見豊栄線	新潟県新潟市北区白勢町 国道113号交差	新潟県新潟市北区島見町 新潟県道204号交差	新潟市	
新潟県道204号島見新発田線	新潟県新潟市北区島見町 新潟県道158号交差	新潟県新潟市北区太郎代 太郎代交差点	新潟市	
富山県道1号富山魚津線	富山県富山市田尻西 田尻交差点	富山県富山市四方荒屋 四方荒屋交差点	富山県	
富山県道55号富山空港線	富山県富山市巻川 空港口交差点	富山県富山市秋ヶ島(富山空港)	富山県	
富山県道57号高岡環状線	富山県高岡市野村 下田交差点	富山県高岡市能町 能町交差点	富山県	
石川県道8号松任宇ノ気線	石川県金沢市湊 金沢港交差点	石川県内灘町字旭ヶ丘 旭ヶ丘交差点	石川県	
石川県道25号金沢美川小松線	石川県小松市 小松IC	石川県小松市城南町 城南町西交差点	石川県	
石川県道60号金沢田鶴浜線	石川県金沢市西都 西念交差点	石川県金沢市湊 金沢港交差点	石川県	
	石川県内灘町千鳥台4丁目 千鳥台交差点	石川県金沢市粟崎浜町 粟崎浜町交差点	石川県	
福井県道5号福井加賀線	福井県坂井市春江町 西長田交差点	福井県坂井市春江町 西長田第2交差点	福井県	
福井県道10号丸岡川西線	福井県坂井市丸岡町 一本田交差点	福井県坂井市春江町 西長田交差点	福井県	
福井県道20号三国春江線	福井県坂井市春江町 西長田第2交差点	福井県坂井市三国町 テクノポート福井口交差点	福井県	
福井県道29号福井金津線	福井県坂井市坂井町 東長田交差点	福井県坂井市春江町(福井空港)	福井県	
福井県道38号丸岡インター線	福井県坂井市 丸岡IC	福井県坂井市丸岡町 ハツロ交差点	福井県	
山梨県道25号甲斐中央線	山梨県甲斐市富竹新田 駅入口交差点	山梨県甲斐市竜王新町 駅前交差点	山梨県	
	山梨県甲斐市名取 甲斐市道竜王駅南通線交差	山梨県甲斐市大下条 市道竜王駅北通り線交差	山梨県	

路線名	区間		管理者	備考
長野県道27号松本空港 塩尻北インター線	長野県塩尻市 塩尻北IC	長野県松本市大字空港東(松本空港)	長野県	
長野県道91号坂城イン ター線	長野県坂城町 坂城IC	長野県坂城町大字中之条 坂城IC入 口交差点	長野県	
静岡県道11号熱海函南 線	静岡県熱海市中央町 中央町交差点	静岡県函南町塚本 热函西交差点	静岡県	热海街道、热函街道
静岡県道14号下佐ヶ野 谷津線	静岡県河津町下佐ヶ野 下佐ヶ野交 差点	静岡県河津町谷津 谷津交差点	静岡県	
静岡県道15号下田松崎 線	静岡県下田市箕作 箕作交差点	静岡県松崎町江奈 宮の前橋交差点	静岡県	
静岡県道34号島田吉田 線	静岡県吉田町 吉田IC	静岡県吉田町片岡 湯日川橋東交差 点	静岡県	
静岡県道54号清水停車 場線	静岡県静岡市清水区八坂西町 清水 IC西交差点	静岡県静岡市清水区天神1丁目 江尻 大和交差点	静岡市	
静岡県道61号浜北袋井 線	静岡県袋井市 袋井IC	静岡県袋井市 堀越IC	静岡県	
静岡県道73号細江金谷 線	静岡県牧之原市坂口 富士山静岡空 港交差点	静岡県島田市金谷猪土居 空港入口 交差点	静岡県	
静岡県道83号沼津イン ター線	静岡県沼津市岡一色 沼津I.C.南交差 点	静岡県沼津市 沼津IC	静岡県	
静岡県道172号吉原田子 の浦港線	静岡県富士市津田 潤い橋東交差点	静岡県富士市前田 臨港道路7号線交 差(JR東海道線交差)	静岡県	
静岡県道342号河原大井 川港線	静岡県焼津市西島 西島交差点	静岡県焼津市飯淵 烧津市道0201号 交差	静岡県	
静岡県道353号田子浦港 富士インター線	静岡県富士市津田 潤い橋東交差点	静岡県富士市伝法 西富士道路交差	静岡県	
静岡県道401号御殿場箱 根線	静岡県御殿場市東田中 東田中西交 差点	静岡県御殿場市東田中 御殿場IC交 差点	静岡県	
静岡県道405号足高三枚 橋線	静岡県沼津市 沼津IC	静岡県沼津市足高 沼津市道0118号 線交差	静岡県	
静岡県道408号静岡空港 線	静岡県牧之原市坂口(静岡空港)	静岡県牧之原市坂口 富士山静岡空 港入口交差点	静岡県	
愛知県道73号長沢蒲郡 線	愛知県豊川市 音羽蒲郡IC	愛知県蒲郡市清田町 上大内東交差 点	愛知県	三河湾オレンジロード
愛知県道225号名古屋東 港線	愛知県名古屋市港区潮見町 名古屋 市道潮見町第1号線交差	愛知県名古屋市港区潮見町(名古屋 第2油槽所)	名古屋市	
愛知県道265号碧南半田 常滑線	愛知県常滑市錦町1丁目 多屋交差点	愛知県常滑市 常滑IC	愛知県	
愛知県道448号名古屋空 港中央線	愛知県豊山町大字豊場 幸田交差点	愛知県豊山町大字豊場(名古屋飛行 場)	愛知県	
三重県道16号南勢磯部 線	三重県南伊勢町神津佐 国道260号交 差	三重県志摩市磯部町 三重県道61号 交差	三重県	
三重県道34号七色峠線	三重県熊野市井戸町 熊野警察署前 交差点	三重県熊野市井戸町 井戸町交差点	三重県	
三重県道37号鳥羽松阪 線	三重県伊勢市 朝熊IC	三重県伊勢市 伊勢IC	三重県	伊勢二見鳥羽ライン
三重県道42号津芸濃大 山田線	三重県津市納所町 国道23号(中勢バ イパス)交差	三重県津市 津IC	三重県	
三重県道61号磯部大王 線	三重県志摩市磯部町 伊勢道路入口 交差点	三重県志摩市磯部町 三重県道16号 交差	三重県	
三重県道141号鵜殿熊野 線	三重県紀宝町鵜殿 上野交差点	三重県熊野市井戸町 熊野警察署前 交差点	三重県	オレンジロード
三重県道169号玉城南勢 線	三重県玉城町 玉城IC	三重県南伊勢町船越 国道260号交差	三重県	サニーロード
三重県道748号大湊宮町 停車場線	三重県伊勢市御薗町 国道23号交差	三重県伊勢市御薗町(宮川ラブリバー 公園)	三重県	
滋賀県道2号大津能登川 長浜線	滋賀県彦根市松原1丁目 松原橋交差 点	滋賀県彦根市長曾根町 長曾根町北 交差点	滋賀県	湖岸道路
	滋賀県草津市野路町 滋賀県道342号 交差	滋賀県草津市笠山7丁目 草津市道医 科大学東線交差	滋賀県	
滋賀県道25号彦根近江 八幡線	滋賀県彦根市長曾根町 長曾根町北 交差点	滋賀県彦根市八坂町 滋賀県立大学 前交差点	滋賀県	
滋賀県道342号草津田上 インター線	滋賀県草津市 草津田上IC	滋賀県草津市野路町 滋賀県道2号交 差	滋賀県	
滋賀県道517号彦根港彦 根停車場線	滋賀県彦根市松原町 船町交差点	滋賀県彦根市松原1丁目 松原橋交差 点	滋賀県	
滋賀県道518号彦根城線	滋賀県彦根市古沢町 古沢町交差点	滋賀県彦根市松原町 船町交差点	滋賀県	

路線名	区間		管理者	備考
大阪府道2号大阪中央環状線	大阪府大阪市 長原IC	大阪府大阪市平野区長吉川辺3丁目 長谷川辺3丁目交差点	大阪市	
	大阪府八尾市太田新町3丁目 太田橋 交差点	大阪府八尾市空港2丁目 若林町1丁 目交差点	大阪府	旧道区間
大阪府道10号大阪池田線	大阪府西淀川区御幣島1丁目 歌島橋 交差点	大阪府西淀川区大和田3丁目 大和田 入口	大阪市	淀川通
大阪府道11号大阪国際空港線	大阪府豊中市 大阪空港出入口	大阪府池田市空港(大阪国際空港)	大阪府	
大阪府道29号大阪臨海線	大阪府堺市西区石津西町 臨海石津 町交差点	大阪府堺市西区石津西町 石津西町 交差点	堺市	
	大阪府堺市西区築港浜寺町 浜寺大 橋西詰交差点	大阪府泉大津市臨海町1丁目 助松橋 交差点	堺市内:堺市 上記以外:大阪府	
	大阪府岸和田市地蔵浜町 岸和田南 IC	大阪府岸和田市木材町 木材町交差 点	大阪府	
大阪府道34号堺狭山線	大阪府堺市西区浜寺石津町東1丁 浜 寺石津東2丁交差点	大阪府堺市西区石津西町 臨海石津 町交差点	堺市	
大阪府道36号泉大津美原線	大阪府泉大津市綾井 葛の葉町北交 差点	大阪府泉大津市臨海町1丁目 助松橋 交差点	大阪府	
大阪府道40号岸和田牛滝山貝塚線	大阪府岸和田市中井町3丁目 中井町 交差点	大阪府岸和田市木材町 木材町交差 点	大阪府	
兵庫県道50号但馬空港線	兵庫県豊岡市上佐野 国道312号交差	兵庫県豊岡市岩井 但馬空港交差点	兵庫県	
兵庫県道57号尼崎港線	尼崎市東難波町5丁目 玉江橋交差点	兵庫県尼崎市西本町1丁目 西本町交 差点	兵庫県	
	兵庫県尼崎市西本町3丁目 五合橋交 差点	兵庫県尼崎市東海岸町 清掃局第2工 場前交差点	兵庫県	
兵庫県道83号平野三木線	兵庫県三木市志染町 御坂交差点	兵庫県三木市 三木総合防災公園	兵庫県	三木総合防災公園と緊急輸送 ルート接続のため
兵庫県道85号神戸加東線	兵庫県三木市 三木東IC	兵庫県三木市志染町 御坂交差点	兵庫県	三木総合防災公園と緊急輸送 ルート接続のため
奈良県道1号奈良生駒線	奈良県奈良市尼辻北町 尼ヶ辻橋西 詰交差点	奈良県奈良市二条大路南1丁目 二条 大路南1丁目交差点	奈良県	
和歌山県道22号吉備金屋線	和歌山県有田川町天満 有田IC	和歌山県有田川町徳田 徳田交差点	和歌山県	
和歌山県道29号田辺龍神線	和歌山県田辺市龍神村柳瀬 国道425 号交差	和歌山県田辺市龍神村柳瀬 和歌山 県道198号交差	和歌山県	
和歌山県道33号南紀白浜空港線	和歌山県白浜町 空港北交差点	和歌山県白浜町 南紀白浜空港	和歌山県	
和歌山県道34号白浜温泉線	和歌山県白浜町才野 権現谷東交差 点	和歌山県白浜町富田 白浜インター入 口交差点	和歌山県	
	和歌山県白浜町 空港北交差点	和歌山県白浜町 白浜町道櫛ヶ峯権 現谷線交差	和歌山県	
和歌山県道36号上富田すさみ線	和歌山県すさみ町佐本追川 和歌山 県道38号交差	和歌山県江住 道の駅すさみ前交差 点	和歌山県	
和歌山県道38号すさみ古座線	和歌山県すさみ町佐本追川 和歌山 県道36号交差	和歌山県古座川町添野川 湯ノ花橋 交差点	和歌山県	
	和歌山県古座川町一雨 一雨交差点	和歌山県古座川町高池 高池交差点	和歌山県	
和歌山県道198号龍神中辺路線	和歌山県田辺市龍神村柳瀬 和歌山 県道29号交差	和歌山県田辺市中辺路町栗栖川 国 道311号交差	和歌山県	
和歌山県道227号田原古座線	和歌山県串本町田原 堂道橋交差点	和歌山県古座川町高池 高池交差点	和歌山県	
鳥取県道38号倉吉福本線	鳥取県倉吉市仲ノ町 倉吉市道東仲 町仲ノ町線交差	鳥取県倉吉市湊町 湊町交差点	鳥取県	
鳥取県道161号倉吉江北線	鳥取県倉吉市福吉町 福吉町交差点	鳥取県倉吉市大正町 倉吉市道西町 大正町2丁目線交差	鳥取県	
鳥取県道264号鳥取空港布勢線	鳥取県鳥取市湖山町西(鳥取空港)	鳥取県鳥取市湖山町北 空港入口交 差点	鳥取県	
鳥取県道271号米子空港線	鳥取県境港市佐斐神町(美保飛行場)	鳥取県境港市佐斐神町 空港入口交 差点	鳥取県	
島根県道57号宍道インター線	島根県松江市 宍道IC	島根県松江市宍道町 島根県道335号 交差	島根県	
島根県道243号出雲空港線	島根県出雲市斐川町 空港西交差点	島根県出雲市斐川町(出雲空港)	島根県	
島根県道335号出雲空港宍道線	島根県松江市宍道町 島根県道57号 交差	島根県出雲市斐川町沖洲 空港西交 差点	島根県	
岡山県道21号岡山児島線	岡山県倉敷市 水島IC	岡山県倉敷市曾原 水島インター西交 差点	岡山県	

路線名	区間		管理者	備考
岡山県道54号倉敷美袋線	岡山県倉敷市 玉島IC		岡山県倉敷市船穂町 国道2号交差	岡山県
岡山県道61号妹尾御津線	岡山県岡山市北区三和 岡山県道72号交差		岡山県岡山市北区日応寺(岡山空港)	岡山市
岡山県道62号玉野福田線	岡山県倉敷市曾原 水島インター西交差点		岡山県倉敷市広江2丁目 広江一丁目交差点	岡山県
岡山県道72号岡山賀陽線	岡山県岡山市北区田益 国道53号交差		岡山県岡山市北区三和 岡山県道61号交差	岡山市 吉備新線
広島県道73号広島空港線	広島県三原市本郷町(広島空港)		広島県東広島市 河内IC	広島県
広島県道289号栗谷大野線	広島県廿日市市 大野IC		広島県廿日市市大野中央 大野支所北交差点	広島県
山口県道71号小野田山陽線	山口県山陽小野田市日の出 長田屋橋交差点		山口県山陽小野田市 小野田IC	山口県
山口県道220号宇部空港線	山口県宇部市 宇部南IC		山口県宇部市草江(山口宇部空港)	山口県
山口県道347号下松新南陽線	山口県下松市南花岡 末武中交差点		山口県周南市横浜町 周南市遠石交差点	山口県
山口県道354号妻崎開作小野田線	山口県宇部市妻崎開作 流川交差点		山口県山陽小野田市大字西沖(西部山口製油所)	山口県
山口県道366号徳山下松線	山口県周南市横浜町 周南市遠石交差点		山口県周南市宮前町(出光徳山事業所)	山口県
徳島県道1号徳島引田線	徳島県板野町大伏 徳島県道12号交差		徳島県板野町吹田 板野町道447号交差	徳島県
徳島県道12号鳴門池田線	徳島県板野町川端 徳島県道229号交差		徳島県板野町大伏 徳島県道1号交差	徳島県
	徳島県美馬市美馬町 天神交差点		徳島県美馬市美馬町 高瀬谷川左岸交差点	徳島県
徳島県道16号徳島上那賀線	徳島県小松島市田浦町 野上橋交差点		徳島県勝浦町大字沼江 徳島県道22号交差	徳島県
	徳島県徳島市大原町 千代が丸交差点		徳島県小松島市江田町 勝浦川橋南詰交差点	徳島県
徳島県道17号小松島港線	徳島県小松島市小松島町(JXTG小松島油槽所)		徳島県小松島市江田町 江田町交差点	徳島県
徳島県道18号勝浦佐那河内線	徳島県佐那河内村下 国道438号交差		徳島県佐那河内村下 徳島県道33号交差	徳島県
徳島県道21号神山鮎喰線	徳島県徳島市鮎喰町 国道192号交差		徳島県徳島市一宮町 徳島県道208号交差	徳島県
徳島県道22号阿南勝浦線	徳島県勝浦町大字沼江 徳島県道16号交差		徳島県阿南市上中町 上中町交差点	徳島県
徳島県道24号羽ノ浦福井線	徳島県阿南市上中町 上中町交差点		徳島県阿南市福井町 国道55号交差	徳島県
徳島県道33号小松島佐那河内線	徳島県佐那河内村下 徳島県道18号交差		徳島県小松島市田浦町 野上橋交差点	徳島県
徳島県道40号徳島空港線	徳島県松茂町豊久(徳島飛行場)		徳島県松茂町中喜来 空港線西口交差点	徳島県
徳島県道120号徳島小松島線	徳島県小松島市江田町 江田町交差点		徳島県徳島市大原町 千代が丸交差点	徳島県
徳島県道208号一宮下中筋線	徳島県徳島市一宮町 徳島県道21号交差		徳島県徳島市上八万町 国道438号交差	徳島県
徳島県道229号板野インター線	徳島県板野町 板野IC		徳島県板野町川端 徳島県道12号交差	徳島県
香川県道12号香川県道12号三木国分寺線	香川県高松市中間町 中間町交差点		香川県高松市三名町 三名町交差点	香川県
香川県道19号坂出港線	香川県坂出市本町3丁目 中央町交差点		香川県坂出市富士見町2丁目 川津交差点	香川県
香川県道33号 高松善通寺線	香川県坂出市本町3丁目 中央町交差点		香川県坂出市常盤町 常盤町1交差点	香川県
香川県道43号 中徳三谷高松線	香川県高松市 高松中央IC		香川県高松市木太町 詰田川西交差点	高松中央IC～洲端東交差点： 香川県 洲端東交差点～詰田川西交差点：高松市
香川県道45号高松空港線	香川高松市香南町 岡交差点		香川県高松市香南町(高松空港)	香川県
香川県道178号山崎御廻線	香川県高松市檀紙町 檀紙交差点		香川県高松市中間町 中間町交差点	香川県
香川県道186号大屋富築港宇多津線	香川県坂出市沖の浜 北IC北交差点		香川県坂出市番の州公園 番の州入口交差点	香川県
香川県道192号瀬居坂出港線	香川県坂出市番の州公園 番の州入口交差点		香川県坂出市番の州町 番の州町交差点	香川県

路線名	区間		管理者	備考
愛媛県道18号松山空港線	愛媛県松山市南吉田町（松山空港）	愛媛県松山市南江戸3丁目 国道196号交差	愛媛県	
愛媛県道22号伊予松山港線	愛媛県松山市北吉田町 北吉田町交差点	愛媛県松山市大可賀(コスモ松山 松山工場)	愛媛県	
愛媛県道31号宇和三間線	愛媛県宇和島市 三間IC	愛媛県宇和島市三間町 務田交差点	愛媛県	
愛媛県道57号広見三間宇和島線	愛媛県鬼北町大字永野市 国道320号交差	愛媛県宇和島市三間町 務田交差点	愛媛県	
高知県道21号土佐清水宿毛線	高知県三原村上下長谷 高知県道46号交差	高知県宿毛市平田町 平田交差点	高知県	
高知県道28号宿毛宗呂下川口線	高知県宿毛市小筑紫町 国道321号交差	高知県土佐清水市宗呂 高知県道344号交差	高知県	
高知県道35号桂浜宝永線	高知県高知市五台山 タナス力1号臨港道路交差	高知県高知市五台山 高知県道376号交差	高知県	
高知県道46号中村宿毛線	高知県三原村狼内 高知県道346号交差	高知県三原村上下長谷 高知県道21号交差	高知県	
	高知県三原村宮ノ川 高知県道21号交差	高知県三原村大字下切 高知県道344号交差	高知県 (下切トンネル:三原村)	
高知県道202号椎名室戸線	高知県室戸市浮津 浮津交差点	高知県室戸市室戸岬町 三津交差点	高知県	
高知県道256号久礼田笠ノ川線	高知県南国市岡豊町 国道32号交差	高知県南国市岡豊町 高知県道384号交差	高知県	
高知県道344号宗呂中村線	高知県土佐清水市宗呂 高知県道28号交差	高知県三原村下切 高知県道46号交差	高知県	
高知県道346号中村下ノ加江線	高知県三原村狼内 高知県道46号交差	高知県土佐清水市下ノ加江 国道321号交差	高知県	
高知県道353号橋上平田線	高知県宿毛市山奈町(宿毛市総合運動公園)	高知県宿毛市平田町 芳奈口交差点	高知県	
高知県道375号高知東インターライン	高知県南国市 なんこく南IC	高知県高知市介良甲 国道32号交差	高知県	
高知県道376号なんこく南インターライン	高知県高知市 高知南IC	高知県高知市五台山 高知県道35号交差	高知県	
高知県道384号北本町領石線	高知県南国市岡豊町 南国市道南国122号線交差	高知県南国市岡豊町 高知県道256号交差	高知県	
福岡県道45号福岡空港線	福岡県福岡市博多区大字下臼井 空港北交差点	福岡県福岡市博多区大字下臼井 空港正面交差点	福岡市	空港通り
福岡県道59号志賀島和白線	福岡県福岡市東区塩浜 塩浜三苦口交差点	福岡県福岡市東区大字西戸崎 西戸崎交差点	福岡市	
福岡県道245号新北九州空港線	福岡県苅田町 苅田北九州空港IC	福岡県苅田町空港南町(新北九州空港)	福岡県	新北九州空港連絡道路
福岡県道537号湊下府線	福岡県新宮町下府 下府交差点	福岡県新宮町大字湊 湊原添交差点	福岡県	
福岡県道538号湊塩浜線	福岡県新宮町大字湊 湊原添交差点	福岡県福岡市東区塩浜 塩浜三苦口交差点	新宮町内:福岡県 福岡市内:福岡市	
福岡県道540号山田新宮線	福岡県新宮町大字三代 大森交差点	福岡県新宮町下府 下府交差点	福岡県	
福岡県道551号別府比恵線	福岡県福岡市博多区大字下臼井 空港北口交差点	福岡県福岡市博多区大字下臼井 稲城交差点	福岡市	空港通り
福岡県道574号水城下臼井線	福岡県福岡市博多区大字下臼井 稲城交差点	福岡県福岡市博多区大字下臼井 空港北交差点	福岡市	空港通り
佐賀県道23号唐津呼子線	佐賀県唐津市神田 長松大橋交差点	佐賀県唐津市西唐津 大島通り交差点	佐賀県	
長崎県道38号長崎空港線	長崎県大村市西大村本町 桜馬場交差点	長崎県大村市箕島町(長崎空港)	長崎県	
長崎県道51号長崎南環状線	長崎県長崎市 木鉢IC	長崎県長崎市 戸町IC	長崎県道路公社	
	長崎県長崎市 戸町IC	長崎県長崎市 田上IC	長崎県	
長崎県道119号長崎インター線	長崎県長崎市早坂町 国道324号交差	長崎県長崎市 長崎IC	長崎県	
長崎県道236号神ノ島飽ノ浦線	長崎県長崎市木鉢町 長崎市道大浜町木鉢町線交差	長崎県長崎市木鉢町 長崎市道大浜町木鉢町線交差	長崎県	木鉢トンネル付近
熊本県道36号熊本益城大津線	熊本県益城町 益城熊本空港IC	熊本県益城町大字小谷 益城町小谷交差点	熊本県	
熊本県道42号八代鏡線	熊本県八代市横手新町 田中西町交差点	熊本県八代市永碇町 熊本県道336号交差	熊本県	
熊本県道251号郡築横手線	熊本県八代市大村町 熊本県道336号交差	熊本県八代市横手新町 田中西町交差点	熊本県	

路線名	区間		管理者	備考
熊本県道336号八代港線	熊本県八代市東片町 八代港線入口 交差点	熊本県八代市大村町 熊本県道251号 交差	熊本県	
	熊本県八代市永碇町 熊本県道42号 交差	熊本県八代市郡築五番町(東西OT八 代油槽所、JONET八代油槽所)	熊本県	
大分県道21号大分臼杵 線	大分県大分市 大分IC	大分県大分市西大道 椎迫入口交差 点	大分県	
大分県道22号大在大分 港線	大分県大分市生石 西生石交差点	大分県大分市大字家島 大野川大橋 西交差点	大分県	臨海産業道路
大分県道539号鶴崎港線	大分県大分市大字家島 大野川大橋 西交差点	大分県大分市大字一の洲(JXTG大分 製油所進入路入口)	大分県	
大分県道545号大分空港 線	大分県国東市武蔵町糸原 大分空港 入口交差点	大分県国東市安岐町下原 空港出口 交差点	大分県	
大分県道610号松岡日岡 線	大分県大分市公園通り西 公園東イン ター入口交差点	大分県大分市大字横尾 大銀ドーム 東交差点	大分県	
宮崎県道10号宮崎イン ター佐土原線	宮崎県宮崎市日ノ出町 宮崎港前交 差点	宮崎県宮崎市 宮崎IC	宮崎県	
宮崎県道15号日知屋財 光寺線	宮崎県日向市大字日知屋 仙ヶ崎交 差点	宮崎県日向市大字財光寺 お倉ヶ浜 交差点	宮崎県	
宮崎県道18号荒武新富 線	宮崎県西都市大字黒生野 インター入 口交差点	宮崎県新富町富田 下城元交差点	宮崎県	
宮崎県道44号宮崎高鍋 線	宮崎県新富町大字新田 宮崎県道18 号交差	宮崎県新富町大字新田(新田原基地)	宮崎県	
宮崎県道52号宮崎空港 線	宮崎県宮崎市大字赤江(宮崎空港)	宮崎県宮崎市大字本郷南方 空港ラ ンプ交差点	宮崎県	
宮崎県道321号西都イン ター線	宮崎県西都市 西都IC	宮崎県西都市大字黒生野 インター入 口交差点	宮崎県	
宮崎県道350号内海港線	宮崎県宮崎市大字内海 国道220号交 差	宮崎県宮崎市大字内海(JXTG宮崎油 槽所)	宮崎県	
鹿児島県道17号指宿鹿 児島インター線	鹿児島県南九州市 須恵IC	鹿児島県指宿市 大迫交差点	鹿児島県	
鹿児島県道219号玉取迫 鹿児島港線	鹿児島県鹿児島市 谷山IC	鹿児島県鹿児島市南栄 運輸支局入 口交差点	鹿児島県	

4市町村道・臨港道路等

路線名	区間		管理者	備考
盛岡市道大島線	岩手県盛岡市永井 西バイパス南口交差点	岩手県盛岡市湯沢 盛岡市道羽場釜淵谷地線交差	盛岡市	
盛岡市道羽場釜淵谷地線	岩手県盛岡市湯沢 盛岡市道大島線交差	岩手県矢巾町大字赤林 盛岡市道赤林横道線交差	盛岡市	
盛岡市道赤林横道線	岩手県矢巾町大字赤林 盛岡市道羽場釜淵谷地線交差	岩手県矢巾町大字赤林 盛岡市道釜淵谷地上野線交差	盛岡市	
盛岡市道釜淵谷地上野線	岩手県矢巾町大字赤林 盛岡市道赤林横道線交差	岩手県矢巾町大字赤林 盛岡市道永井釜淵谷地線交差	盛岡市	
盛岡市道永井釜淵谷地線	岩手県矢巾町大字赤林 盛岡市道釜淵谷地上野線交差	岩手県矢巾町大字赤林 盛岡市道東谷地・平屋敷線交差	盛岡市	
盛岡市道東谷地・平屋敷線	岩手県矢巾町大字赤林 盛岡市道永井釜淵谷地線交差	岩手県盛岡市永井 盛岡市道東谷地2号線交差	盛岡市	
盛岡市道東谷地2号線	岩手県盛岡市永井 盛岡市道東谷地・平屋敷線交差	岩手県盛岡市永井 盛岡市道殿畠6号線交差	盛岡市	
盛岡市道殿畠6号線	岩手県盛岡市永井 盛岡市道東谷地2号線交差	岩手県盛岡市永井(日本OT盛岡営業所)	盛岡市	
釜石市道大平工業団地2号線	岩手県釜石市大平町 国道45号交差	岩手県釜石市大平町(岩手OT釜石油槽所)	釜石市	
仙台市道元寺小路郡山線	宮城県仙台市太白区 長町IC	宮城県仙台市太白区郡山館ノ内 鹿の又交差点	仙台市	
仙台市道霞日飛行場北線	宮城県仙台市若林区遠見塚東 国道4号交差	宮城県仙台市若林区霞日(霞日駐屯地)	仙台市	
塩竈市道牛生町貞山通線	宮城県多賀城市笠神 宮城県道58号塩釜七ヶ浜多賀城線交差	宮城県塩竈市貞山通(JXTG塩釜油槽所)	塩竈市	
郡山市道1-27号	福島県郡山市荒井 郡山市道1-30号交差	福島県郡山市安積 安積一丁目交差点	郡山市	
郡山市道1-30号	福島県郡山市荒井 国道4号(あさか野バイパス)交差	福島県郡山市荒井 郡山市道1-27号交差	郡山市	
郡山市道1-52号	福島県郡山市富久山町 国道288号交差	福島県郡山市富久山町 郡山市道43952号交差	郡山市	東部幹線、富久山陸橋
郡山市道43952号	福島県郡山市富久山町 郡山市道1-52号交差	福島県郡山市富久山町(日本OT郡山営業所)	郡山市	
小美玉市道 小115号線	茨城県小美玉市下吉影 茨城県道360号交差	茨城県小美玉市百里(百里基地)	小美玉市	
小美玉市道 小21102号線	茨城県小美玉市飯前 上吉影南交差点	茨城県小美玉市上合 茨城空港北交差点	小美玉市	
高崎市道H850号線	群馬県高崎市倉賀野町 高崎市道H912号線交差	群馬県高崎市倉賀野町(昭和シェル高崎油槽所)	高崎市	
高崎市道H912号線	群馬県高崎市倉賀野町 群馬県道136号交差	群馬県高崎市倉賀野町 高崎市道H850号線交差	高崎市	
高崎市道H926号線	群馬県高崎市台新田町 群馬県道136号交差	群馬県高崎市栗崎町(日本OT高崎営業所)	高崎市	
上三川町道1-07号線	栃木県上三川町大字多功 上三川町道1-07号線交差	栃木県上三川町大字多功(日本OT宇都宮営業所)	上三川町	
入間市道A366号線	埼玉県入間市豊岡4丁目 国道463号交差	埼玉県入間市向陽台1丁目 向陽台二丁目交差点	入間市	
入間市道A581号線	埼玉県入間市向陽台1丁目 向陽台二丁目交差点	埼玉県入間市向陽台2丁目(入間基地)	入間市	
市川市道0209線	千葉県市川市高浜町 高浜交差点	千葉県市川市本行徳(JXTG市川油槽所)	市川市	
柏市道01138線	千葉県柏市藤ヶ谷新田 国道16号交差	千葉県柏市藤ヶ谷 千葉県道280号交差	柏市	
柏市道02134線	千葉県柏市藤ヶ谷 千葉県道280号交差	千葉県柏市藤ヶ谷(下総航空基地)	柏市	
八王子市幹線1級23号線	東京都八王子市北野町 新浅川橋南交差点	東京都八王子市北野町(日本OT八王子営業所)	八王子市	
川崎市道殿町夜光線	神奈川県川崎市川崎区小島町 殿町三丁目交差点	神奈川県川崎市川崎区夜光3丁目(東西OT川崎油槽所)	川崎市	
川崎市道韋月橋水江町線	神奈川県川崎市川崎区池上町 川崎臨港警察署前交差点	神奈川県川崎市川崎区水江町(東亞石油京浜製油所)	川崎市	
横浜市道大黒橋通7099号線	神奈川県横浜市鶴見区大黒ふ頭 大黒ふ頭出入口	神奈川県横浜市鶴見区大黒ふ頭 横浜市道大黒1号線交差	横浜市	
横浜市道大黒1号線	神奈川県横浜市鶴見区大黒町 横浜市道大黒橋通7099号線交差	神奈川県横浜市鶴見区大黒町(JXTG京浜油槽所)	横浜市	
横浜市道本牧32号線	神奈川県横浜市中区本牧ふ頭 本牧ふ頭出入口	神奈川県横浜市中区錦町 横浜市道28号交差	横浜市	
横浜市道本牧28号線	神奈川県横浜市中区錦町 横浜市道32号交差	神奈川県横浜市中区本牧門間 間門交差点	横浜市	

路線名	区間		管理者	備考
横浜市道山下本牧磯子線	神奈川県横浜市中区本牧間門 間門交差点	神奈川県横浜市中区千鳥町(JXTG根岸油槽所)	横浜市	
富山市道四方荒屋草島線	富山県富山市四方荒屋 国道415号交差	富山県富山市四方荒屋 富山市道四方荒屋西岩瀬線交差	富山市	
富山市道四方荒屋西岩瀬線	富山県富山市四方荒屋 富山市道四方荒屋草島線交差	富山県富山市四方西岩瀬(日本海富山油槽所)	富山市	
内灘町道幹13号諸江・向粟崎線	石川県内灘町字旭ヶ丘 旭ヶ丘交差点	石川県内灘町字緑台 海浜緑台交差点	内灘町	
内灘町道幹11号内灘海滨線	石川県内灘町字緑台 海浜緑台交差点	石川県内灘町千鳥台4丁目 千鳥台交差点	内灘町	
金沢市道大野3号石油基地線1号	石川県金沢市大野町4丁目 臨港道路粟崎大浜線交差	石川県金沢市大野町4丁目(東西OT金沢油槽所)	金沢市	
甲府市道小瀬2号線	山梨県甲府市上今井町 南甲府署南交差点	山梨県甲府市小瀬町 小瀬スポーツ公園前交差点	甲府市	
甲斐市道竜王駅南口線	山梨県甲斐市竜王新町 駅前交差点	山梨県甲斐市竜王新町 甲斐市道竜王駅南通線交差	甲斐市	
甲斐市道竜王駅南通線	山梨県甲斐市竜王新町 甲斐市道竜王駅南口線交差	山梨県甲斐市名取 山梨県道25号交差	甲斐市	
甲斐市道竜王駅北通り線	山梨県甲斐市大下条 山梨県道25号交差	山梨県甲斐市竜王新町 甲斐市道新町日石道路線交差	甲斐市	
甲斐市道新町日石道路線	山梨県甲斐市竜王新町 甲斐市道竜王駅北通り線交差	山梨県甲斐市竜王新町(JXTG甲府油槽所)	甲斐市	
御殿場市道0109号線	静岡県御殿場市 鮎沢交差点	静岡県御殿場市 東田中西交差点	御殿場市	国道138号線-東名高速道路御殿場IC第1出入口方面区間
沼津市道0118号線	静岡県沼津市足高 静岡県道405号交差	静岡県沼津市東熊堂 沼津市道0217号線交差	沼津市	
沼津市道0217号線	静岡県沼津市東熊堂 沼津市道0118号線交差	静岡県沼津市足高(愛鷹広域公園)	沼津市	
焼津市道0201号線	静岡県焼津市飯淵 静岡県道342号交差	静岡県焼津市飯淵(東西OT大井川油槽所)	焼津市	
浜松市道萩湖東線	静岡県浜松市 浜松西IC	静岡県浜松市中区高丘西(浜松基地)	浜松市	
名古屋市道潮見町第1号線	愛知県名古屋市 名港潮見IC	愛知県名古屋市港区潮見町 愛知県道225号交差	名古屋市	
知多市道北浜金沢線	愛知県知多市 長浦IC	愛知県知多市南浜町(出光愛知製油所)	知多市	
	愛知県知多市 朝倉IC	愛知県知多市北浜町(JXTG知多製造所)	知多市	
四日市市道納屋1号線	三重県四日市市浜町 国道23号交差	三重県四日市市大協町(コスモ石油四日市製油所)	四日市市	
四日市市道追分石原線	三重県四日市市中里町 大里町交差点	三重県四日市市塩浜町(昭和四日市石油四日市製油所)	四日市市	
津市道 一身田大古曾第13号線	三重県津市一身田 国道23号(中勢ハイウェイ)交差	三重県津市夢が丘(三重県立看護大学)	津市	
彦根市道3113八坂町15号	滋賀県彦根市八坂町 滋賀県立大学前交差点	滋賀県彦根市八坂町 彦根市道4164八坂町16号交差	彦根市	
彦根市道4164八坂町16号	滋賀県彦根市八坂町 彦根市道3113八坂町15号交差	滋賀県彦根市八坂町(滋賀県立大学)	彦根市	
草津市道医科大学東線	滋賀県草津市笠山7丁目 滋賀県道2号交差	滋賀県草津市笠山7丁目 草津市道南笠東8号線交差	草津市	
草津市道南笠東8号線	滋賀県草津市笠山7丁目 草津市道医科大学東線交差	滋賀県草津市笠山7丁目(滋賀医科大学)	草津市	
京都市道油小路通	京都府京都市 城南宮南IC	京都府京都市伏見区竹田淨菩提院町京都市道新城南宮道交差	京都市	
京都市道新城南宮道	京都府京都市伏見区竹田淨菩提院町京都市道油小路通交差	京都府京都市 京都南IC	京都市	
大阪市道川辺町線	大阪府大阪市平野区長吉川辺3丁目長谷川辺3丁目交差点	大阪府大阪市平野区長吉川辺3丁目(八尾市境)	大阪市	
八尾市道若林長吉線	大阪府八尾市若林町3丁目(大阪市境)	大阪府八尾市太田新町3丁目 太田橋交差点	八尾市	
八尾市道太田線	大阪府八尾市空港2丁目 若林町1丁目交差点	大阪府八尾市空港2丁目(八尾空港)	八尾市	
堺市道1016号線	大阪府堺市石津西町 石津西町交差点	大阪府堺市西区築港新町2丁 堀市道1017号線交差	堺市	堺市臨港道路
堺市道1017号線	大阪府堺市西区築港新町2丁 堀市道1016号線交差	大阪府堺市西区築港新町3丁(コスモ堺製油所)	堺市	
堺市道H029号	大阪府堺市西区築港浜寺町 浜寺大橋西交差点	大阪府堺市西区築港浜寺町(JXTG堺製油所)	堺市	
高石市道高砂1号線	大阪府高石市高砂1丁目 大阪府道29号交差	大阪府高石市高砂3丁目 高石市道高砂2号交差	高石市	

路線名	区間		管理者	備考
高石市道高砂2号線	大阪府高石市高砂3丁目 高石市道高砂1号交差	大阪府高石市高砂1丁目 (JXTG大阪油槽所)	高石市	
岸和田市道鉄鋼団地線	大阪府岸和田市岸野町 岸野町南交差点	大阪府岸和田市臨海町(出光岸和田製油所)	岸和田市	
神戸市道京橋線	兵庫県神戸市 京橋IC	兵庫県神戸市中央区新港町 税関本庁前交差点	神戸市	
神戸市道港島40号線	兵庫県神戸市中央区港島3丁目	兵庫県神戸市中央区港島南町7丁目 京コンピュータ西交差点	神戸市	
神戸市道港島33号線	兵庫県神戸市中央区港島南町7丁目 京コンピュータ西交差点	兵庫県神戸市中央区神戸空港(神戸空港)	神戸市	
神戸市道野田外浜線	兵庫県神戸市須磨区古川町1丁目 海浜公園前交差点	兵庫県神戸市長田区浪松町6丁目 (JXTG神戸油槽所、昭和シェル神戸事業所)	神戸市	
姫路市道幹第23号線	兵庫県姫路市 中地ランプ	兵庫県姫路市飾磨区構 今在家東交差点	姫路市	
姫路市道飾磨幹第69号線	兵庫県姫路市飾磨区中島 市川浜手大橋西交差点	兵庫県姫路市飾磨区中島 臨港道路中島北線交差	姫路市	
姫路市道飾磨508号線	兵庫県姫路市飾磨区中島 臨港道路中島北線交差	兵庫県姫路市飾磨区中島 姫路市道飾磨103号線交差	姫路市	
姫路市道飾磨103号線	兵庫県姫路市飾磨区中島 姫路市道飾磨508号線交差	兵庫県姫路市飾磨区中島(東西OT姫路油槽所)	姫路市	
橿原市道雲梯町49号線	奈良県橿原市雲梯町 雲梯町交差点	奈良県橿原市慈明寺町(橿原運動公園)	橿原市	
有田市道979号線	和歌山県有田市初島町 初島交差点	和歌山県有田市初島町(JXTG和歌山工場)	有田市	
白浜町道櫛ヶ峯権現谷線	和歌山県白浜町才野 和歌山県道34号線交差	和歌山県白浜町才野 権現谷東交差点	白浜町	
倉吉市道西町大正町2丁目線	鳥取県倉吉市大正町 鳥取県道161号交差	鳥取県倉吉市西町 倉吉市道東仲町仲ノ町線交差	倉吉市	
倉吉市道東仲町仲ノ町線	鳥取県倉吉市西町 倉吉市道西町大正町2丁目線交差	鳥取県倉吉市仲ノ町 県道38号交差	倉吉市	
倉吉市道葵町湊町線	鳥取県倉吉市湊町 湊町交差点	鳥取県倉吉市湊町 倉吉市道野球場テニスコート線交差	倉吉市	
倉吉市道野球場テニスコート線	鳥取県倉吉市湊町 倉吉市道葵町湊町線	鳥取県倉吉市湊町(倉吉市営陸上競技場)	倉吉市	
境港市道昭和町中央線	鳥取県境港市昭和町 国道431号交差	鳥取県境港市昭和町(東西OT境港油槽所)	境港市	
倉敷市道北畠南畠線・五軒屋玉島線	岡山県倉敷市中畠7丁目 中畠交差点	岡山県倉敷市潮通3丁目 (JXTG水島製油所)	倉敷市	
広島市道安芸3区141号線	広島県広島市安芸区船越南 国道2号交差	広島県広島市安芸区船越南1丁目 広島市道安芸3区143号線交差	広島市	
広島市道安芸3区143号線	広島県広島市安芸区船越南1丁目 広島市道安芸3区143号線交差	広島県広島市安芸区船越南1丁目 (出光興産広島油槽所、東西OT広島油槽所進入路入口)	広島市	
廿日市市道沖山8号線	広島県廿日市市沖塩屋 大野浦駅南交差点	広島県廿日市市沖塩屋3丁目 廿日市道梅原小田島線交差	廿日市市	
廿日市市道梅原小田島線	広島県廿日市市沖塩屋3丁目 沖山8号線交差	広島県廿日市市沖塩屋(JXTG広島油槽所)	廿日市市	
板野町道156号	徳島県板野町犬伏 板野町道447号交差	徳島県板野町犬伏(あすたむらんど徳島)	板野町	
板野町道447号	徳島県板野町吹田 徳島県道1号交差	徳島県板野町犬伏 板野町道156号交差	板野町	
美馬市道17号	徳島県美馬市美馬町 高瀬谷川左岸交差点	徳島県美馬市美馬町 四国三郎の郷入口	美馬市	
高松市道朝日町仏生山線	香川県高松市松島町 松島町2丁目交差点	香川県高松市松福町 福岡町2丁目交差点	高松市	
坂出市道常盤御供所線	香川県坂出市常盤町 常盤町1交差点	香川県坂出市御供所町 香川県道192号交差	坂出市	
坂出市道番の州南北幹線	香川県坂出市番の州町 番の州町交差点	香川県坂出市番の州線町(坂出物流基地)	坂出市	
坂出市道西大浜北2号線	香川県坂出市 坂出北IC	香川県坂出市沖の浜 北IC北交差点	坂出市	
松山市道松山環状線西部	愛媛県松山市和泉北 和泉交差点	愛媛県松山市空港通2丁目 空港通二丁目交差点	松山市	
松山市道松山環状線南部	愛媛県松山市天山3丁目 天山交差点	愛媛県松山市和泉北 和泉交差点	松山市	
松山市道松山環状線北部	愛媛県松山市東長戸 北環状交差点	愛媛県松山市中央2丁目 中央二丁目交差点	松山市	
安芸市道妙見刑部線	高知県安芸市染井町 国道55号交差	高知県安芸市桜ヶ丘町(安芸市総合運動公園)	安芸市	

路線名	区間		管理者	備考
南国市道南国122号線	高知県南国市岡豊町小蓮 高知県道384号交差	高知県南国市岡豊町小蓮(高知大学医学部)	南国市	
北九州市道西港町2号線	福岡県北九州市小倉北区西港町 国道199号交差	福岡県北九州市小倉北区西港町 西港郵便局前交差点	北九州市	
北九州市道西港町6号線	福岡県北九州市小倉北区西港町 北九州市道西港町2号線交差	福岡県北九州市小倉北区西港町 (JONET小倉油槽所)	北九州市	
北九州市道西港町18号線	福岡県北九州市小倉北区西港町 西港郵便局前交差点	福岡県北九州市小倉北区西港町(東西OT北九州油槽所)	北九州市	
福岡市道下臼井博多駅線	福岡県福岡市 空港IC	福岡県福岡市博多区大字下臼井 空港北口交差点	福岡市	空港通り
福岡市道荒津1397号線	福岡県福岡市 西公園IC	福岡県福岡市中央区荒津(JXTG福岡第1油槽所等)	福岡市	
福岡市道西戸崎通り線	福岡県福岡市東区大字西戸崎 西戸崎交差点	福岡県福岡市東区西戸崎 福岡市道西戸崎桟橋線交差	福岡市	
福岡市道西戸崎桟橋線	福岡県福岡市東区西戸崎 福岡市道西戸崎通り線交差	福岡県福岡市東区西戸崎(JONET福岡油槽所)	福岡市	
長崎市道大浜町木鉢町線	長崎県長崎市 木鉢IC	長崎県長崎市木鉢町 長崎県道236号交差	長崎市	
	長崎県長崎市木鉢町 長崎県道236号交差	長崎県長崎市木鉢町(出光長崎油槽所)	長崎市	
佐世保市道大塔側道1号線	長崎県佐世保市大塔町 佐世保大塔IC	長崎県佐世保市大塔町 佐世保市道尼潟循環支線交差	佐世保市	
佐世保市道尼潟循環支線	長崎県佐世保市大塔町 佐世保市道大塔側道1号線交差	長崎県佐世保市御本町 佐世保市道尼潟循環支線交差	佐世保市	
佐世保市道尼潟循環線	長崎県佐世保市御本町 佐世保市道尼潟循環支線交差	長崎県佐世保市白岳町 佐世保市道大和楠ヶ浦線交差	佐世保市	
佐世保市道大和楠ヶ浦線	長崎県佐世保市白岳町 佐世保市道尼潟循環線交差	長崎県佐世保市大塔町(東西OT佐世保油槽所)	佐世保市	
大分市道3-1059号線	大分県大分市大字松岡 公園西インター入口交差点	大分県大分市公園通り西 公園東インター入口交差点	大分市	
鹿児島市道谷山港1号線	鹿児島県鹿児島市南栄 運輸支局入口交差点	鹿児島県鹿児島市谷山港(JXTG鹿児島油槽所、出光鹿児島油槽所、東西OT鹿児島油槽所)	鹿児島市	
臨港道路1号線	青森県青森市石江 石江交差点	青森県青森市新田1丁目 臨港道路2号線交差	青森県	
臨港道路2号線	青森県青森市新田1丁目 臨港道路1号線交差	青森県青森市柳川(東西OT青森油槽所)	青森県	
臨港道路河原木2号埠頭線	青森県八戸市河原木 蓮沼交差点	青森県八戸市豊洲(東西OT八戸油槽所)	青森県	
臨海道路	秋田県秋田市土崎港西2丁目 土崎臨海十字路交差点	秋田県秋田市土崎港相染町(JXTG秋田油槽所)	秋田県	
臨港道路酒田臨海1号線	山形県酒田市宮海 山形県道59号酒田八幡線交差(国道7号交差)	山形県酒田市宮海 臨港道路宮海線交差	山形県	
臨港道路宮海線	山形県酒田市宮海 臨港道路酒田臨海1号線交差	山形県酒田市宮海 臨港道路大浜宮海線交差	山形県	
臨港道路大浜宮海線	山形県酒田市宮海 臨港道路宮海線交差	山形県酒田市大浜 臨港道路石油基地線交差	山形県	
臨港道路石油基地線	山形県酒田市大浜 臨港道路大浜宮海線交差	山形県酒田市大浜(東西OT酒田油槽所)	山形県	
臨港道路1号線	福島県いわき市泉町 木戸脇交差点	福島県いわき市泉町(JXTG小名浜油槽所、東西OT小名浜事業所)	福島県	
東京港臨港道路新木場・若洲線	東京都江東区新木場1丁目 新木場交差点	東京都江東区若洲3丁目 東京港臨港道路若洲1号線交差	東京都	
東京港臨港道路若洲1号線	東京都江東区若洲3丁目 東京港臨港道路新木場・若洲線交差	東京都江東区若洲1丁目 東京港臨港道路若洲24号線交差	東京都	
東京港臨港道路若洲24号線	東京都江東区若洲1丁目 東京港臨港道路若洲1号線交差	東京都江東区若洲1丁目(出光東京油槽所)	東京都	
臨港道路開発1号線	新潟県新潟市北区太郎代 太郎代交差点	新潟県新潟市北区太郎代 (JXTG新潟東港油槽所、出光新潟油槽所、東西OT東新潟油槽所入口)	新潟県	
臨港道路伏木外港1号線	富山県高岡市能町 能町交差点	富山県高岡市伏木礎町(出光伏木油槽所、JXTG伏木油槽所)	富山県	
臨港道路粟崎大浜線	石川県金沢市粟崎浜町 粟崎浜町交差点	石川県金沢市大野町 金沢市道大野3号石油基地線1号交差	石川県	
臨港2号道路	福井県坂井市三国町 臨港3号道路交差	福井県坂井市三国町 臨港4号道路交差	福井県	
臨港3号道路	福井県坂井市三国町 テクノポート福井口交差点	福井県坂井市三国町 臨港2号道路交差	福井県	
臨港4号道路	福井県坂井市三国町 臨港2号道路交差	福井県坂井市三国町新保 臨港6号道路交差	福井県	

路線名	区間		管理者	備考
臨港6号道路	福井県坂井市三国町 臨港4号道路交差	福井県坂井市三国町(東西OT、JONET 福井油槽所)	福井県	
袖師臨港道路	静岡県静岡市清水区入船町 入舟町 交差点	静岡県静岡市清水区横砂 袖師第2埠頭1号道路交差	静岡県	
袖師第2埠頭1号道路	静岡県静岡市清水区横砂 袖師臨港 道路交差	静岡県静岡市清水区横砂(JXTG清水 油槽所)	静岡県	
臨港道路7号線	静岡県富士市前田 静岡県道172号交差 (JR東海道線交差)	静岡県富士市前田 臨港道路3号線交差(沼川防潮水門)	静岡県	
臨港道路3号線	静岡県富士市前田 臨港道路7号線交差 (沼川防潮水門)	静岡県富士市鈴川町 臨港道路1号線 交差	静岡県	
臨港道路1号線	静岡県富士市鈴川町 臨港道路3号線 交差	静岡県富士市鈴川町 鈴川護岸道路 交差	静岡県	
鈴川護岸道路	静岡県富士市鈴川町 臨港道路1号線 交差	静岡県富士市鈴川西町 石油基地道 路交差	静岡県	
石油基地道路	静岡県富士市鈴川西町 鈴川護岸道 路交差	静岡県富士市鈴川西町(JXTG田子の 浦第二油槽所)	静岡県	
臨港道路岸和田木材港 線	大阪府岸和田市 岸和田北IC	大阪府岸和田市木材町 木材町交差 点	大阪府	
臨港道路東海岸町1号線	兵庫県尼崎市東海岸町 清掃局第2工 場前交差点	兵庫県尼崎市東海岸町(JXTG尼崎油 槽所)	兵庫県	
臨港道路	兵庫県神戸市中央区新港町 税関本 庁前交差点	兵庫県神戸市中央区港島3丁目 神戸 市道港島40号交差	神戸市	神戸大橋
臨港道路中島北線	兵庫県姫路市飾磨区中島 姫路市道 飾磨幹第69号線交差	兵庫県姫路市飾磨区中島 姫路市道 飾磨508号線交差	兵庫県	
臨港道路装束1号線	山口県岩国市装束町 装束5丁目交差 点	山口県玖珂郡和木町(JXTG麻里布製 油所)	山口県	
臨港道路石油基地線	香川県高松市朝日町 臨港道路朝日 町本線交差	香川県高松市朝日町4丁目(出光、 JXTG高松油槽所)	香川県	
臨港道路朝日町本線	香川県高松市松福町 福岡町2丁目交 差点	香川県高松市朝日町 臨港道路石油 基地線交差	香川県	
タナスカ1号臨港道路	高知県高知市五台山 高知県道35号 交差	高知県高知市五台山(出光高知油槽 所)	高知県	
臨港道路大島線	佐賀県唐津市西唐津 大島通り交差点	佐賀県唐津市西大島町(昭和シェル唐 津油槽所)	唐津市	
臨港道路細島港	宮崎県日向市大字日知屋 竹島入口 交差点	宮崎県日向市大字日知屋(東西OT日 向油槽所)	宮崎県	
臨港道路宮崎港	宮崎県宮崎市日ノ出町 宮崎港前交差 点	宮崎県宮崎市港東(東西OT宮崎油槽 所)	宮崎県	

別表3－1 都道府県別の被害規模と警察及び消防機関の体制

都道府県	重点受援県	被害想定				警察部隊・消防部隊		
		①死者数 (中央値)	②自力脱出困難者数 (中央値)	①+②	被害規模 の目安	都道府県警察官 の定員	消防職員数	消防団
北海道		0	0	0		10,598	9,091	25,528
青森県		0	0	0		2,340	2,650	19,078
岩手県		0	0	0		2,159	1,986	22,125
宮城県		0	0	0		3,781	3,108	19,784
秋田県		0	0	0		1,982	2,013	17,177
山形県		0	0	0		2,006	1,516	25,433
福島県		0	0	0		3,552	2,481	33,798
茨城県		0	0	0		4,793	4,414	23,441
栃木県		0	0	0		3,414	2,446	14,902
群馬県		0	0	0		3,426	2,581	11,729
埼玉県		0	0	0		11,460	8,405	14,338
千葉県		35	300	335		11,547	8,044	26,156
東京都		80	200	280		43,426	19,272	23,074
神奈川県		20	255	275		15,646	9,809	18,191
新潟県		0	0	0		4,172	3,306	37,827
富山县		0	0	0		1,951	1,336	9,536
石川県		0	0	0		1,969	1,542	5,299
福井県		0	0	0		1,725	1,244	5,781
山梨県		250	750	1,000	概ね4割	1,675	1,202	15,173
長野県		10	45	55		3,472	2,487	35,139
岐阜県		65	350	415		3,509	2,737	20,962
静岡県	○	15,000	46,250	61,250		6,170	4,568	20,086
愛知県	○	7,250	30,550	37,800		13,519	8,113	23,203
三重県	○	12,000	16,850	28,850		3,064	2,528	13,703
滋賀県		155	675	830	概ね2割	2,269	1,626	9,169
京都府		280	1,150	1,430		6,541	3,379	17,663
大阪府		2,950	8,700	11,650		21,404	10,015	10,551
兵庫県		1,800	6,150	7,950		11,921	5,928	42,711
奈良県		650	2,600	3,250		2,471	1,828	8,533
和歌山县	○	26,000	15,800	41,800		2,174	1,491	11,847
鳥取県		0	0	0	概ね3割	1,230	803	5,081
島根県		0	0	0		1,507	1,181	12,117
岡山県		300	1,360	1,660		3,500	2,401	28,580
広島県		170	850	1,020		5,169	3,639	22,145
山口県		70	105	175		3,135	1,960	13,312
徳島県	○	8,950	13,250	22,200		1,549	1,070	10,878
香川県	○	1,050	2,450	3,500	概ね1割	1,852	1,173	7,757
愛媛県	○	4,000	7,700	11,700		2,455	1,820	20,368
高知県	○	19,000	26,050	45,050		1,604	1,163	8,204
福岡県		0	35	35		11,069	4,834	25,113
佐賀県		0	0	0		1,710	1,086	19,309
長崎県		5	95	100		3,066	1,736	19,918
熊本県		10	0	10		3,092	2,324	34,135
大分県	○	4,250	2,340	6,590		2,083	1,622	15,440
宮崎県	○	15,500	10,800	26,300		2,026	1,200	14,793
鹿児島県		190	120	310		3,026	2,294	15,475
沖縄県		0	90	90		2,666	1,591	1,716
		120,040	195,870	315,910		258,875	163,043	856,278

注) 死者数、自力脱出困難者は、「南海トラフ巨大地震の被害想定について（第一次報告）」
(平成24年8月) の各ケースの死者数、自力脱出困難者の中央値である。

別表3－2 「広域進出拠点（◎）」、重点支援県内の「進出拠点（○）」、「D M A T陸路参集拠点（○）」（候補地）の一覧

都道府県	施設名称	所在地	アクセス	警察 庁	消防 庁	防衛 省	国土 交通省	中核給 油所	(参考) D M A T 参集
茨城県	古河駐屯地	茨城県古河市	国道354号			◎			
栃木県	北宇都宮駐屯地	栃木県宇都宮市	国道4号、国道121号			◎			
栃木県	宇都宮駐屯地	栃木県宇都宮市	国道4号			◎			
埼玉県	大宮駐屯地	埼玉県さいたま市	国道17号			◎			
東京都	朝霞駐屯地	東京都練馬区	国道254号			◎			
東京都	立川駐屯地	東京都立川市	東京都道153号			◎			
山梨県	談合坂S A 《上り線》	山梨県上野原市	中央自動車道	◎			●		
山梨県	談合坂S A 《下り線》	山梨県上野原市	中央自動車道	◎			●		
岐阜県	関S A 《上り線》	岐阜県関市	東海北陸自動車道	◎			●		
岐阜県	養老S A 《上り線》	岐阜県養老町	名神高速道路		◎		●		
岐阜県	川島P A 《上り線》	岐阜県各務原市	東海北陸自動車道		◎		◎		
岐阜県	恵那峡S A 《下り線》	岐阜県恵那市	中央自動車道			◎	●		
静岡県	山中城址駐車場	静岡県三島市	国道1号	○					
静岡県	足柄S A 《下り線》	静岡県小山町	東名高速道路	◎	◎		◎	●	○
静岡県	東山湖フィッシングエリア駐車場	静岡県御殿場市	国道138号	○					
静岡県	駒門駐屯地	静岡県御殿場市	国道246号			◎			
静岡県	板妻駐屯地	静岡県御殿場市	静岡県道155号			◎			
静岡県	滝ヶ原駐屯地	静岡県御殿場市	静岡県道23号			◎			
静岡県	富士駐屯地	静岡県小山町	国道138号			◎			
静岡県	道の駅朝霧高原道の駅	静岡県富士宮市	国道139号	○					
静岡県	朝霧高原グリーンパーク	静岡県富士宮市	国道139号	○					
静岡県	清水宍原スポーツ広場	静岡県静岡市	国道52号	○					
静岡県	浜松S A 《上り線》	静岡県浜松市	新東名高速道路	○	○		●		
静岡県	浜松S A 《下り線》	静岡県浜松市	新東名高速道路	○			●	○	
静岡県	浜名湖S A 《上り線》	静岡県浜松市	東名高速道路	○			●		
静岡県	浜名湖S A 《下り線》	静岡県浜松市	東名高速道路	○	○		●		
静岡県	弁天島海浜公園	静岡県浜松市	国道1号	○					
静岡県	湖西運動公園	静岡県湖西市	国道301号	○					
静岡県	駿河湾沼津S A 《下り線》	静岡県沼津市	新東名高速道路	○	○		●		
静岡県	清水P A 《上り線》	静岡県沼津市	新東名高速道路、国道52号	○					
静岡県	清水P A 《下り線》	静岡県沼津市	新東名高速道路、国道52号	○					
愛知県	県営新城総合公園	愛知県新城市	国道257号			○			
愛知県	新城P A 《下り線》	愛知県新城市	東名高速道路	○	○				
愛知県	豊橋公園	愛知県豊橋市	国道1号			○			
愛知県	豊川駐屯地	愛知県豊川市	愛知県道5号			◎			
愛知県	内津崎P A 《上り線》	愛知県春日井市	中央自動車道	○					
愛知県	内津崎P A 《下り線》	愛知県春日井市	中央自動車道	○	○		●		
愛知県	愛知県警察学校	愛知県春日井市	愛知県道508号	○					
愛知県	春日井駐屯地	愛知県春日井市	愛知県道199号			◎			
愛知県	中部管区警察学校	愛知県小牧市	愛知県道199号	○					
愛知県	J A 愛知北犬山事業所	愛知県犬山市	国道41号			○			
愛知県	小牧市市民会館駐車場	愛知県小牧市	国道155号			○			
愛知県	尾張一宮P A 《上り線》	愛知県一宮市	名神高速道路	○	○				
愛知県	尾張一宮P A 《下り線》	愛知県一宮市	名神高速道路	○					
愛知県	愛知県一宮総合運動場	愛知県一宮市	国道155号		○				
愛知県	学戸公園	愛知県蟹江町	愛知県道65号		○				
愛知県	長篠設楽原P A 《下り線》	愛知県新城市	新東名高速道路	○					
三重県	明野駐屯地	三重県伊勢市	国道23号			◎			
三重県	大山田P A 《上り線》	三重県桑名市	東名阪自動車道	○					
三重県	大山田P A 《下り線》	三重県桑名市	東名阪自動車道	○					
三重県	桑名市総合運動公園	三重県桑名市	三重県道142号		○				
三重県	垂坂ソフトボール場	三重県四日市市	三重県道64号		○				
三重県	御在所S A 《上り線》	三重県四日市市	東名阪自動車道	○			●		
三重県	御在所S A 《下り線》	三重県四日市市	東名阪自動車道	○			●		
三重県	藤原文化センター	三重県いなべ市	国道306号・365号		○				
三重県	安濃S A 《上り線》	三重県津市	伊勢自動車道	○			●		
三重県	安濃S A 《下り線》	三重県津市	伊勢自動車道	○			●		
三重県	亀山P A 《上り線》	三重県亀山市	東名阪自動車道	○					
三重県	亀山P A 《下り線》	三重県亀山市	東名阪自動車道	○	○				
三重県	名阪上野ドライブイン	三重県伊賀市	国道25号（名阪国道）		○				

都道府県	施設名称	所在地	アクセス	警察 庁	消防 庁	防衛 省	国土 交通省	中核給 油所	(参考) D M A T 参集
三重県	紀北 P A 《上下線》	三重県紀北町	紀勢自動車道	○	○				
三重県	熊野市山崎運動公園	三重県熊野市	三重県道 1 4 1 号		○				
滋賀県	土山 S A 《上り線》	滋賀県甲賀市	新名神高速道路					●	○
滋賀県	賤ヶ岳 S A 《上り線》	滋賀県長浜市	北陸自動車道	◎				●	
滋賀県	賤ヶ岳 S A 《下り線》	滋賀県長浜市	北陸自動車道	◎				●	
滋賀県	今津駐屯地	滋賀県高島市	国道 1 6 1 号			◎			
滋賀県	草津 P A 《下り線》	滋賀県大津市	名神高速道路	◎		◎	●		
滋賀県	大津 S A 《上り線》	滋賀県大津市	名神高速道路	◎					
滋賀県	大津 S A 《下り線》	滋賀県大津市	名神高速道路	◎					
滋賀県	大津駐屯地	滋賀県大津市	国道 1 6 1 号		◎				
京都府	大久保駐屯地	京都府宇治市	国道 2 4 号		◎				
京都府	桂駐屯地	京都府京都市	京都府道 2 0 1 号		◎				
大阪府	八尾駐屯地	大阪府八尾市	国道 1 7 0 号		◎				
大阪府	吹田 S A 《下り線》	大阪府吹田市	名神高速道路	◎			●		
兵庫県	淡路 S A 《下り線》	兵庫県淡路市	神戸淡路鳴門自動車道	◎					○
兵庫県	淡路島南 P A 《下り線》	兵庫県南あわじ市	神戸淡路鳴門自動車道	◎					
兵庫県	川西駐屯地	兵庫県川西市	国道 1 7 6 号		◎				
兵庫県	三木 S A 《上り線》	兵庫県三木市	山陽自動車道	◎			●		
兵庫県	三木 S A 《下り線》	兵庫県三木市	山陽自動車道	◎			●		
和歌山県	新宮市民運動競技場	和歌山県新宮市	国道 4 2 号	○					
和歌山県	橋本市運動公園	和歌山県橋本市	国道 2 4 号・国道 3 7 1 号	○	◎				
和歌山県	田辺スポーツパーク	和歌山県田辺市	国道 4 2 号	○	○				
和歌山県	旧南紀白浜空港跡地	和歌山県白浜町	国道 4 2 号	○					
和歌山県	紀ノ川 S A 《下り線》	和歌山県和歌山市	阪和自動車道	○	◎		●	○	
和歌山県	コスモパーク加太	和歌山県和歌山市	和歌山県道 7 号	○					
岡山県	吉備 S A 《下り線》	岡山県岡山市	山陽自動車道	◎			●		
岡山県	高梁 S A 《上り線》	岡山県高梁市	岡山自動車道	◎	○		●		
広島県	福山 S A 《上り線》	広島県福山市	山陽自動車道	◎			●		
広島県	小谷 S A 《上り線》	広島県東広島市	山陽自動車道	◎			●		
広島県	宮島 S A 《上り線》	広島県廿日市市	山陽自動車道	◎			●		
広島県	宮島 S A 《下り線》	広島県廿日市市	山陽自動車道	◎			●		
山口県	美東 S A 《下り線》	山口県美祢市	中国自動車道			◎	●		
徳島県	徳島県消防学校	徳島県北島町	国道 1 1 号		○				
徳島県	鳴門西 P A 《上り線》	徳島県鳴門市	高松自動車道		○				
徳島県	上板 S A 《上り線》	徳島県上板町	徳島自動車道	○					
徳島県	吉野川 S A 《上り線》	徳島県東みよし町	徳島自動車道	○	○		●		
徳島県	吉野川ハイウェイオアシス	徳島県東みよし町	徳島自動車道	○			●		
徳島県	緑の丘スポーツ公園	徳島県阿波市	徳島自動車道		○				
香川県	白鳥中央公園	香川県東かがわ市	国道 1 1 号		○				
香川県	津田の松原 S A 《上り線》	香川県さぬき市	高松自動車道	○					
香川県	津田の松原 S A 《下り線》	香川県さぬき市	高松自動車道	○					
香川県	まんのう町琴南中央公民館	香川県まんのう町	国道 4 3 8 号		○				
香川県	府中湖 P A 《上り線》	香川県坂出市	高松自動車道	○					
香川県	府中湖 P A 《下り線》	香川県坂出市	高松自動車道	○					
香川県	瀬戸大橋記念公園	香川県坂出市	坂出市道番の州南北幹線		○				
香川県	四国管区警察学校	香川県善通寺市	香川県道 2 4 号	○					
香川県	高瀬 P A 《下り線》	香川県三豊市	高松自動車道	○					
香川県	萩の丘公園	香川県観音寺市	国道 3 7 7 号		○				
香川県	豊浜 S A 《下り線》	香川県観音寺市	高松自動車道			◎	●	○	
愛媛県	馬立 P A 《上り線》	愛媛県四国中央市	高知自動車道		○				
愛媛県	上分 P A 《下り線》	愛媛県四国中央市	松山自動車道		○				
愛媛県	タイカラ運輸エクセレント倉庫	愛媛県四国中央市	国道 1 1 号	○					
愛媛県	四国中央市消防本部	愛媛県四国中央市	国道 1 1 号		○				
愛媛県	入野 P A 《下り線》	愛媛県四国中央市	松山自動車道	○					
愛媛県	道の駅伯方 S C パーク	愛媛県今治市	国道 3 1 7 号		○				
愛媛県	久万高原町役場柳谷支所	愛媛県久万高原町	国道 3 3 号		○				
愛媛県	来島海峡 S A 《下り線》	愛媛県今治市	西瀬戸自動車道	○					
愛媛県	松山中央公園	愛媛県松山市	国道 3 3 号		○				
愛媛県	宇和文化会館駐車場	愛媛県西予市	国道 5 6 号		○				
愛媛県	石鎚山 S A 《上り線》	愛媛県西条市	松山自動車道			◎	●		
高知県	大杉農村広場	高知県大豊町	国道 3 2 号		○				
高知県	南国風良里（道の駅）	高知県南国市	国道 3 2 号	○					

都道府県	施設名称	所在地	アクセス	警察 庁	消防 庁	防衛 省	国土 交通省	中核給 油所	(参考) D M A T 参集
高知県	道の駅木の香	高知県いの町	国道 194 号	○					
高知県	南国 S A 《上り線》	高知県南国市	高知自動車道	○			●		
高知県	南国 S A 《下り線》	高知県南国市	高知自動車道	○	○				
高知県	土佐和紙工芸村（道の駅）	高知県いの町	国道 194 号	○					
高知県	旧吾川中学校グラウンド	高知県仁淀川町	国道 33 号	○					
高知県	太郎川公園	高知県梼原町	国道 197 号	○					
高知県	マルナカ土佐店	高知県土佐市	高知自動車道	○					
高知県	道の駅あぐり	高知県四万十町	高知自動車道	○					
高知県	ゆういんぐ四万十	高知県四万十町	高知自動車道	○					
高知県	道の駅四万十とおわ	高知県四万十町	国道 381 号	○					
高知県	こいのぼり公園	高知県四万十町	国道 381 号	○					
福岡県	山田 S A 《下り線》	福岡県朝倉市	大分自動車道				●	○	
福岡県	古賀 S A 《下り線》	福岡県古賀市	九州自動車道	◎			●		
熊本県	山江 S A 《下り線》	熊本県山江村	九州自動車道				●	○	
大分県	大分スポーツ公園	大分県大分市	国道 197 号	○	○				○
大分県	竹田市総合運動公園	大分県竹田市	国道 502 号	○					
大分県	大貞総合運動公園	大分県中津市	国道 10 号	○					
大分県	玖珠 S A 《下り線》	大分県玖珠町	大分自動車道	◎					
大分県	大原グランド	大分県日田市	国道 212 号	○					
大分県	別府湾 S A 《下り線》	大分県別府市	大分自動車道	○	◎		●		
大分県	佐伯市総合運動公園	大分県佐伯市	東九州自動車道	○	○				
宮崎県	西階総合運動公園	宮崎県延岡市	宮崎県道 241 号線	○	○				
宮崎県	高千穂町総合公園	宮崎県高千穂町	国道 218 号	○					
宮崎県	都城市公設地方卸売市場	宮崎県都城市	国道 10 号	○					
宮崎県	霧島 S A 《下り線》	宮崎県小林市	宮崎自動車道	◎	◎			●	
宮崎県	川南 P A	宮崎県川南町	東九州自動車道	◎					

注) サービスエリア、パーキングエリアのうち給油施設がある拠点には●印を入れている

注) ◎ : 広域進出拠点、○進出拠点・D M A T 陸路参集拠点(候補地)

別表3－3 航空機用救助活動拠点（候補地）

都道府県	施設名称	所在地	管理者	用途※
福島県	福島空港	福島県玉川村	福島県	航空機の駐機・給油等
茨城県	茨城空港（航空自衛隊百里基地）	茨城県小美玉市	茨城県（防衛省）	航空機の駐機等
埼玉県	ホンダエアポート	埼玉県桶川市	本田航空（株）	航空機の駐機・給油等
埼玉県	航空自衛隊入間基地	埼玉県狭山市	防衛省	航空機の駐機・給油等
東京都	陸上自衛隊立川駐屯地	東京都立川市	防衛省	航空機の駐機等
東京都	東京ヘリポート	東京都江東区	東京都	航空機の駐機・給油等
新潟県	新潟空港	新潟県新潟市	国土交通省	航空機の駐機・給油等
富山県	富山空港	富山県富山市	富山県	航空機の駐機・給油等
石川県	小松飛行場（航空自衛隊小松基地）	石川県小松市	防衛省	航空機の駐機等
福井県	福井空港	福井県坂井市	福井県	航空機の駐機・給油等
長野県	松本空港	長野県松本市	長野県	航空機の駐機・給油等
岐阜県	航空自衛隊岐阜基地	岐阜県各務原市	防衛省	航空機の駐機等
静岡県	愛鷹広域公園	静岡県沼津市	静岡県	空からの救出救助・消火活動等
静岡県	静岡空港（富士山静岡空港）	静岡県牧之原市	静岡県	航空機の駐機・給油等
静岡県	小笠山総合運動公園	静岡県袋井市	静岡県	空からの救出救助・消火活動等
静岡県	航空自衛隊浜松基地	静岡県浜松市	防衛省	航空機の駐機等
静岡県	湖西運動公園	静岡県湖西市	湖西市	空からの救出救助・消火活動等
愛知県	赤羽根文化広場	愛知県田原市	田原市	空からの救出救助・消火活動等
愛知県	岡崎中央総合公園	愛知県岡崎市	岡崎市	空からの救出救助・消火活動等
愛知県	半田運動公園	愛知県半田市	半田市	空からの救出救助・消火活動等
愛知県	刈谷市総合運動公園	愛知県刈谷市	刈谷市	空からの救出救助・消火活動等
愛知県	名古屋飛行場（航空自衛隊小牧基地）	愛知県豊山町	愛知県（防衛省）	航空機の駐機・給油等
三重県	古里公園	三重県明和町	明和町	空からの救出救助・消火活動等
三重県	熊野市山崎運動公園	三重県熊野市	熊野市	空からの救出救助・消火活動等
大阪府	八尾空港	大阪府八尾市	国土交通省	航空機の駐機・給油等
兵庫県	神戸空港	兵庫県神戸市	神戸市	航空機の駐機・給油等
兵庫県	神戸ヘリポート	兵庫県神戸市	神戸市	航空機の駐機・給油等
和歌山県	新宮市民運動競技場	和歌山県新宮市	新宮市	空からの救出救助・消火活動等
和歌山県	南紀白浜空港	和歌山県白浜町	和歌山県	航空機の駐機・給油等
和歌山県	コスモパーク加太	和歌山県和歌山市	和歌山県	空からの救出救助・消火活動等
和歌山県	旧南紀白浜空港跡地	和歌山県白浜町	和歌山県、白浜町	空からの救出救助・消火活動等
岡山県	岡山空港	岡山県岡山市	岡山県	航空機の駐機・給油等
岡山県	岡南飛行場	岡山県岡山市	岡山県	航空機の駐機・給油等
広島県	広島空港	広島県三原市	国土交通省	航空機の駐機・給油等

都道府県	施設名称	所在地	管理者	用途
広島県	広島ヘリポート	広島県広島市	広島県	航空機の駐機・給油等
徳島県	徳島県鳴門ウチノ海総合公園	徳島県鳴門市	徳島県	空からの救出救助・消火活動等
徳島県	徳島飛行場（海上自衛隊徳島航空基地）	徳島県松茂町	防衛省	航空機の駐機等
徳島県	南部健康運動公園	徳島県阿南市	徳島県	空からの救出救助・消火活動等
徳島県	野外交流の郷まぜのおか	徳島県海陽町	徳島県	空からの救出救助・消火活動等
香川県	高松空港	香川県高松市	国土交通省	航空機の駐機・給油等
愛媛県	松山空港	愛媛県松山市	国土交通省	航空機の駐機・給油等
愛媛県	第3号南予レクリエーション都市公園	愛媛県愛南町	愛媛県	空からの救出救助・消火活動等
愛媛県	丸山公園	愛媛県宇和島市	宇和島市	空からの救出救助・消火活動等
高知県	室戸広域公園	高知県室戸市	高知県	空からの救出救助・消火活動等
高知県	県立青少年センター	高知県香南市	高知県	空からの救出救助・消火活動等
高知県	高知空港	高知県南国市	国土交通省	航空機の駐機・給油等
高知県	春野総合運動公園	高知県高知市	高知県	空からの救出救助・消火活動等
高知県	宿毛市総合運動公園	高知県宿毛市	宿毛市	空からの救出救助・消火活動等
高知県	安芸市総合運動場	高知県安芸市	安芸市	空からの救出救助、消防活動等
高知県	四万十緑林公園	高知県四万十町	四万十町	空からの救出救助、消防活動等
高知県	土佐清水総合運動公園	高知県土佐清水市	土佐清水市	空からの救出救助、消防活動等
福岡県	福岡空港	福岡県福岡市	国土交通省	航空機の駐機・給油等
福岡県	北九州空港	福岡県北九州市	国土交通省	航空機の駐機・給油等
熊本県	熊本空港	熊本県益城町	国土交通省	航空機の駐機・給油等
大分県	大分空港	大分県国東市	国土交通省	航空機の駐機・給油等
大分県	佐伯市総合運動公園	大分県佐伯市	佐伯市	空からの救出救助・消火活動等
大分県	大分スポーツ公園	大分県大分市	(株) 大宜	空からの救出救助・消火活動等
大分県	大分県央飛行場	大分県豊後大野市	大分県	航空機の駐機・給油等
宮崎県	日向市牧水公園交流施設	宮崎県日向市	日向市	空からの救出救助・消火活動等
宮崎県	航空自衛隊新田原基地	宮崎県新富町	防衛省	航空機の駐機等
宮崎県	清水台総合公園	宮崎県西都市	西都市	空からの救出救助・消火活動等
宮崎県	宮崎空港	宮崎県宮崎市	国土交通省	航空機の駐機・給油等
宮崎県	宮崎市生目の社運動公園	宮崎県宮崎市	宮崎市	空からの救出救助・消火活動等
鹿児島県	鹿児島空港	鹿児島県霧島市	国土交通省	航空機の駐機・給油等

注1) 用途については、第3章4.(2)による分類に基づき、(ア)災害応急対策に活用する航空機が駐機、給油できる拠点については、「航空機の駐機・給油等」又は「航空機の駐機等」と、(イ)甚大な津波被害が想定される地域にて、大規模な空からの救助活動のために活用することが想定される拠点については、「空からの救出救助・消火活動等」と表記している。

注2) (イ)に分類される航空機用救助活動拠点は、津波被害が甚大な地域において、都道府県が活動拠点候補地として計画している施設のうちから、大規模回転翼機が複数離発着でき、かつ、部隊の宿営、資機材の集積等が十分に行えるよう、概ね10ha以上の敷地面積を有するもの（周辺に10ha以上のものがない場合には、それ以下のものも含む。）から選定した。

別表 4－1

被災地内の航空搬送拠点候補地

- ・ 被災府県が確保する航空搬送拠点の候補は、以下のとおりである。
 - ・ 被災地内の航空搬送拠点は、基本的には周辺の災害拠点病院と一体となって、当該病院から搬送される患者をＳＣＵにて受け入れ、広域医療搬送するための拠点である。被災府県はこのために必要なＤＭＡＴその他の人材の配置、資機材・物資の配備を行う。
 - ・ このうち、被災地内でも比較的被害が軽微な地域に存在する以下に掲げるような航空搬送拠点は、発災時にも周辺の医療機関が機能している可能性が高いことから、より被害が甚大な地域の負担を軽減するため、上記の機能に加え、災害現場、近隣の災害拠点病院等から患者を積極的に受入れることを想定する。
- このため、こうした航空搬送拠点・ＳＣＵには、患者の一時収容機能に加えて、患者の状態に応じて、広域医療搬送、地域医療搬送を臨機応変に選択できるよう、緊急度判定の機能を確保する。

例：静岡空港（静岡県）、名古屋飛行場（愛知県）、高松空港（香川県）、
松山空港（愛媛県）、熊本空港（熊本県）、鹿児島空港（鹿児島県）

都道府県	航空搬送拠点候補地	使用可能な航空機	
		固定翼機	大型回転翼
山梨県	小瀬スポーツ公園（補助競技場）		○
長野県	松本空港	○	○
岐阜県	航空自衛隊岐阜基地	○	○
静岡県	愛鷹広域公園		○
静岡県	静岡空港	○	○
静岡県	航空自衛隊浜松基地	○	○
愛知県	名古屋飛行場	○	○
三重県	三重大学グラウンド		○
三重県	三重県立看護大学		○
三重県	宮川ラブリバー公園内グラウンド		○
三重県	三重県広域防災拠点（伊勢志摩拠点） ヘリポート		○
滋賀県	滋賀医科大学グラウンドおよび体育館		○
滋賀県	滋賀県立大学未利用地および多目的ホール		○

都道府県	航空搬送拠点候補地	使用可能な航空機	
		固定翼機	大型回転翼
京都府	京都御苑		○(一部)
大阪府	八尾空港		○
大阪府・兵庫県	大阪国際空港	○	○
兵庫県	神戸空港	○	○
兵庫県	但馬飛行場		○
兵庫県	三木総合防災公園		○
奈良県	橿原運動公園		○
和歌山県	南紀白浜空港	○	○
岡山県	岡山空港	○	○
広島県	広島空港	○	○
山口県	山口宇部空港	○	○
徳島県	あすたむらんど徳島		○
徳島県	徳島飛行場	○	○
徳島県	西部健康防災公園		○
香川県	高松空港	○	○
愛媛県	松山空港	○	○
高知県	安芸市総合運動場		○
高知県	高知大学医学部		○
高知県	宿毛市総合運動公園		○
福岡県	福岡空港	○	○
福岡県	北九州空港	○	○
熊本県	熊本空港	○	○
大分県	大分空港	○	○
大分県	大分スポーツ公園		○
宮崎県	宮崎空港	○	○
宮崎県	航空自衛隊新田原基地	○	○
鹿児島県	鹿児島空港	○	○

被災地外の航空搬送拠点候補地

- ・ 非被災道県及び東京都が確保する被災地外の航空搬送拠点の候補は、以下の通りである。
- ・ 被災地外の航空搬送拠点は、被災地からの患者を受入れ、周辺医療機関への搬送の拠点となる。

都道府県	航空搬送拠点候補地	使用可能な航空機	
		固定翼機	大型回転翼
北海道	新千歳空港	○	○
北海道	航空自衛隊千歳基地	○	○
北海道	札幌飛行場	○	○
青森県	青森空港	○	○
岩手県	花巻空港	○	○
宮城県	仙台空港	○	○
宮城県	航空自衛隊松島基地	○	○
宮城県	陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地		○
山形県	山形空港	○	○
山形県	庄内空港	○	○
福島県	福島空港	○	○
茨城県	航空自衛隊百里基地	○	○
栃木県	陸上自衛隊北宇都宮駐屯地	○	○
群馬県	陸上自衛隊相馬原駐屯地		○
埼玉県	航空自衛隊入間基地	○	○
千葉県	海上自衛隊下総航空基地	○	○
東京都	東京湾臨海部基幹的広域防災拠点（有明の丘地区）		○
東京都	東京国際空港	○	○
東京都	陸上自衛隊立川駐屯地		○
神奈川県	海上自衛隊厚木航空基地	○	○
新潟県	新潟空港	○	○
富山県	富山空港	○	○
石川県	小松飛行場	○	○

都道府県	航空搬送拠点候補地	使用可能な航空機	
		固定翼機	大型回転翼
福井県	福井空港		○
鳥取県	鳥取空港	○	○
鳥取県	倉吉市営陸上競技場		○
鳥取県	美保飛行場	○	○
鳥取県	鳥取県消防学校		○
島根県	出雲空港	○	○
長崎県	長崎空港	○	○

別表5-1(1) 広域物資輸送拠点

整理番号	都道府県	施設名称	所在地 住所	敷地面積 (m ²)	駐車待機 スペース 面積(m ²)	ブッシュ型支援における供給の有無					備考
						上屋 有無	床面積 (m ²)	食料	毛布	衛星用 簡易トイレ (洗浄・小糞)	
1	神奈川県	県総合防災センター	厚木市下津古久280	66,283	有	1,983	1,537	35,296	○	○	○
2	山梨県	アイメーペセ山梨	甲府市大津町2192-8	25,760	有	4,880	20,000	42,981	○	○	○
3	長野県	やまびこドーム 若里多目的スポーツアリーナ(ビッグハット)	松本市空港東6036-4	7,370	有	7,370	1,600	13,191	○	○	○
4			長野市若里3-22-2	25,240	有	12,050	4,000	457	○	○	○
5	岐阜県	緊急物資輸送センター	美濃加茂市太田町777	3,806	有	1,210	2,000	44,674	○	○	○
6			沼津市大手町1-1-4	13,864	有	3,875	2,000	17,782	○	○	○
7	県立愛鷹広域公園		沼津市足高22	194,000	有	840	5,867	20,869	○	○	○
8			富士市産業交流展示場(ふじさんめつせ)	39,839	有	3,840	1,000	33,581	○	○	○
9	静岡県	静岡産業支援センター(ツインメッセ静岡)	静岡市駿河区曲金3丁目1-10	31,041	有	10,000	250	141,161	○	○	○
10			藤川市緑の丘2-1	8,628	有	8,453	2,110	108,462	○	○	○
11			袋井市愛野2300-1	2,697,000	有	3,500	125,000	96,130	○	○	○
12			浜松市東区流通元町20-2	18,536	有	1,920	4,000	185,048	○	○	○
13			下田市箇乍195	2,750	有	1,080	1,670	18,707	○	○	○
14		愛・地球博記念公園	長久手市安佐北野町2-153-1	1,497,135	有	2,000	57,150	53,308	○	○	○
15			豊橋市神野新田町メル閣1-3	32,000	有	3,344	18,000	168,001	○	○	○
16	愛知県	中部トランク総合研修センター	みよし市福谷町西ノ洞21-127	83,457	有	3,000	31,620	241,425	○	○	○
17			名古屋市千種区吹上6-3	23,072	有	5,327	7,400	332,341	○	○	○
18		愛知県一宮総合運動場	一宮市赤坂町字野町756	166,000	無	-	11,550	176,059	○	○	○
19			伊勢市朝熊町字東谷477-15	35,732	有	1,184	15,233	42,380	○	○	○
20	三重県営サンアリーナ		伊勢市朝熊町字鴨433-4	58,573	有	5,235	20,241	120,204	○	○	○
21			伊賀市荒木1-856	32,282	有	939	12,333	11,664	○	○	○
22	三重県	三重県広域防災拠点(中勢拠点)	鈴鹿市石薬師町452	5,658	有	1,398	0	98,521	○	○	○
23			鈴鹿市石薬師町452	46,455	有	1,543	9,000	85,951	○	○	○
24			熊野市久生屋町1330-2	12,280	有	495	1,525	9,216	○	○	○
25			尾鷲市光ヶ丘28-61	20,086	有	136	2,280	21,865	○	○	○
26		滋賀県	栗東市直野588	55,321	有	1,407	675	26,520	○	○	○
27			守山市吉野町5-6-7	33,692	有	1,650	450	45,758	○	○	○
28			湖南市三重-36-1	8,226	有	150	450	5,700	○	○	○
29			舞鶴港	舞鶴市字喜多105-1	484,000	有	10,000	2,850	2,500	○	○
30	京都府	山城総合運動公園	宇治市瓜野町八軒屋谷1	923,000	有	3,318	17,800	51,057	○	○	○
31			船井郡丹波町曾根原下代110-7	532,000	有	1,408	14,000	1,873	○	○	○
32			京都市伏見区竹田鳥羽殿町5番地	19,937	有	5,400	5,250	114,288	○	○	○
33			八尾市笠置1-208-7	57,000	有	10,170	1,200	472,706	○	○	○
34	大阪府	大阪府北部広域防災拠点	吹田市千里万博公園6-5	1,790	有	2,030	23,100	150,026	○	○	○
35			泉南市いんくら南兵2-14	24,000	有	3,250	5,400	151,312	○	○	○
36			三木市志染町三津田1708	3,080,000	有	5,000	106,307	79,841	-	○	○
37			上郡町都3-9-2	70,000	有	1,113	23,884	21,217	-	○	○
38	兵庫県	但馬広域防災拠点	豊岡市岩井庄湯船1492-3	52,000	有	810	22,000	355	-	○	○

別表5-1(1) 広域物資輸送拠点

整理番号	都道府県	施設名称	所在地住所	敷地面積(m ²)	上層床面積(m ²)	駐車待機スペース面積(m ²)	ブッシュ型支援における供給の有無					備考	
							物資配分先市町村の運搬券(1日当たりの最大値)	食料	毛布	衛星用簡易粉乳	おむつ(洗浄・小糸)	携帯トイレ	
39		淡路広域防災拠点	南あわじ市広田1473-12	30,000	8,100	5,500	26,738	○	—	○	○	○	○
40	兵庫県	阪神南広域防災拠点(公園)	西宮市甲子園3 丹波市柏原町柏原5600	61,000	300	12,500	46,507	○	—	○	○	○	○
41		丹波広域防災拠点(公園)	奈良市佐保町98 五條市二見5-1314 広陵町豊野460	66,000	11,142	25,928	395	○	—	○	○	○	○
42		県営競輪場	和歌山市手平二丁目1番地の1 田辺市上の山-23-1	18,925	有	11,209	11,900	77,795	○	○	○	○	○
43	奈良県	吉野川净化センター	新宮市佐野501番地	10,500	315	120	10,632	○	○	○	○	○	○
44		第二淨化センター	橋本市北馬場55番地	15,000	140	840	58,701	○	○	○	○	○	○
45		県立和歌山ビッグホール	和歌山市手平二丁目1番地の1 新宮市民運動競技場(新宮市立佐野体育館)	55,562	有	3,700	15,154	117,534	○	○	○	○	○
46	和歌山県	田辺スポーツパーク	新宮市北区大内田675	7,600	1,800	7,300	54,679	○	○	○	○	○	○
47		橋本市運動公園	橋本市北区北長瀬9-1	1,660	有	783	1,490	18,395	○	○	○	○	○
48		岡山ドーム	岡山市北区北長瀬9-1	14,000	有	3,750	3,700	93,740	○	○	○	○	○
49	岡山県	岡山県総合展示場コンベックス岡山	岡山市北区大内田675	69,094	有	7,783	5,400	67,500	○	○	○	○	○
50		岡山ドーム	三原市本郷町善人寺94-22	19,450	有	9,870	1,220	55,904	○	○	○	○	○
51	広島県	広島県防災拠点施設	山口市銅線町1440-1	24,918	有	4,482	2,800	92,833	○	○	○	○	○
52	山口県	消防学校	北島町鶴浜字大西165	73,273	有	1,088	960	13,901	○	○	○	○	○
53		県立防災センター備蓄庫/屋内集配施設	阿南市美野町谷	20,000	有	1,700	4,500	144,229	○	○	○	○	○
54		県立健康運動公園	阿南市撫養町立岩字牧61番地	700,000	有	1,630	2,610	41,303	○	○	○	○	○
55	徳島県	鳴門総合運動公園陸上競技場ハクスタンド	鳴門市撫養町立岩字牧61番地	200,000	有	1,980	2,700	27,530	○	○	○	○	○
56		野外交流の郷まがせのおか南防災館	海陶町浅川字西福良43	40,000	有	200	1,000	3,835	○	○	○	○	○
57		阿波市交流防災拠点施設	阿波市市場町切幡字古田190	15,000	有	1,200	900	15,331	○	○	○	○	○
58	香川県	サンメッセ香川(大展示場)	高松市林町2217-1	37,426	有	4,015	4,738	117,566	○	○	○	○	○
59		山根公園	新居浜市角野新田町3-10	16,000	有	1,326	3,900	51,443	○	○	○	○	○
60		石鎚山ハイウェイオアシス	西条市小松町新屋敷乙22-29	15,135	有	3,325	8,810	51,138	○	○	○	○	○
61	愛媛県	愛媛県総合運動公園	松山市上野町46 他	9,046	有	3,300	58,200	23,986	○	○	○	○	○
62		愛媛県国際貿易センター(アイテムえひめ)	松山市大町2-1-28	32,602	有	7,651	3,500	83,509	○	○	○	○	○
63		宇和島市総合交流拠点施設(道の駅みま)	宇和島市三間町務田180-1	3,540	有	2,284	7,659	73,499	○	○	○	○	○
64		県立室戸広域公園	高知市方舟485	5,000	有	6,679	7,140	129,678	○	○	○	○	○
65	高知県	県立春野総合運動公園	香南市野市町西野1-1	7,800	有	3,141	6,000	126,326	○	○	○	○	○
66		県立青少年センター	宿毛市上森町芳奈4024	3,800	有	1,710	4,200	36,739	○	○	○	○	○
67		熊本産業展示場(グラントセ熊本)	益城町福富1010	120,828	有	15,825	53,200	10,825	○	—	○	○	○
68	大分県	大分スポーツ公園	大分市横尾1351	80,572	有	92,882	28,742	79,279	○	○	○	○	○
69		都城市	都城市上水流町818-1	87,956	有	17,904	63,293	135,833	○	○	○	○	○
70	宮崎県	都城トラック団地協同組合	高千穂町大字三田井883-1	12,472	有	3,120	5,500	75,157	○	○	○	○	○
71		高千穂家畜市場	霧島市国分広瀬1629-1	17,435	有	2,200	7,200	5,607	○	○	○	○	○
72		鹿児島県	鹿児島市中央卸売市場青果市場	鹿児島市東町11-1	97,393	有	33,024	5,070	9,728	○	○	○	○
73		鹿児島市水産物地方卸売市場	鹿児島市水産物地方卸売市場	4,000	有	1,000	345	3,403	○	○	○	○	○
74		備考)	被災や施設の使用状況により広域物資輸送拠点の開設が困難な場合には、被災地県は速やかに代替拠点を選定し、開設するものとする。										
			・本表の施設は、発災後、被災府県の災害対策本部に指定する施設に変更した施設の情報を報告するものとする。										

別表6－1 製油所・油槽所

製油所・油槽所名	住所
JXTGエネルギー・昭和シェル石油 釧路西港油槽所	北海道釧路市
出光興産 釧路油槽所	北海道釧路市
東西オイルターミナル 釧路油槽所	北海道釧路市
JXTGエネルギー 稚内油槽所	北海道稚内市
JXTGエネルギー 留萌油槽所	北海道留萌市
出光興産 北海道製油所	北海道苫小牧市
ジャパンオイルネットワーク 苫小牧油槽所	北海道苫小牧市
東西オイルターミナル 苫小牧油槽所	北海道苫小牧市
JXTGエネルギー 室蘭製造所	北海道室蘭市
出光興産 函館油槽所	北海道北斗市
コスモ石油 函館物流基地	北海道北斗市
東西オイルターミナル 青森油槽所	青森県青森市
ジャパンオイルネットワーク 青森油槽所	青森県青森市
出光興産 八戸油槽所	青森県八戸市
東西オイルターミナル 八戸油槽所	青森県八戸市
ジャパンオイルネットワーク 八戸油槽所	青森県八戸市
日本オイルターミナル 盛岡営業所	岩手県盛岡市
岩手県オイルターミナル 釜石油槽所	岩手県釜石市
出光興産 塩釜油槽所	宮城県塩釜市
昭和シェル石油 塩釜油槽所	宮城県塩釜市
JXTGエネルギー 塩釜油槽所	宮城県塩釜市
東西オイルターミナル 塩釜油槽所	宮城県塩釜市
JXTGエネルギー 仙台製油所	宮城県仙台市
JXTGエネルギー 秋田油槽所	秋田県秋田市
出光興産 秋田油槽所	秋田県秋田市
昭友 秋田共同油槽所	秋田県秋田市
東西オイルターミナル 秋田油槽所	秋田県秋田市
東西オイルターミナル 酒田油槽所	山形県酒田市
日本オイルターミナル 郡山営業所	福島県郡山市
JXTGエネルギー 小名浜油槽所	福島県いわき市
東西オイルターミナル 小名浜事業所	福島県いわき市
出光興産 日立油槽所	茨城県日立市
鹿島石油 鹿島製油所	茨城県神栖市
日本オイルターミナル 宇都宮営業所	栃木県上三川町
昭和シェル石油 高崎油槽所	群馬県高崎市
日本オイルターミナル 高崎営業所	群馬県高崎市
コスモ石油 千葉製油所	千葉県市原市
JXTGエネルギー 千葉製油所	千葉県市原市

製油所・油槽所名	住所
出光興産 千葉製油所	千葉県市原市
富士石油 袖ヶ浦製油所	千葉県袖ヶ浦市
JXTGエネルギー 市川油槽所	千葉県市川市
出光興産 東京油槽所	東京都江東区
日本オイルターミナル 八王子営業所	東京都八王子市
JXTGエネルギー 川崎製油所	神奈川県川崎市
東西オイル ターミナル川崎油槽所	神奈川県川崎市
東亜石油 京浜製油所	神奈川県川崎市
JXTGエネルギー 京浜油槽所	神奈川県横浜市
JXTGエネルギー 根岸製油所	神奈川県横浜市
JXTGエネルギー 新潟東港油槽所	新潟県新潟市
出光興産 新潟油槽所	新潟県新潟市
東西オイルターミナル 東新潟油槽所	新潟県新潟市
昭和シェル石油 新潟石油製品輸入基地	新潟県新潟市
日本海石油 富山油槽所	富山県富山市
出光興産 伏木油槽所	富山県高岡市
JXTGエネルギー 伏木油槽所	富山県高岡市
JXTGエネルギー 金沢油槽所	石川県金沢市
東西オイルターミナル 金沢油槽所	石川県金沢市
ジャパンオイルネットワーク 福井油槽所	福井県坂井市
東西オイルターミナル 福井油槽所	福井県坂井市
JXTGエネルギー 甲府油槽所	山梨県甲斐市
JXTGエネルギー 北信油槽所	長野県坂城町
日本オイルターミナル 松本営業所	長野県松本市
ジャパンオイルネットワーク 松本油槽所	長野県松本市
JXTGエネルギー 田子の浦油槽所	静岡県富士市
ジャパンオイルネットワーク 清水油槽所	静岡県静岡市
JXTGエネルギー 清水油槽所	静岡県静岡市
出光興産 大井川油槽所	静岡県焼津市
東西オイルターミナル 大井川油槽所	静岡県焼津市
JXTGエネルギー 名古屋第2油槽所	愛知県名古屋市
JXTGエネルギー 知多製造所	愛知県知多市
出光興産 愛知製油所	愛知県知多市
コスモ石油 四日市製油所	三重県四日市市
昭和四日市石油 四日市製油所	三重県四日市市
コスモ石油 堺製油所	大阪府堺市
JXTGエネルギー 堺製油所	大阪府堺市
大阪国際石油精製 大阪製油所	大阪府高石市
JXTGエネルギー 大阪油槽所	大阪府高石市

製油所・油槽所名	住所
出光興産 岸和田油槽所	大阪府岸和田市
JXTGエネルギー 尼崎油槽所	兵庫県尼崎市
JXTGエネルギー 神戸油槽所	兵庫県神戸市
昭和シェル石油 神戸事業所	兵庫県神戸市
東西オイルターミナル 姫路油槽所	兵庫県姫路市
JXTGエネルギー 和歌山製油所	和歌山县有田市
東西オイルターミナル 境港油槽所	鳥取県境港市
JXTGエネルギー 水島製油所	岡山县倉敷市
出光興産 広島油槽所	広島県広島市
東西オイルターミナル 広島油槽所	広島県広島市
昭和シェル石油 広島油槽所	広島県坂町
JXTGエネルギー 広島油槽所	広島県廿日市市
JXTGエネルギー 麻里布製油所	山口県和木町
出光興産 徳山事業所	山口県周南市
西部石油 山口製油所	山口県山陽小野田市
JXTGエネルギー 小松島油槽所	徳島県小松島市
出光興産 高松油槽所	香川県高松市
JXTGエネルギー 高松油槽所	香川県高松市
コスモ石油 坂出物流基地	香川県坂出市
太陽石油 四国事業所	愛媛県今治市
コスモ松山石油 松山工場	愛媛県松山市
出光興産 高知油槽所	高知県高知市
日本オイルターミナル 高知営業所	高知県高知市
東西オイルターミナル 北九州油槽所	福岡県北九州市
ジャパンオイルネットワーク 小倉油槽所	福岡県北九州市
東西オイルターミナル 小倉油槽所	福岡県北九州市
ジャパンオイルネットワーク 福岡油槽所	福岡県福岡市
JXTGエネルギー 福岡第1油槽所	福岡県福岡市
出光興産 福岡油槽所	福岡県福岡市
JXTGエネルギー 福岡第2油槽所	福岡県福岡市
昭和シェル石油 唐津油槽所	佐賀県唐津市
東西オイルターミナル 佐世保油槽所	長崎県佐世保市
出光興産 長崎油槽所	長崎県長崎市
東西オイルターミナル 長崎油槽所	長崎県長崎市
東西オイルターミナル 八代油槽所	熊本県八代市
ジャパンオイルネットワーク 八代油槽所	熊本県八代市
JXTGエネルギー 大分製油所	大分県大分市
東西オイルターミナル 日向油槽所	宮崎県日向市
JXTGエネルギー 宮崎油槽所	宮崎県宮崎市
JXTGエネルギー 鹿児島油槽所	鹿児島県鹿児島市

製油所・油槽所名	住所
出光興産 鹿児島油槽所	鹿児島県鹿児島市
東西オイルターミナル 鹿児島油槽所	鹿児島県鹿児島市

注)本表は、緊急輸送ルートと接続されている製油所・油槽所を示している。

別表7－1 海上輸送拠点（受入港）

都道府県	港湾名	都道府県	港湾名
静岡県	清水港	山口県	徳山下松港
	田子の浦港		下関港
	沼津港		岩国港
	大井川港		宇部港
	御前崎港		徳島小松島港
愛知県	名古屋港	徳島県	浅川港
	三河港		高松港
	衣浦港		坂出港
三重県	四日市港	香川県	丸亀港
	尾鷲港		愛媛県
	鳥羽港		松山港
	鵜殿港		宇和島港
京都府	舞鶴港	高知県	新居浜港
大阪府	大阪港		高知港
	堺泉北港		須崎港
	基幹的広域防災拠点（堺泉北港堺2区）		宿毛湾港
	阪南港	大分県	奈半利港
兵庫県	神戸港		別府港
	姫路港		大分港
	尼崎西宮芦屋港	宮崎県	津久見港
	東播磨港		内海港
	赤穂港		宮崎港
	津名港		細島港
	和歌山下津港	熊本県	油津港
和歌山県	文里港		八代港
	新宮港		鹿児島県
	水島港		鹿児島港
岡山県	岡山港	志布志港	志布志港
	宇野港		川内港
	広島港		
広島県	福山港		
	呉港		